

令和 7 年 第 1 回 嬉 野 市 議 会 定 例 会 会 議 録						
招 集 年 月 日	令和 7 年 2 月 28 日					
招 集 場 所	嬉野市議会議場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開議	令和 7 年 3 月 10 日 午前 10 時 00 分			議 長 辻 浩 一	
	延会	令和 7 年 3 月 10 日 午後 5 時 20 分			議 長 辻 浩 一	
応（不応）招 議員及び出席 並びに欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠	議席 番号	氏 名	出欠
	1 番	水 山 洋 輔	出	9 番	宮 崎 良 平	出
	2 番	大 串 友 則	出	10 番	川 内 聖 二	出
	3 番	古 川 英 子	出	11 番	増 田 朝 子	出
	4 番	阿 部 愛 子	出	12 番	森 田 明 彦	出
	5 番	山 口 卓 也	出	13 番	芦 塚 典 子	出
	6 番	諸 上 栄 大	出	14 番	田 中 政 司	出
	7 番	諸 井 義 人	出	15 番	梶 原 睦 也	出
	8 番	山 口 虎 太 郎	出	16 番	辻 浩 一	出

地 方 自 治 法 第121条の規定 により説明の ため議会に出席 した者の職氏名	市 長	村 上 大 祐	健康づくり課長	佐 熊 朋 子
	副 市 長	早 瀬 宏 範	統括保健師	尾 島 智 子
	教 育 長	杉 崎 士 郎	子育て未来課長	牧 瀬 玲 子
	行政経営部長	永 江 松 吾	福 祉 課 長	馬 郡 裕 美
	総合戦略推進部長	小野原 博	農業政策課長	植 松 英 樹
	市民福祉部長		茶業振興課長	
	産業振興部長	井 上 章	観光商工課長	志 田 文 彦
	建 設 部 長	馬 場 敏 和	農林整備課長	松 尾 憲 造
	教 育 部 長		建 設 課 長	
	観光戦略統括監	中 野 幸 史	新幹線・まちづくり課長	馬 場 孝 宏
	総務・防災課長兼 選挙管理委員会事務局長	太 田 長 寿	環境下水道課長	森 尚 広
	財 政 課 長	中 村 忠太郎	教育総務課長	森 永 智 子
	税 務 課 長	三 根 伸 二	学校教育課長	
	企画政策課長	松 本 龍 伸	会計管理者兼 会 計 課 長	岩 吉 栄 治
	広報・広聴課長	津 山 光 朗	監査委員事務局長	
	文化・スポーツ振興課長		農業委員会事務局長	
	SAGA2024 推 進 課 長		代表監査委員	
	市 民 課 長	武 藤 清 子		
本 会 議 に 職 務 のため出席した 者 の 職 氏 名	議会事務局長	筒 井 八重美		

令和 7 年第 1 回嬉野市議会定例会議事日程

令和 7 年 3 月 10 日（月）

本会議第 2 日目

午前 10 時 開 議

- | | | |
|-------|----------|---|
| 日程第 1 | 議案第 29 号 | 令和 6 年度嬉野市一般会計補正予算（第 9 号） |
| 日程第 2 | 議案第 30 号 | 嬉野市教育委員会委員の任命について |
| 日程第 3 | 議案質疑 | |
| | 議案第 1 号 | 専決処分（第 1 号）の承認を求めることについて |
| | 議案第 2 号 | 嬉野市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例について |
| | 議案第 3 号 | 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に
関する条例について |
| | 議案第 4 号 | 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関
する条例について |
| | 議案第 5 号 | 嬉野市防犯設備の設置及び管理に関する条例及び嬉野市債権管理
条例の一部を改正する条例について |
| | 議案第 6 号 | 嬉野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条
例について |
| | 議案第 7 号 | 嬉野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する
条例及び嬉野市消防団条例の一部を改正する条例について |
| | 議案第 8 号 | 嬉野市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について |
| | 議案第 9 号 | 嬉野市税条例の一部を改正する条例について |
| | 議案第 10 号 | 嬉野市営駐車場条例の一部を改正する条例について |
| | 議案第 11 号 | 嬉野市体育施設条例の一部を改正する条例について |
| | 議案第 12 号 | 嬉野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条
例の一部を改正する条例について |
| | 議案第 13 号 | 嬉野市いきいきデイサービスセンター条例の一部を改正する条例
について |
| | 議案第 14 号 | 嬉野市企業誘致ビル条例の一部を改正する条例について |
| | 議案第 15 号 | 嬉野市志田焼の里博物館条例の一部を改正する条例について |
| | 議案第 16 号 | 嬉野市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一
部を改正する条例について |
| | 議案第 17 号 | 嬉野市特別会計条例を廃止する条例について |
| | 議案第 18 号 | 市道路線の廃止について |

- 議案第19号 市道路線の認定について
- 議案第20号 令和6年度嬉野市一般会計補正予算（第8号）
- 議案第21号 令和6年度嬉野市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第22号 令和6年度嬉野市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 議案第23号 令和6年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野温泉駅周辺土地地区画整理
事業費特別会計補正予算（第2号）
- 議案第24号 令和6年度嬉野市下水道事業会計補正予算（第4号）
- 議案第25号 令和7年度嬉野市一般会計予算
- 議案第26号 令和7年度嬉野市国民健康保険特別会計予算
- 議案第27号 令和7年度嬉野市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第28号 令和7年度嬉野市下水道事業会計予算
- 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 議案第29号 令和6年度嬉野市一般会計補正予算（第9号）
- 議案第30号 嬉野市教育委員会委員の任命について

午前10時 開議

○議長（辻 浩一君）

皆さんおはようございます。本日は全員出席であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日、市長から議案第29号 令和6年度嬉野市一般会計補正予算（第9号）及び議案第30号 嬉野市教育委員会委員の任命についてが追加議案として提出され、議会運営委員会が開催されました。

日程第1．議案第29号及び日程第2．議案第30号についてを議題といたします。

朗読を省略して提案の説明を求めます。市長。

○市長（村上大祐君）

おはようございます。本日、今定例会に追加をお願いいたしました議案について御説明を申し上げます。

今回の追加提案につきましては、補正予算1件と人事案件1件の、合わせて2件でございます。

まず、議案第29号 令和6年度嬉野市一般会計補正予算（第9号）でございます。予算総額から歳入歳出それぞれ1,160万円を減額し、補正後の予算総額を217億2,460万3,000円とするものでございます。

内容といしましては、旧医療センター跡地の隣接地で行っている「伝染隔離病棟解体工事」において、土壌調査が必要になったことによる調査費用の補正と、「市道永尾線地すべり災害復旧事業」において、財源の変更と併せて事業費の補正を行うものでございます。

いずれも令和6年度の補正予算（第8号）の提出以降に生じた事案でありましたので、今回追加の提出となったところでございます。なお、本予算の補正に伴い、継続費、繰越明許費、地方債の補正も行っております。

次に、議案第30号 嬉野市教育委員会委員の任命についてでございます。

現在、委員をお務めいただいております永田由美氏の任期が、本年3月31日をもって満了となります。

引き続き同氏を教育委員の3期目として任命をしたいので、議会の同意をお願いするものでございます。

御同意いただければ、任期は地方教育行政の組織及び運営に関する法律第5条第1項の規定により、令和11年3月31日までの4年間となります。

以上、簡単ではございますけれども、このたびの追加議案の概要説明を終わらせていただきます。議案の詳細な内容につきましては担当部課長がいたしますので、何とぞ慎重な御審議をお願い申し上げます。

○議長（辻 浩一君）

これで提案理由の説明を終わります。

お諮りします。議案第29号及び議案第30号の追加議案につきましては、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議案第29号及び議案第30号につきましては委員会付託を省略することに決定をいたしました。

ここで暫時休憩いたします。

午前10時3分 休憩

午前10時17分 再開

○議長（辻 浩一君）

会議を再開いたします。

日程第3. 議案質疑を行います。

本定例会の議案質疑は通告制であります。質疑につきましては、嬉野市議会会議規則第55条の規定により、同一議題について3回を超えることはできません。

なお、議案第29号及び議案第30号については通告の時間がありませんでしたので、通告なしでの質疑を行います。これも同様に、質疑は3回を超えることはできません。御注意ください。

それでは、議案第1号 専決処分（第1号）の承認を求めることについてから議案第6号 嬉野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてまでの6件の議案について一括質疑を行います。

質疑の通告はありません。これで議案第1号から議案第6号までの質疑を終わります。

次に、議案第7号 嬉野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及び嬉野市消防団条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑の通告があります。議案第7号について発言を許可します。諸上栄大議員。

○6番（諸上栄大君）

それでは、議案第7号に関して質疑をさせていただきます。

まず、第1条のほうからお願いします。

嬉野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及び嬉野市消防団条例の一部を改正する条例ということで、この別表（第2条関係）についてお尋ねします。

まず、消防団のラップ隊長の増額理由についての説明をお伺いします。

それと今回、消防団の出動に関しては費用弁償から報酬に変更になっておりますが、その理由をお尋ねしたいと思います。

それと、全部お尋ねします。

2点目は消防団の災害出動について基準時間、始まりと終わりをどのように捉えられているのかということと、団員の時間及び人員の把握、集計はどのように行われるのか。

それと、消防団員の警戒、訓練等の出動についての始まりと終わりに関しての説明をお願いしたい。

最後に、年末警戒も対象になるのか、お考えを聞きたいと思います。

○議長（辻 浩一君）

総務・防災課長。

○総務・防災課長（太田長寿君）

それでは、お答えいたします。

まず、ラップ隊長の増額理由に関してでございますけれども、こちらは消防審議会のほうで御審議をいただいたわけですが、ラップ隊長を現在の副分団長級から分団長級に変更するため、分団長と同額となるものでございます。分団長といたしました理由は、当市の消防団の組織上、ラップ隊長は本部所属ではありますが、各部から選出されたラップ隊員を組織して指導する役割を持っております。このため、ラップ隊としての活動の中には、団長あるいは分団長に対して指導、養成、調整を行うという立場にあることから、その職務内容を勘案して階級を見直したものでございます。

それから、出動の基準の時間ということでございますけれども、こちらは現在想定しております火災ですとか水害関係の出動時間の目安といたしましては、火災出動については、開

始が杵藤地区消防本部から火災発生の通知が来た時刻、終了については団長から解散命令が出された時刻。ただし、火災に関しましては残火処理等が必要な場合は、その所管するエリアの団員は実際に消火等の処理が終了した時刻、あるいは火災以外の出動につきましては団長から出動命令が出された時刻から解散命令が出された時刻、あるいは分団長から終了の報告がなされた時刻を目安として考えております。その上で、各部で出動人員の出動時間を管理するという形を予定しております。

その出動の把握の方法については、出動の事由ごとに異なってはまいりますけれども、それぞれの要件ごとにあらかじめ決めた基準の時刻と先ほど申し上げましたけれども、火災でしたら出動と解散の時刻、そういったのを基本といたしまして、各分団または各部において算定集計して、原則、出動機会ごとに事務局に報告していただいて管理をすると考えております。

そして、この訓練等の対象でございますけれども、訓練等の基準時刻の算定に関しては、定期の訓練で出動した場合は当初予定しておりました開始時刻と終了時刻で算出するようなルールを定めたいと考えております。基本的には、現在訓練手当を支給している訓練が対象と考えております。

訓練時のその基準の時刻のほうについてなんですけれども、例えば、定期訓練で出動した場合は当初予定しておりました開始時刻と終了時刻ですね。それから、年末警戒に関しては、年末特別警戒を含む警戒活動、それから入・退団式、出初め式、消防操法大会など、現在出動の手当ての対象となっていない年中行事につきましては、原則として出動とか、訓練報酬の対象とはしない方針ではあります。ただし、実情を鑑みますと、団員の相当な労力がかかっておりますので、報酬という形ではないにしても、別途支弁する方法というのを検討する必要があると思っております。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

諸上栄大議員。

○6番（諸上栄大君）

ざっくり理解はしたものの、災害出動に関してなんですが、要は災害が発生して解散というような状況で、あらかたそのめどはつきますけれども、例えば、残火処理等で残ります。それと、地区によっては消防団員に残火処理とは言わず、地域からの要請で片づけ等も依頼を受けたりして、仮にそこが団員のところだったりとか、そういうところで結構居残って作業をする場合もあるんですけれども、そういったところも含まれるのか、考えられているのかということ。

もう一つは、団員の時間の把握、人員集計ということで、各部ごとにその都度その都度集計して提出というような形になるんですけれども、あらかた書面上提出なのか、どういう方

法を具体的に考えられているのか、そういったところをもう少し詳しく説明をいただきたい
と思います。

○議長（辻 浩一君）

総務・防災課長。

○総務・防災課長（太田長寿君）

お答えをいたします。

詳細なところは今後、団のほうと協議をしながら決定をしてまいりますけれども、例えば、
残火処理があります、そして片づけ等があった場合、基本的にはその火災に関連する活動
を継続的に行った場合は、その1回の火災の出動として報酬の対象としてカウントするとい
うことになろうかと思います。例えば、何日か後から片づけに来てくださいと言われても、
それはちょっと、火災の出動の対象ではなくて別の活動というふうな対象と考えることにな
ろうかと思います。それは、多分今と同じような取扱いになっていこうかと思います。

そして、集計の方法なんですけれども、原則といたしましては、何か様式を作成いたしま
してそれに記入するような形で台帳管理というか、そういった形でしていただいて、それを
メールなり何がしかの形で提出をしていただくと。実際、お支払いに関してはある程度まと
めてからということになろうかと思いますので、それを1年分とか集計したものを集めて、
それから支給の事務手続に入るといった感じになってこようかと思います。

ですので、詳細は決めていませんけれども、できるだけ把握がしやすいような形で、報告
がしやすいような形を取りたいと思います。あくまでも報告内容は自己申告ということにな
りますけれども、いろいろ確認できる時刻条件とか、そういったところも含めて、自己申告
の上で管理をしてもらって、それを所定の様式で報告をしてもらうという形を取りたいと
思っております。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

諸上栄大議員。

○6番（諸上栄大君）

最後ですけれども、いろいろ、部長さん等の管理等々がかなり難しくなってくるだろうと
予測されるんですけれども、そこはきちんと説明して、きちんと運用をお願いしたいと思っ
ております。

最後に、今回ラッパ長が増額と、分団長クラスになったんですけれども、結局のところ、
分団長、副分団長等々も手当はいただかれているものの、やっぱり火災となりますと、そこ
の部を統括する責任者としてずっと残つとかんばらんとですよね、残火処理、後片づけ等々
に関しても。そういった分団幹部に関しての手当てないしは基本報酬を上げるというような
お考えを最後にお聞かせ願いたいと思います。

○議長（辻 浩一君）

総務・防災課長。

○総務・防災課長（太田長寿君）

お答えをいたします。

今回の改正に関しては、これはちょっと別条例のあれにはなっていないかもしれませんが、ラッパ隊長と出動報酬を見直すという形になっております。ほかの団員報酬に関しては今後の協議ということにはなっていないかと思っておりますので、それは今後の協議ということで検討をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

次、第2条。諸上栄大議員。

○6番（諸上栄大君）

次に、第2条の嬉野市消防団条例の一部改正に関して、嬉野市消防団条例第4条についてお尋ねします。

今回、条例定数が1,050人から900人に変更されたという状況ですけれども、900人に決定された理由について伺います。

それと2点目に、各団、各部においての統合などがあるのか、各分団においての定員の変更がどのように変更になったのかを伺います。

○議長（辻 浩一君）

総務・防災課長。

○総務・防災課長（太田長寿君）

お答えをいたします。

まず、900人という定員なんですけれども、こちらは平成18年の嬉野市の施行、厳密にいうと、2町を合わせた定員が1,050人だったというところから、ずっとこれまで1,050人としてきておりました。実際の団員は決算書なんかで御報告をしておりますけれども、900人台ということになっております。団員の確保が難しいということで、今回の消防審議会に定員もお諮りしたところでございます。

900人と決定するに当たりましては、現在の実際の活動人員、それから、当面、現在の活動のできる組織力を維持できる団員数について消防団内部でも協議検討を重ねてまいりまして、最終的に900人という案を提案して審議会を終了をしていただいたという経緯がございます。

それから、これに関わって部の統廃合ということですが、人員の減少に伴いまして、この組織改編についても消防審議会の諮問事項としてお諮りをさせていただいております。定数の減少と共に部の廃合も、これは条例では出てきておりませんが、実施する見込みと

しております。この場合、嬉野市消防団規則の改正を実施することになります。現状では33部ございますけれども、これを26部に変更するということで、次の4月から運用をすることになろうかと思っております。

それから、分団部ごとの定数ということでございますけれども、こちらは現在調整中でありまして、本年4月1日から新組織での活動が始まりますので、早急に決定をして900人という定員を確保していきたいと思えます。その900人というのを定める中で、各部ごとの、分団部ごとの人数が決まっていりますので、厳密にはちょっとまだ決まっていらないというところがございます。こちらは総務企画常任委員会の資料請求でもありましたので、方向が出ましたらお示ししますということは委員会でお答えをさせていただいております。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

諸上栄大議員。

○6番（諸上栄大君）

そしたら、規則の改正をしなければならないというような状況がまず一つです。33部ある中でそれが26部になるということで、その分に関しては規則の変更後を拝見すれば、どこどこが統廃合になったかというのが多分分かるだろうとは思えます。あと、定員に関してはまた速やかに提出していただければ把握できると思えますけれども。

そういった中で、900人になる状況というのは理解しました。前々から、実質の活動人員が900人になったので、それに合わせて定数を変更した、審議会で検討していただいて定数を変更したというようなことだったんですけれども、消防団員の退団に関する定年制云々に関しての話というのもこの定数の減につながっていくとは思えますけれども、消防団員の定年制に関してというのは、この消防審議会の中で何か話が合った上で定数を900人に変えてというような観点もあるのかどうかということもお尋ねしたいと思えます。

○議長（辻 浩一君）

総務・防災課長。

○総務・防災課長（太田長寿君）

お答えをいたします。

定年制ということに関しては私も聞いたことはあるんですけれども、実際にそれを運用しているかどうかというのは承知をしていないんですけれども、運用は、部とか分団によりけりかなと思っております。実際に、消防審議会ではそうした内容までは諮ってはおりません。けれども、意見として、審議会には消防団員が入っておりますので、その団の実情を審議会でもお話をさせていただいております。その中で、やはり嬉野の山間部というか、そちらのほうが特に団員の確保が難しいということで、統廃合もなっていくますし、かといって定年制度を設けられるような状況には至っていないと。それが、状況はますます厳しくなってい

るというふうな状況の話が出たということもありますので、定年制に関する協議は客観的には起こった感じではないという、そういう現状でございます。

以上です。（「以上です」と呼ぶ者あり）

○議長（辻 浩一君）

これで議案第7号の質疑を終わります。

次に、議案第8号 嬉野市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑の通告はありません。これで議案第8号の質疑を終わります。

次に、議案第9号 嬉野市税条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑の通告があります。議案第9号について発言を許可します。田中政司議員。

○14番（田中政司君）

それでは、議案第9号 嬉野市税条例の一部を改正する条例についてということで質問いたします。

今回、検討委員会からの報告書を受けての条例改正ということだと思いますが、10月からとした理由、それと引上げ金額の根拠について、まず質問をいたします。

○議長（辻 浩一君）

税務課長。

○税務課長（三根伸二君）

お答えします。

今回の税条例の、入湯税の額に関する改正の件ですが、まず、施行時期が10月1日からとした件ですけれども、まずもって、この入湯税増額の件につきましては、令和元年度から検討された経緯がございます。その後、新型コロナウイルスによりまして一時中断をしておりましたが、改めて昨年の9月より、嬉野市入湯税等検討委員会として今年度3回協議した結果が今回の改正内容となります。

そして、その施行時期についてですが、財源確保のために年末の観光客が多い時期を取り込みたかったことがございます。開始時期につきましては、特徴義務者である各旅館等にもお伺いして、無理のないところで設定をいたしました。

また、今回、宿泊客100円アップ、宿泊を伴わない客50円アップとした根拠ですが、顧客の立場からすれば安いほうがよい、あまり高くし過ぎれば離れていってしまう、その辺も考慮した上での価格設定となりました。

試算では、この増額によりまして、令和5年度基準で申しますと4,765万円の増額の見込みとなっております、これは1年分ですね。その分の見込みとなっております。その財源を基に、観光戦略に基づきました観光資源の保護や開発に利用していこうと思っております。

以上になります。

○議長（辻 浩一君）

田中政司議員。

○14番（田中政司君）

大体分かりました。そういう中で、これは目的税なんですよ、入湯税というのが目的税で、令和5年度の決算でいきますと6,700万円程度の入湯税があって、それを50%、25%、25%、要するに観光費、消防費、環境衛生費にそれぞれ財源として持っていくわけですよ。

そういう中で、その6,700万円が1,690万円ずつの2つと、そして全部で3,300万円が観光費ということでいくわけなんです、これは先ほどの課長の説明でいきますと、これは年間1億円程度にはなるわけですよ、この入湯税が、来年度になりますけど。

そういう中で、この50%、25%、25%という割合というのが、先ほどの説明でいきますと観光費にそれ分を割り当てるというふうな御説明だったかというふうにちょっと感じたんですが、そうすると、ここの割合というのは当然変わってくるというふうなことでよろしいわけですか。

○議長（辻 浩一君）

行政経営部長。

○行政経営部長（永江松吾君）

お答えいたします。

先ほど田中議員がおっしゃられましたとおり、目的税の使途につきましては決算資料のほうで説明しておりまして、環境衛生に25%、消防に25%、観光のほうに50%という配分をしております。

今回の協議会のほうでもここら辺については協議がありまして、このかさ上げ分につきましては、その分丸々を観光振興に充てるというような協議になっておりますので、市としましても、今までの既存の150円、50円の分はこのような配分をしながら、かさ上げる分につきましては観光振興に充てると。消費税の福祉目的税みたいなああいう感じとちょっと似ていますけれども、そういうやり方で財源を使っていきたいと思っております。

○議長（辻 浩一君）

田中政司議員。

○14番（田中政司君）

確かに、上げた分に関してのということで分からないではないんですが、そういうやり方で、これは私ずっと見ていたんですけど、この50%、25%、25%という、どこでこれを決めてあるのかというのも、ちょっと分からなかったんですよ、はっきり言って。そこら辺の目的税ということで、確かに、市税の入湯税はここにあるんですが、これを、じゃ、どういうふうに使いますかと。あるいはこの配当の割合というのを、決められた規則とか、そういういったところがあるのかどうなのか、そこら辺もちょっと分からなくてですね。

それで、こういうふうな、今まであった50%、25%、25%というのをどこでどういうふう
に決められてこうなっているのか。そして、それを今回上乘せして——上乘せというか、増
額して徴収した分を、じゃ、そっちのほうに回しますよということをどういうふう——今
後、これが入湯税というものが目的税であって、やったときに、ある程度そこら辺の決まり
というか、規則あたりで決めておかなくていいのかなと思ったんですよ。そこら辺に関して
どういうふうな見解——今そういうふうにおっしゃったんですけど、それをある程度規則等
で決めておかないと、今後何か問題が発生するということはないのかなというふうに思った
んですが、その点最後に、いかがですか。

○議長（辻 浩一君）

行政経営部長。

○行政経営部長（永江松吾君）

お答えいたします。

まずもって入湯税ですけれども、これは地方税法に定められています目的でございます。
目的税といいましても、これはあくまでも一般財源でございまして、その使徒につきまし
ても地方税法のほうで、先ほど申し上げたような使徒に使うということになっております。

この配分につきましては、特別に法律でも、市のほうの規則でも定めはございませんで、
やはりそのときそのときの事業展開等に応じて決算のほうで使途について明らかにしてい
るというような状況でございまして、これをちょっとお仕事に、どういった事業を行って
くるかというのがありますので、そこについては明確な定めはしないで、ただし、このかさ
上げ分につきましては観光振興に全部充当するというような考えを持っております。

○議長（辻 浩一君）

これで議案第9号の質疑を終わります。

次に、議案第10号 嬉野市営駐車場条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑の通告があります。議案第10号について発言を許可します。増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

議案第10号 嬉野市営駐車場条例の一部を改正する条例について質問をさせていただきます。

全体で質問をさせていただきますけれども、こちらは今回、指定管理にするということ
ですけれども、指定管理にする理由及びメリットについて伺います。

○議長（辻 浩一君）

財政課長。

○財政課長（中村忠太郎君）

お答えをいたします。

まず、理由につきましては、駐車場の管理運営につきましては行政が行う住民サービスと

してではなく、民間の力を活用しながら、より効果的な運営を目指す指定管理者の管理運営を可能にするための改正でございます。

メリットにつきましては、コストの削減と効果的な運営ができると考えております。また、これまで市の職員が行ってきまして駐車場管理の業務も軽減されまして、ほかの行政サービスにより多くの時間をかけることができるということがメリットであるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

今回、民間の力をお借りしてということと、コスト削減とか、行政サービスにより多くということで指定管理にされる条例改正なんですけれども、市内には、ほかにも幾つか駐車場もございます。その中で今回がこちらの駐車場の指定管理なんですけれども、この条例の中でお尋ねいたしますけれども、第6条の2項に回数券の記述がありますけれども、この説明をいただきたいと思います。それと第14条の2項にもございますが、こちらとの記述の違いをお伺いいたします。

それと、同じく第14条の3項に、「利用料金は、指定管理者の収入とする。ただし、市長は、規則で定めるところにより指定管理者に利用料金の一部を市に納付させることができる。」とありますけれども、こちらの説明もお願いいたします。

○議長（辻 浩一君）

財政課長。

○財政課長（中村忠太郎君）

お答えをいたします。

まず6条、回数券の取扱いでございますが、こちらは、今回の改正前と取扱いは変わっておりません。表記が別表のほうで記載しておりましたのを本文中に落とし込んだというだけの改正でございます。今までどおり、回数券を10枚買えば11枚分、それ分の割引になるものでございます。

あと、第14条の2項、3項につきましては、現時点で指定管理料の設定はしておりませんが、今後、条例によりまして決められている金額を上限として指定管理者で金額を設定できるものというふうに変えております。

なお、指定管理料の積算におきましては、その駐車場の利用料金の全額を指定管理者の収入として一部を市に納付し、残った収入で全ての運営管理を行うというふうなやり方を検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

こちらの定めですと、第6条の2項と第14条の2項と同じことがあるんですけども、こちら、この改正が成立した場合にも、この文面を残すということで理解していいんですか。これは必要ということで、両方にも。この条文というか、指定管理の中にもありますし、第6条にもありますけど、これは絶対必要ということで理解していいんですか、この同じ文面がですね。

それと、先ほど言われた、ちょっと分からなかったのが、第14条の3項ですけども、「一部を市に納付させることができる」ということ、ここの説明をもう少し、ちょっと理解できなかったのも、もう一回お願いしたい。

それと、あと、ほかの駐車場に関しては、今、市の管理と思うんですけども、今後、例えば指定管理にするとかという計画はございませんでしょうか。

○議長（辻 浩一君）

財政課長。

○財政課長（中村忠太郎君）

お答えをいたします。

まず、収入を市のほうに納めるというふうな規定でございますが、こちらのほうですけど、現在、駐車場の管理運営で収入のほうが管理費用より多い状況でございますので、まずそこで、収入のほうは指定管理者に収入をされるわけでございますが、その一部を市にいただくという決まりになっているというふうに考えております。

続きまして、その文章で必要か、条例として第6条と第14条、同じものが必要かということでございますけど、第14条のほうはあくまでも指定管理を行った場合の規定でございますので、両方記載をさせていただいております。

最後に、市内のほかの駐車場の件でございますが、私が記憶しているところでは、シーボルトの湯の駐車場、そこがもともと市の駐車場でありましたが、今、指定管理になっておりまして、今回、インターの第1駐車場、第2駐車場を指定管理にすれば、ほかに市営の駐車場というのはないんじゃないかと。U-spo（ユースポ）の前はまたちょっと違いますけど、ないんじゃないかというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

これで議案第10号の質疑を終わります。

次に、議案第11号 嬉野市体育施設条例の一部を改正する条例についてから議案第14号 嬉野市企業誘致ビル条例の一部を改正する条例についてまでの4件の議案について一括して

質疑を行います。

質疑の通告はありません。これで議案第11号から議案第14号までの質疑を終わります。

次に、議案第15号 嬉野市志田焼の里博物館条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑の通告があります。議案第15号について発言を許可します。増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

それでは、議案第15号 嬉野市志田焼の里博物館条例の一部を改正する条例についてお伺いいたします。

まず1つ目、これまで料金改定はなされていなかったでしょうか、お伺いいたします。

2番目、市民利用者と市外利用者について料金に差をつけることは考えられなかったか、お伺いいたします。

○議長（辻 浩一君）

観光商工課長。

○観光商工課長（志田文彦君）

お答えいたします。

まず、志田焼の里博物館の料金につきましては、過去、平成31年4月1日に、消費税増税に伴い、1度改定を行っているところでございます。

もう一点につきましては、今回は物価高騰分のみの反映ということでありますので、市民の利用の方と市外利用者についての料金の差については考えておりません。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

これまで、平成31年の消費税増税のときに1回改定があったということですね。

そこで、この料金の一覧を見させていただきますと、今回の改定料金の値上げ幅の、値上げの根拠はどのようにして考えられましたでしょうか。

それと、新規メニューが以前と比べて、サラダボール小、大と、しずくとあります。それと、その他1万円とありますけれども、そちらの説明をお願いいたします。

以上、お願いします。

○議長（辻 浩一君）

観光商工課長。

○観光商工課長（志田文彦君）

お答えいたします。

今回の料金改定の根拠につきましては、原材料の物価高騰の状況を勘案した上での設定と

しております。

また、メニューの変更につきましては、整備をされているところがございますけれども、サラダボールと、あと、しずくに関しては、前の分ではランプシェードの小をしずくという表現で書いている部分です。

あと、その他とサラダボールの分につきましては、その他の部分が、以前より、特注品ではないですけれども、こういったものを作ってほしいとか、そういった御要望があるということでしたので、その辺を臨機応変に対応できる形で、1万円を限度として指定管理者さんのほうで対応していただくというところでございます。サラダボールにつきましても、以前から要望があった分を計上させていただいているところでございます。

以上です。（「料金改定の根拠、値上げ幅の根拠を、例えば1.何倍とか、そういうものの根拠を」と呼ぶ者あり）

根拠は物価高騰であるということと、近辺に似たようなサービスをされているところがございまして、そちらのところを見ながら、そこよりは上がらないぐらいの抑えめの金額に設定しているところでございます。

○議長（辻 浩一君）

増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

近隣のところと比較してということでもありますけれども、現在、土材とか結構上がっていますので、私はもう少し値上げ幅をされてもよかったんじゃないかなと思います。

そして、先ほど質問させてもらったんですけど、例えば、市内の利用者の方はちょっと減免するとか、そういったことは検討されなかったのでしょうかということも含めて、料金設定の中でいろいろ協議されたと思うんですけども、どんな協議がされて、それと、市内利用者の方とかの減免とかは協議されなかったのでしょうか、最後にお伺いします。

○議長（辻 浩一君）

観光商工課長。

○観光商工課長（志田文彦君）

お答えいたします。

この金額も、実際、指定管理者さんのほうの希望はもう少し低めの希望があったんですけども、この設定自体はちょっと高めに設定させていただいておまして、それは、この範囲内で指定管理者さんが料金を設定ができますので、そこは種別ごとに今後、指定管理者さんが設定を変えていくことは可能だと思います。

ですので、例えば、売れ筋とか、そういったところに対応ができなくなったところはちょっと料金を高めにして減らすとか、そういった工夫を指定管理者さんがすることができるといいますので、その辺で工夫をしていただければなというふうに考えております。

以上です。（「市内業者の方との減免の協議はされていますか」と呼ぶ者あり）特に今回は、その辺の検討まではいたしておりません。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

これで議案第15号の質疑を終わります。

次に、議案第16号 嬉野市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例についてから、議案第18号 市道路線の廃止についてまでの3件の議案について一括して質疑を行います。

質疑の通告はありません。これで議案第16号から議案第18号までの質疑を終わります。

次に、議案第19号 市道路線の認定についての質疑を行います。

質疑の通告があります。議案第19号について発言を許可します。山口卓也議員。

○5番（山口卓也君）

議案第19号 市道路線の認定について、三坂の住宅地のほうでお願いします。

まず1点目が、市道認定の経緯について。

次に、市道認定の要件に合致しているかということで、これは市道認定の認定基準、嬉野市の要綱があると思いますが、そのどこで該当があるのか、そこをお願いいたします。

○議長（辻 浩一君）

建設部長。

○建設部長（馬場敏和君）

お答えいたします。

市道三坂原北線の経緯について、まず説明いたします。

都市計画法により、市へ事前協議後、県へ開発行為の申請を行い、許可がされております。それと、市道認定の合致という件であります。一応、市道認定委員会を開催し、市道要件の合致を確認し、承認をされております。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

山口卓也議員。

○5番（山口卓也君）

その要件の合致の詳細、そこをまずお伺いします。

○議長（辻 浩一君）

建設部長。

○建設部長（馬場敏和君）

市道要件に関しては、車道幅員、あと縦断勾配の分を5メートル以上とか基準がありますので、その分をクリアできております。

それと、住民が約10戸以上という要件に関しても、15戸実際ありますので、その辺で市道認定の基準ではクリアできているということで承認を受けております。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

山口卓也議員。

○5番（山口卓也君）

認定基準を見ていると、集落と集落を結ぶとか、市道、県道の通り抜けができるとか、そういったところが基準にあるんですけれども、先ほどおっしゃられたのとはちょっと別ですね。そういったところはどういうふうになっているのか。

あと、私は4年ぐらい前にここも自転車で回ったこととかあるんですけれども、タイミング的にこのタイミングになった理由と、それから、四、五年前から何か変更があったのか。

最後ですので。要するにタイミングと、こういった住宅地の開発がされて、中に入り込んだところまで先ほどおっしゃった10戸以上とかがあれば今後も市道認定をされていくような、そういったこととして理解してよいのか、そこをお伺いいたします。

○議長（辻 浩一君）

建設部長。

○建設部長（馬場敏和君）

お答えいたします。

基本的に、開発行為で県の許可という時点で市の基準はクリアできているということであります。今回、認定が遅くなったということは、本来、市道認定にすべき要件はクリアしておりますが、おおむね10戸以上のという件で、まだ建物が建設されておらず、今回15区画とも確認が取れていますので、一応今回の認定ということになっております。

以上です。（「こういったことになれば、ほかのところも、例えば中に入り込んだとしても市道認定されるのか」と呼ぶ者あり）一応、袋小路ということでのお話かと思いますが、前面には市道がありまして、そこに通ずる2点が接しておりますので、袋小路としての捉えではありません。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

これで議案第19号の質疑を終わります。

議案質疑の途中ですが、ここで11時10分まで休憩いたします。

午前11時3分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（辻 浩一君）

再開します。

次に、議案第20号 令和6年度嬉野市一般会計補正予算（第8号）について質疑を行います。

まず、第1表 歳入歳出予算補正について質疑を行います。

歳入歳出補正予算、事項別明細書の10ページから37ページまでの歳入について質疑を行います。

1款．市税、1項．市民税から17款．財産収入、2項．財産売払収入までについて一括して質疑を行います。

質疑の通告はありません。これで1款．市税、1項．市民税から17款．財産収入、2項．財産売払収入までの質疑を終わります。

次に、18款．寄附金、1項．寄附金、事項別明細書32ページについて質疑を行います。

質疑の通告があります。2目．総務費寄附金について発言を許可します。森田明彦議員。

○12番（森田明彦君）

それでは、質問いたします。

補正予算書32ページで2目1節．ふるさと応援寄附金の今回かなりの減額ということですが、いまいきめけれども、この寄附額減少の要因をどのように捉えておられるのかということで、まずお尋ねをいたします。

○議長（辻 浩一君）

企画政策課長。

○企画政策課長（松本龍伸君）

お答えをいたします。

寄附減収につきましては、昨今の物価高騰の影響もございまして、日用品、特にお米、トイレットペーパー、ティッシュペーパー、あとビールなどが当たりますけれども、その分が多数、人気返礼品のランキングの上位を占めるような状況にございまして、その辺のトレンドの変化がここ数年に比べて出てきたということ。また、嬉野市のほうで主要サイトになっております分について、本市の主要返礼品でございます佐賀牛が、県産品認定の返礼品として県内ほかの市町からも数多く競争率の高いものが出品されるようになっている現状がございまして、数年前までの本市の佐賀牛の優位性というものが低下をしてきているというようなことが主な原因ということで考えております。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

森田明彦議員。

○12番（森田明彦君）

分かりました。想像はしておりましたけれども、前段にも御説明がありました商品、いわゆるトレンドの変化という部分、それと、うちのナンバーワンの存在であった佐賀牛の、

特にまた広範囲でそういう認定のお話がありましたけれども、どうしてもそこでの優位性が少し揺らいできたというようなところですね。やっぱりその辺がかなり影響しているのかなと思います。

そういった中で、また別に歳出のほうでもお尋ねはするわけですが、先ほどおっしゃった葉物野菜等、なかなか量的に一度にというのは非常に厳しいところはあるんでしょうけれども、そういったいろんな時代のニーズといいますか、そういう部分をしっかり捉えながら、今後対応していただかないといけないのかなと思いつつ、そういった対応も当然考えておられると思いますので、その点のお考えだけお尋ねしておきます。

○議長（辻 浩一君）

企画政策課長。

○企画政策課長（松本龍伸君）

お答えをいたします。

先ほどの佐賀牛に関しましては、本市での主要サイトの中で、一つのサイトについてはそういった形で、県内ほかの市町の佐賀牛が数多く出されている部分で割合的に減ってきたというような部分です。

ほかのサイトについては、ある程度サイトの数を増やしてきた部分がありますので、そこでの人気はかなり高いものがあるということで認識をしております。

ほかの返礼品についても、提供事業者の方、また中間事業者の方も含めて、いろいろなセット物であったりとか、そういった部分で企画をしたり、新しい返礼品の発掘、開発という部分で検討をしてみたいということで考えております。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

次に、梶原睦也議員。

○15番（梶原睦也君）

今、森田議員のほうから減額の理由等はお聞きしましたので、了解いたしました。

あと、今後についてですけれども、この減額、7億円とか、かなり大きな減額になっております。今後このふるさと納税について力を入れていくというか、当然力を入れていかなければいけないと思うんですけれども、この恒久財源ではないこのふるさと納税の考え方についてお伺いしたいんですけど。

今回、7億円減額になりました。これについて、これまでそれに伴う事業を展開されていた分を減額せざるを得ないということになると思うんですけれども、その大きな影響というのがどういったところに出ているのかという部分と、それから、今後このふるさと納税をどういった方向性で増額していこうとされているのか、まず、この点についてお伺いしたいと思います。

○議長（辻 浩一君）

企画政策課長。

○企画政策課長（松本龍伸君）

お答えをいたします。

ふるさと応援寄附金の見通しについての御質問ですけれども、一昨年、国の制度改革の影響とか、あと寄附金という性質上、見込みが非常に立てにくい状況にはございますけれども、先ほどの令和6年度寄附減収の要因などから、今後の寄附受入額も減少なり横ばいという部分での推移をしていくんじゃないだろうかということでは考えております。

一方で、次年度以降の事業に充当可能な基金については、国の制度の改正により、今後も受入額の約50%程度の積立てができる見込みで、令和6年度見込みも、令和6年度の受入に比例して積立額がずっと落ちていくということでは考えておりませんので、この辺は多少改正が追い風の部分があるのかなということでは考えております。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

行政経営部長。

○行政経営部長（永江松吾君）

ふるさと応援寄附金の財源、充当先につきましては、確かに、今多くの事業に充当しておりますけど、これが減ってくるとやっぱり財源的に厳しくなると思います。

そういった中で影響を受けるのは単独事業が大きな影響が出てくると思いますが、そこら辺につきましては事業内容とか、新たな財源とかを確保しながら、なるべく市民生活に影響がないように努めていきたいと思っております。

○議長（辻 浩一君）

梶原睦也議員。

○15番（梶原睦也君）

このふるさと応援寄附金がどんどん伸びていたときは非常によかったんでしょうけど、これは、当時から恒久財源じゃないよということは議会のほうでもかなり言ってきたんですけども、市長の考え方として、この応援寄附金の財源の位置づけというのをどういうふうに考えてあるのか。私としてはやっぱり、あくまでも臨時的に入る寄附金という考え方を持っておかないと、これを恒久財源的にどんどん使っていくというような考え方でいけば、こういうちょっとしたことで一気に減ってくるということがあるわけですので、その基本的な考え方としてこの応援寄附金というのをもう一度見直す時期に来ているのかなと思っているんですけど、市長としての見解をお伺いしたいと思います。

○議長（辻 浩一君）

市長。

○市長（村上大祐君）

お答えしたいと思います。

ふるさと応援寄附金、いわゆるふるさと納税の使い道ということでございますけれども、私どもといたしましても、議員御指摘のとおり、これはいつまでもあるものではないという認識に立って、これまでも予算編成を行ってきたところでございます。

でありますので、なかなか経常経費に使うということは控えてきましたし、なるべくその現年で使うのではなくて、翌年の基金の積立てで、そこから予算を組み立てるという基本方針には変わりはないかなというふうに思っております。

今後の見通しとしても、横ばいかやや減少というふうに見ているわけでありましてけれども、これも、私たちとしても、当然増額になればその分いろんなところにも増えてくるという部分はありますけれども、そういった過度な競争も今併せて問題になっております。県内でも、そういったブランド米と似通ったような名前で粗悪品を出して、大変米農家の皆さんは頑張っているのに、そういったところで印象を損なうような、イメージを損なうようなこともあっておりますし、そういったことはやっぱり本末転倒だと思っております。ふるさと納税の基本的な考えとして、まずはやっぱりまちの魅力の発信であったりとか、地域産業の育成につながる取組の延長線にそういったふるさと納税をお願いしていくというスタンスでいるかというふうに思っております。

委員会のほうでも御視察いただいた事業者の取組も、まさにそういったところだというふうに思っておりますけれども、今後の財政、寄附金の使途につきましても、堅実に見積りながらやっていきたいというふうには思っておりますし、今後、無理のない範囲ではやっぱり現状維持、もしくは微増に努めていくという営業努力も忘れてはいけないというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

いいですか。

質疑を終わります。

次に、19款．繰入金、1項．特別会計繰入金から22款．市債、1項．市債までについて一括して質疑を行います。

質疑の通告はありません。これで19款．繰入金、1項．特別会計繰入金から、22款．市債、1項．市債までの質疑を終わります。

これで歳入の質疑を終わります。

次に、事項別明細書38ページから66ページまでの歳出について質疑を行います。

1款．議会費、1項．議会費について質疑を行います。

質疑の通告はありません。これで1款．議会費、1項．議会費の質疑を終わります。

次に、2款．総務費、1項．総務管理費、事項別明細書39ページから41ページについて質疑を行います。

質疑の通告があります。6目．企画費について発言を許可します。森田明彦議員。

○12番（森田明彦君）

それでは、先ほどの歳入と同じところということで捉えていただければと思います。

歳出、39ページで6目11節、そして24節までという同じ並びでいきたいと思います。

歳入でもお尋ねをいたしましたけれども、それと、先ほど市長も少し御紹介をしていただきましたけれども、いわゆる従来の委託業者さん、それに新しくまた増えていただいている近隣の市町の業者さん等のお話もいただきました。やはり貴重な財源ということで、その確保を図るという意味で、この委託業者さんの存在というのは当然大きいということはもう承知しております。

そういったことで、この業者さんとの対策についての打合せ等々も含めて、どのような御対応が現状なされているのかなというところでお話をしていただければと思います。

○議長（辻 浩一君）

企画政策課長。

○企画政策課長（松本龍伸君）

お答えをいたします。

ふるさと納税の委託事業者の方たちとは、寄附実績の報告を受けたりしておりますけれども、その報告時に寄附金の増大全般にわたる協議、検討、そのような場を定期的に設けております。

寄附増大のための主な取組といたしましては、寄附金受入れサイトの拡充、これは数を増やすこともそうですけれども、各サイトでも、サイト内のいろいろな機能の充実を図られていますので、個々の委託業者と共に、返礼品の見せ方とか、そういった部分についての協議。それと嬉野市自体の魅力、観光等も含めてですけれども、魅力と、あと嬉野市の返礼品、これを合わせたような「ふるさとブック」というものを、ここ3年ほど定期的に、年に1回ですけれども、発刊をするようにしております。また、サイト内での広告PR、それと各メディア、雑誌等々ですけれども、そこでのメディアを活用した情報発信、そういったものを行っております。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

森田明彦議員。

○12番（森田明彦君）

様々に取り組んでいただいているということで、これにつきましては、さらにそういった情報発信、魅力ある商品の開発等も含めて行っていただければと思いますので、よろしくお

願いいたします。答弁は結構です。

○議長（辻 浩一君）

質疑を終わります。

次に、2款．総務費、2項．徴税費から、6款．農林水産業費、1項．農業費、事項別明細書42ページから53ページまでについて一括して質疑を行います。

質疑の通告はありません。これで2款．総務費、2項．徴税費から6款．農林水産業費、1項．農業費までの質疑を終わります。

次に、6款．農林水産業費、2項．林業費、事項別明細書54ページについて質疑を行います。

質疑の通告があります。4目．造林費について発言を許可します。梶原睦也議員。

○15番（梶原睦也君）

通告書で事業の詳細説明と書いておりますけれども、この負担金についての詳細説明をお願いいたします。

あと、今後この市有林の活用等については今現在どういうふうにされているのかについてお伺いしたいと思います。

○議長（辻 浩一君）

農林整備課長。

○農林整備課長（松尾憲造君）

お答えいたします。

市有林森林経営事業につきましては、森林法に基づいて、市有林のうち、現在は不動山地区の101ヘクタールの経営計画を定めて適正な管理を行っているものでございます。

事業の実施に当たりましては、鹿島嬉野森林組合と造林事業委託契約を締結いたしまして、森林組合が受け取る国庫補助金を差し引いた額を負担金として支出しているものでございます。この事業に当たって、材木代としては不動産売払収入として市のほうに歳入されているというものでございます。今回の補正内容につきましては、この搬出材の増加により搬出、運搬などの経費が増加したものによるものでございます。

市有林の活用状況につきましては、特に令和7年度からJークレジット事業のほうにも取り組んでいくということで、経営計画に基づきまして適正な管理に努めて、森林が持つ環境保全機能の充実を図っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

梶原睦也議員。

○15番（梶原睦也君）

分かりました。そしたら、市有林については有効活用されているということで理解してよ

ろしいでしょうか。

○議長（辻 浩一君）

農林整備課長。

○農林整備課長（松尾憲造君）

お答えいたします。

令和2年度から令和6年度の予定ですけれども、これまでの材木の売払収入といたしまして2,000万円を超える収入があつてございます。これを継続的に今後も続けていきたいというふうに考えております。

以上です。（「分かりました」と呼ぶ者あり）

○議長（辻 浩一君）

いいですか。

質疑を終わります。これで6款、農林水産業費の2項、林業費までの質疑を終わります。

次に、7款、商工費、1項、商工費から12款、公債費、1項、公債費、事項別明細書55ページから66ページまでについて一括して質疑を行います。

質疑の通告はありません。これで7款、商工費、1項、商工費から12款、公債費、1項、公債費までの質疑を終わります。

次に、6ページ、第2表 継続費補正についての質疑を行います。

質疑の通告はありません。質疑を終わります。

次に、7ページから8ページ、第3表 繰越明許費補正について質疑を行います。

質疑の通告はありません。質疑を終わります。

次に、9ページ、第4表 地方債補正について質疑を行います。

質疑の通告はありません。質疑を終わります。

これで議案第20号 令和6年度嬉野市一般会計補正予算（第8号）についての質疑を終わります。

次に、議案第21号 令和6年度嬉野市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）から議案第24号 令和6年度嬉野市下水道事業会計補正予算（第4号）までの4件の質疑について一括して質疑を行います。

質疑の通告はありません。これで議案第21号から議案第24号までの質疑を終わります。

次に、議案第25号 令和7年度嬉野市一般会計予算について質疑を行います。

まず、第1表 歳入歳出予算のうち3ページから5ページの歳入について質疑を行います。事項別明細書35ページから36ページについて質疑を行います。

質疑の通告はありません。質疑を終わります。

次に、1款、市税、2項、固定資産税、事項別明細書37ページについて質疑を行います。

質疑の通告があります。1目、固定資産税について発言を許可します。諸上栄大議員。

○6番（諸上栄大君）

それでは、1目の固定資産税の1節、現年課税分でお尋ねをします。

現年度課税分、令和6年度当初予算額より令和7年度の予算額が増額計上されておりますが、その説明をお願いしたいと思います。

それともう一点、令和6年度当初予算より徴収率が上がっておりますが、その説明、2点お願いします。

○議長（辻 浩一君）

税務課長。

○税務課長（三根伸二君）

お答えします。

固定資産税の予算が昨年度より上がった理由ですけれども、まずは新築の住宅の増、大型施設の新設、また、それに伴います償却資産の増、そのほか、令和6年に駅周辺の換地処分が行われまして現況で課税ができるようになったこと。また、徴収率を95%から97.5%に上げたこと、以上が、予算が上がったことの理由になります。

また、固定資産の徴収率を上げた理由なんです、実績として、令和3年度98.39%、4年度98.69%、5年度99.06%と、徴収の努力で上がってきております。ですので、今回の予算の徴収率も97.5%に引上げをしております。

以上になります。

○議長（辻 浩一君）

諸上議員。

○6番（諸上栄大君）

分かりました。あと、先ほど、課長のほうから固定資産税の現年課税分が増額になった理由で3点ほどお話をされたと思います。新幹線の開業に伴っての、駅舎とか、それに対する固定資産税がかかってくるということをお聞きしたこともありますけれども、その分についての額的なものというのもここに、増額の要因にあるのかどうか。それがもし額的に分かればお示ししたいと思いますけれども。

○議長（辻 浩一君）

税務課長。

○税務課長（三根伸二君）

すみません、駅関係の分での増額なんです、その分については今手元に資料を持ち合わせておりませんので、こちらはちょっとお答えできません。申し訳ありません。

○議長（辻 浩一君）

行政経営部長。

○行政経営部長（永江松吾君）

新幹線関係の税率ですけれども、6年度から7年度の予算では大きな反映はしておりません。これは5年度の予算でそこら辺の経費を上げておりますので、そのときに大分上がっておりますので、6年度から7年度についてはそう大きな影響はあっておりません。（「以上です」と呼ぶ者あり）

○議長（辻 浩一君）

次に、田中政司議員。

○14番（田中政司君）

大体分かったんですが、5年度で上げているから6年度、7年度では影響ないというふうな今、経営部長のあれだったんですが、昨年たしか質問をしたときには、駅舎関係についてのあれが、県のほうからのまだあれが来ていないから分からないというか、何かそういうふうな答弁だったような気がするんですよ。

それで、そのときには分からないので、来年度以降に固定資産税としてそういうふうに反映されていきますというふうな答弁だったような気がするんですが、そこら辺、ちょっと再度もう一回お聞きしたいと思います。

○議長（辻 浩一君）

行政経営部長。

○行政経営部長（永江松吾君）

確かに、分からない点はございましたので、これはすぐ来るのじゃなくて、ずっと遅れ遅れで来ますので、その分については随時反映はさせていっております。

7年度についても、新幹線関連分も含んではおりますけれども、大きな要因としましては、税務課長が申し上げたような要因が大きな要因となっております。

○議長（辻 浩一君）

田中政司議員。

○14番（田中政司君）

要するに、令和6年度から7年度で8,100万円ぐらい上がって、それで5年度から6年度も上がっているんですよね。だから、6年度のところと今回上がった分、全部で1億円以上上がっているんです、1億円ぐらい上がっているのかな。令和5年度の当初予算と令和7年度の当初予算でいけば、たしか今年8,000万円ぐらい上がって、令和5年度から6年度も、多分何千万円か上がっていたんですよ。それで、全部で1億円ちょっとぐらいの固定資産税の増収というのがあるんだけど、だから、その上がった分の要因としては、大型施設ができた、あるいは家の新築が多かったというのが要因ということなんですよ。

その中に、多分、新幹線開業に伴う固定資産税あるいは償却資産の増というのがあると思うんですよ。その分を、多分、諸議員も聞いていると思うんですよ。その数字というものはどれぐらいなんですかということととにかくお聞きをしたいわけです。

というのは、今、県は御存じのとおり、新幹線等でいろいろ当然、負担金も発生をするんですが、それによってどれぐらいの固定資産税が嬉野市としてはどうなったということをお聞きしたいということで質問をしているんです。

○議長（辻 浩一君）

税務課長。

○税務課長（三根伸二君）

申し訳ありません。今ちょっと手元に資料がございませんので、後だってお伝えしたいと思います。（「結構です」と呼ぶ者あり）

○議長（辻 浩一君）

質疑を終わります。

次に、1款．市税、3項．軽自動車税から1款．市税、4項．市町村たばこ税、事項別明細書、38ページから39ページについて質疑を行います。

質疑の通告はありません。質疑を終わります。

次に、1款．市税、5項．入湯税、事項別明細書40ページについて質疑を行います。

質疑の通告があります。1目．入湯税について発言を許可します。諸上栄大議員。

○6番（諸上栄大君）

それでは、1目．入湯税の1節の現年課税分のところでお伺いします。

令和6年度当初予算で算定根拠のところなんですけれども、宿泊及び休憩というところがありましたけれども、令和7年度のほうが宿泊が減少、休憩が増加というような予算計上をされておりました。そこの考えをお尋ねしたいと思います。

○議長（辻 浩一君）

税務課長。

○税務課長（三根伸二君）

お答えします。

入湯税の当初予算の見積り方なんですけれども、10月までの実績と近年の上昇率を見て積算をいたします。令和6年度の当初予算の積算は令和5年度中に行いますけれども、予算作成時、令和5年というのが新型コロナウイルスからの回復ということで、かなり上昇傾向がございました。大きく伸びる予想でありましたが、令和6年中の宿泊客の実績なんです、数としてはちょっと落ち着いた感じで推移をしておりました。ですので、令和7年度の宿泊の分につきましてはちょっと堅い数字ということで、42万人ということでちょっと落とした金額で積算をしております。

また、休憩につきましては実績でも伸びをしておりましたので、16%程度増の16万6,800人で積算をしております。

以上になります。（「以上です」と呼ぶ者あり）

○議長（辻 浩一君）

質疑を終わります。

これで1款、市税の質疑を終わります。

次に、2款、地方譲与税、1項、地方揮発油譲与税から3款、利子割引交付金、1項、利子割引交付金、事項別明細書41ページから44ページまでについて一括して質疑を行います。

質疑の通告はありません。これで2款、地方譲与税及び3款、利子割引交付金の質疑を終わります。

次に、4款、配当割交付金、1項、配当割交付金、事項別明細書45ページについて質疑を行います。

質疑の通告があります。1目、配当割交付金について発言を許可します。森田明彦議員。

○12番（森田明彦君）

お尋ねいたします。

今年度当初予算でこの交付金が700万円ということで、前年度より200万円増額をしております。割合からいえば3割以上、4割近くの増額ということですがけれども、基本的にこういう形で増えてくる要因というのを教えていただければと思います。

○議長（辻 浩一君）

税務課長。

○税務課長（三根伸二君）

お答えします。

新年度、7年度の予算の配当割交付金700万円の根拠ということですが、これは令和元年度から5年度までの平均値が850万円程度あったことからの算定になります。

歳入は、歳出も絡みますことから、若干辛い、堅い算定をすることがありますので、850万円からちょっと減額した700万円という数字を今回上げております。

以上になります。

○議長（辻 浩一君）

森田明彦議員。

○12番（森田明彦君）

今根拠を教えてくださいんですけども、ちなみに、これは基本的に、例えば、佐賀県下の市町、大体同じような形ということですよ、当然、国からですからね。嬉野市だけがこういうことですよということではないんですよ。分かりました。結構です。

○議長（辻 浩一君）

質疑を終わります。

これで4款、配当割交付金の質疑を終わります。

次に、5款、株式等譲渡所得割交付金、1項、株式等譲渡所得割交付金、事項別明細書46

ページについて質疑を行います。

質疑の通告があります。1目、株式等譲渡所得割交付金について発言を許可します。森田明彦議員。

○12番（森田明彦君）

お尋ねします。

前段と引き続きですけれども、今回も700万円ということで同じような数字の増額ということですが、基本的な要因と、それと合わせまして、一般的にこの株式等譲渡所得割交付金という性質といいますか、ふだんなかなか聞き慣れない、ちょっと分かりにくい交付金なんですけれども、できれば、どういった場合にこういうものが生じているという御説明をいただければと思いますけれども、いかがですか。

○議長（辻 浩一君）

税務課長。

○税務課長（三根伸二君）

お答えをします。

まず、数値的なお話になりますが、積算の方法については先ほどの配当割交付金の積算のほうと同じように、元年度から5年度までの平均値800万円程度でしたので、その分でちょっと落とした700万円ということで算定をしております。

また、この分については株式等譲渡所得割なんですけど、単純に株式のやり取りで得た所得についてなんですけど、それを県が集めまして、その分を県が、割合の理由はちょっと覚えていないんですけれども、ある一定の割合で市町村に配分するというような流れになっていると記憶しております。

以上になります。（「分かりました」と呼ぶ者あり）

○議長（辻 浩一君）

これで質疑を終わります。

これで5款、株式等譲渡所得割交付金の質疑を終わります。

次に、6款、法人事業税交付金、1項、法人事業税交付金、事項別明細書47ページについて質疑を行います。

質疑の通告があります。1目、法人事業税交付金について発言を許可します。森田明彦議員。

○12番（森田明彦君）

これも交付金で似たようなところですが、特に今年度につきましては、前年度よりほぼ倍増ということです。これについても、一応この要因を教えていただければと思います。

○議長（辻 浩一君）

税務課長。

○税務課長（三根伸二君）

お答えします。

それではまず、額の件です。この交付金については、まず、5年度決算が5,215万円、今年度も補正に出しておりますが、5,500万円ぐらいと見積もっております。そういう理由から、令和7年度も、それより若干落とした5,000万円としております。昨年度から予算としては倍増をしておりますが、これは、この制度が令和2年度から始まったもので、実績歴が少なく、前年度までの当初予算が予想しづらかったことが要因になっております。

以上になります。

○12番（森田明彦君）

ありがとうございます。これについても、県内も一律同じような割合ということでの理解でいいですね。結構です。

○議長（辻 浩一君）

質疑を終わります。

これで6款、法人事業税交付金の質疑を終わります。

次に、7款、地方消費税交付金、1項、地方消費税交付金から13款、分担金及び負担金、2項、負担金、事項別明細書48ページから55ページまでについて一括して質疑を行います。

質疑の通告はありません。これで7款、地方消費税交付金から13款、分担金及び負担金までの質疑を終わります。

次に、14款、使用料及び手数料、1項、使用料、事項別明細書56ページから58ページについて質疑を行います。

質疑の通告があります。4目、土木使用料について発言を許可します。増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

4目、土木使用料、1節の土木管理使用料でお尋ねいたします。

こちらは道の駅等使用料30万円とありますけれども、こちらの使用料の内容をお伺いしますとともに、令和6年度当初予算になかったんですけど、今回歳入に計上された理由をお伺いします。令和5年度が84万3,819円、令和4年度決算ですね、使用料が40万5,224円とありました。令和6年度には予算計上がなくて、実績は分かりますでしょうか、それも併せてお伺いいたします。

○議長（辻 浩一君）

新幹線・まちづくり課長。

○新幹線・まちづくり課長（馬場孝宏君）

お答えいたします。

まず、使用料の内容ということでございます。こちらにつきましては、道の駅の敷地内に設置して許可をしております自動販売機の設置に係る使用料ということになります。

それと、令和6年度につきましては、申し訳ございません。これは当初、使用料として本来計上をしなければならなかったんですが、計上漏れということで、こちらについては雑入のほうに今年度が入っております。6年度の売上げということですが、ちょっと今資料を持っておりませんので、今現在分からない状況でございます。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

では、令和6年度の当初予算ではここの中での計上をじゃなくて雑入でされているということですね。

確認ですけれども、敷地内でのイベント等とかあるんですけれども、あれの収入はほかのところで入ってくるということで理解していいんでしょうかということをお願いします。

○議長（辻 浩一君）

新幹線・まちづくり課長。

○新幹線・まちづくり課長（馬場孝宏君）

お答えいたします。

イベント等の使用料については、指定管理者さんのほうで収入として計上をされます。

以上でございます。（「結構です」と呼ぶ者あり）

○議長（辻 浩一君）

質疑を終わります。

次に、14款．使用料及び手数料、2項．手数料から、16款．県支出金、3項．委託金、事項別明細書59ページから75ページまでについて一括して質疑を行います。

質疑の通告はありません。これで14款．使用料及び手数料から16款．県支出金までの質疑を終わります。

次に、17款．財産収入、1項．財産運用収入、事項別明細書76ページから77ページまでについて質疑を行います。1目．財産貸付収入について発言を許可します。水山洋輔議員。

○1番（水山洋輔君）

それでは、質疑させていただきます。

予算書の76ページです。17款．財産収入、1項．財産運用収入、こちらが駅周辺土地区画整理地区763万円につきまして、増額した理由をお尋ねいたします。

○議長（辻 浩一君）

新幹線・まちづくり課長。

○新幹線・まちづくり課長（馬場孝宏君）

お答えいたします。

こちらは昨年度と比べまして1万9,000円増額をしております。こちらにつきましては、駅周辺の土地区画整理地区内における電柱占用の土地の貸付料というふうになります。こちらは今年度までは区画整理の特別会計のほうで計上をいたしておりましたが、今年度で廃止となりますので、一般会計への予算措置という形で切替えたというところでの増額になります。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

水山洋輔議員。

○1番（水山洋輔君）

承知しました。

そしたら、大方、土地区画整理事業が終わって特別会計もなくなります、令和7年度からは。というところかというと、この駅周辺土地区画整理地区というところの予算でいうと、何か新しく電柱の占有とか何かない限りは、これがずっと財産収入として発生すると、定額みたいな感じでこの収入額が次年度以降も上がるよという認識でよろしいんですか。

○議長（辻 浩一君）

新幹線・まちづくり課長。

○新幹線・まちづくり課長（馬場孝宏君）

お答えいたします。

はい。今、議員がおっしゃったように、また新規で電柱を建てたりとかいうふうになれば、そこでまた金額の変更はあるかと思いますが、現状としてはそのまま、次年度以降も同じような金額でいくかなというふうに考えております。

以上でございます。（「あとは結構です」と呼ぶ者あり）

○議長（辻 浩一君）

いいですか。

質疑を終わります。

議案質疑の途中ですが、ここで13時まで休憩いたします。

午前11時57分 休憩

午後1時 再開

○議長（辻 浩一君）

再開します。

休憩前に続きまして、議案質疑の議事を続けます。

次に、17款．財産収入、2項．財産売払収入、事項別明細書78ページについて質疑を行います。

2目．物品売払収入について発言を許可します。諸上栄大議員。

○6番（諸上栄大君）

それでは、2目．物品売払収入の1節．物品売払収入についてお尋ねします。

ごみの有価物売払収入に関して、内容の説明と算定根拠の説明をお願いします。

○議長（辻 浩一君）

環境下水道課長。

○環境下水道課長（森 尚広君）

お答えいたします。

今回、ごみ有価物売払収入1,710万円として計上している内容につきましては、令和6年度まで21款．諸収入、1目．雑入にて受入れを行っておりました、ごみ中継基地の一般廃棄物で有価物として取り扱っている金属類、古紙、古布類、瓶類、ペットボトルの売却による収入となるものでございまして、令和6年度から物品売払収入として科目変更、内容の明確化を行ったものになります。

算定根拠につきましては、過去の実績に基づき算定を行ったものでございます。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

諸上栄大議員。

○6番（諸上栄大君）

過去の実績ということですがけれども、私が今年度当初と令和7年度を比較してですがけれども、ずっと年々上がっている状況ですかね。その辺をもう一回お尋ねしたいと思います。

○議長（辻 浩一君）

環境下水道課長。

○環境下水道課長（森 尚広君）

お答えいたします。

令和5年度がトータルで1,758万5,144円ということで、数量が49万7,024キロということでございます。令和6年度におきましては1,655万3,417円ということで、あと1か月分、まだ2月分までの統計でございますけれども、そういったことで担当も、集計といたしまして令和7年度の見積りを行っているところでございます。1,710万円の収入ぐらいで適当かということで判断しております。

以上でございます。（「以上です」と呼ぶ者あり）

○議長（辻 浩一君）

続きまして、増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

同じところで質問だったんですがけれども、こちらは令和6年度までは21款で計上していたけど、より分かりやすくということで科目を変えたという理解でよろしいんでしょうか。

あと、歳出についてはこれまでどおり一緒ということで理解してよろんでしょうか。

○議長（辻 浩一君）

環境下水道課長。

○環境下水道課長（森 尚広君）

お答えいたします。

歳出に関しては、今までと同様な、昨年度との案分とかを考慮に入れまして予算を計上しております。

そして費目につきましては、予算をつける際に、雑入より物品売払収入のほうがより適当ではないかという担当課からの御指示もございまして、そちらのほうに変更したところでございます。

以上でございます。（「結構です」と呼ぶ者あり）

○議長（辻 浩一君）

いいですか。

質疑を終わります。これで17款、財産収入の質疑を終わります。

次に、18款、寄附金、1項、寄附金、事項別明細書79ページについて質疑を行います。

2目、総務費寄附金について発言を許可します。田中政司議員。

○14番（田中政司君）

それでは、79ページのふるさと応援寄附金について質問をいたします。

6年度の補正でもあったので大体分かったんですが、7年度の当初予算においても7億円の減ということで、23億円とされております。内容については他自治体との協業だとか、そこら辺で減っているというふうな説明を受けました。

そういう中で、この企業版ふるさと納税について科目存置がされてはいるんですが、この中で予算計上としては科目存置ということではなされております。今現在、この企業版ふるさと納税についてどのような取組方をされているのかなというのをまずお聞きをしたいと思ったんですが、よろしいですか。

○議長（辻 浩一君）

企画政策課長。

○企画政策課長（松本龍伸君）

お答えをいたします。

まず、前段の部分ですけれども、令和7年度ふるさと応援寄附金の歳入見込みにつきましては、先ほどありました令和6年度3月補正でも述べましたように、予算見込みが非常に立てにくい状況ではございますけれども、令和7年度予算計上からは6年度の受入れ見込みを勘案して予算を計上するようにいたしました。そのため、対前年比で申しますと大幅な減額ということで、6年度から7年度が大幅に落ちる見込みということではなくて、予算計上上

の減額ということで御理解をいただきたいという部分です。

あと、2点目の企業版ふるさと納税は、6年度についても、その前の年、大きな寄附があったときも、寄附の申出があった時点で議会の開会時期に合わせて予算を計上させていただいているところです。

現時点でも幾らかお話があっている部分もありますけれども、確定をしているものではないので、歳入についてはそういった形で上げさせていただいております。いろいろな企業のほうからお問合せ等をいただく場合もございますので、この辺についてはその都度対応をさせていただきたいと思っています。

企業版ふるさと納税の事業については、これまでも御質問をいただいた部分もありましたが、いろいろなマッチングの部分とか、そういった部分も活用しながらということで、成果報酬といいますか、委託料を、ちょっと確定したものではないので、歳入も歳出も個人版と同じような形では予算計上をしていないということにはなりますけれども、契約としては、令和7年度も収入に対してのそういった仲介じゃないですけども、そういったサイト、企業等もございますので、いろいろなところで利用をさせてもらいながら、それに付随する寄附についてはそういった支出の分も出てくる可能性があるかと思えますので、そのときはまた予算計上をさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

田中政司議員。

○14番（田中政司君）

これは、入りと出とあって、出のほうでとは思ったんですが、なかなかその出のほうでの委託料かれこれについて、この企業版のふるさと納税についてのそこら辺がちょっと分かりづらかったものですから、あえて入りのほうでお聞きをしたんですけども、要はさっき課長おっしゃったように、企業版ふるさと納税、9割ですね。要するに、企業としては経費で落とせるということで、非常によその自治体等でも、これについては、そういう業者を使ってでもというあれですけど、そういう委託をしてでもそういった企業を見つけて、企業版ふるさと納税をしていただくような取組をしている自治体等あるわけですね。

今後、このふるさと納税、ふるさと応援寄附金については、国の制度としてはそれなりに続いていくだろうと思いますので、やはりここら辺は本当に真剣に取り組んで——真剣にと言ったらちょっと語弊があるかも分かりませんが、積極的に取り組んで、嬉野市としては一つの財源として確保に向けてやっていただきたいなという思いはあるんですけど、最後に市長、この企業版ふるさと納税について、今後、嬉野市としてどういうふうに取り組んでいくのか、そこら辺についてお聞かせいただきたいと思います。

○議長（辻 浩一君）

市長。

○市長（村上大祐君）

お答えしたいと思います。

企業版ふるさと納税につきましては、やはりある種大きな目的と一対一で対応した形でやっていくことが最近のトレンドではないかなというふうに思っておりまして、本年度におきましては1億円というまとまった額をいただいたわけでありますけれども、それを毎年予算として立てるのはやっぱりちょっと無理があるだろうというふうには思っています。

あとは企業の、特に地元企業の社会貢献の一環としていただくケースもありまして、この制度自体が認知をされましたので、通常の寄附ではなくて企業版ふるさと納税の仕組みを使っていたというケースもございます。その寄附を当て込んでということになると、個人版のふるさと納税は何で予算化しているんだという話になるかもしれませんが、皆さんの善意を当て込んで予算化することはなかなか難しいとは思いますが、私どももいろんな民間事業者と連携をして、何か事業を起こしていくというときには企業版ふるさと納税を使った方法、スキームというのも絶えず検討をしておりますし、私どもとしても、このまちづくりの方向性の中で共感いただけるような提案をしているところであります。

企画政策課長も先ほど申し上げたとおり、私どものこういった新しいまちづくりの方針に共感いただいている企業さんも少なからずありますので、そういったところにさらに御支援賜るように、私としても積極的な情報発信、そして事業者さんとのそういった対話を重ねてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

田中政司議員。

○14番（田中政司君）

分かりました。予算立てをするときには、市長が言うようにそこを見込んでのというのはなかなか難しいかも分かりませんが、私たち議員、議会としては、やはりどういうつもりでこういう予算立てをしたんだ、そして、どういうふうな方向で持っていくんだということで、そこら辺の市長の答弁を聞いたのはよかったと思います。

とにかく今後、嬉野市がいろんな事業を展開していくに当たっては、やはりこういう企業版のふるさと納税というのを有効に使って、よりよい効果が出るような事業となるように、ぜひ、大いに使ってやっていただきたいということだけはお願いをしておきたいというふうに思います。答弁はいいです。

○議長（辻 浩一君）

質疑を終わります。これで18款、寄附金の質疑を終わります。

次に、19款、繰入金、1項、特別会計繰入金から20款、繰越金、1項、繰越金までの事項

別明細書80ページから83ページまでについて質疑を行います。

質疑の通告はありません。これで19款、繰入金から20款、繰越金までの質疑を終わります。

次に、21款、諸収入、1項、延滞金、加算金及び過料から21款、諸収入、3項、貸付金元利収入までの事項別明細書84ページから86ページまでについて質疑を行います。

質疑の通告はありません。これで21款、諸収入、1項、延滞金、加算金及び過料から21款、諸収入、3項、貸付金元利収入までの質疑を終わります。

次に、21款、諸収入、4項、受託事業収入、事項別明細書87ページまでについて質疑を行います。

1目、農業受託事業収入について発言を許可します。増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

農地中間管理機構業務委託金400万円でお尋ねいたします。

まず、これは7年度で予算計上されたと思うんですけども、委託業務のこれに計上された経緯と内容をお伺いいたします。

○議長（辻 浩一君）

農業政策課長。

○農業政策課長（植松英樹君）

お答えいたします。

令和5年4月に、農業経営基盤強化促進法の一部改正がありました。これに伴い、県の農業公社の業務を令和7年度から新規に受託することになりました。主な内容については農地利用権の事務などの受託となります。

金額の内訳ですけど、会計年度任用職員の2名分の人件費、あと、その事務に係る消耗品、通信運搬とか、あと、コピーのリース料とかになります。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

分かりました。これまでも予算等は上がっていなかったんですけども、貸手、担い手、貸手、担い手という、こちらの県の農地中間管理機構に対していろいろ手続をされていたと思うんですけども、これまでと今後の予算化された委託金との違い、これまでとどんな違いがあるんでしょうか。

○議長（辻 浩一君）

農業政策課長。

○農業政策課長（植松英樹君）

お答えいたします。

これまで市町の窓口で貸手、受け手との相対の利用権設定がありましたけど、法律の改正によって、農業公社の中間管理機構が今後農地の貸借の間に入って受け手農地の利用権設定の集約が進めやすいことや、あと、機構がその賃借料の受け払いを行うことになります。

それで、市町の今後の窓口としては、これまでどおり貸借の相談とか、あと関係書類の作成など、窓口業務についてはそういった業務を委託ということになります。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

これまでもこの事業はあっていたんですけども、皆さんの身近なところで、会計年度任用職員さんの予算をつけて、これまで以上に、よりその事業が充実するということで理解してよろしいのでしょうか。

○議長（辻 浩一君）

農業政策課長。

○農業政策課長（植松英樹君）

これまでは市町の相対でありました。市町の窓口での貸手、借手の方の利用権設定でしたが、今度から県の中間管理機構のほうでそういったことを取りまとめるようになって、うちのほうは窓口に来られたのを県の中間管理機構のほうに書類を送って、許可については公社のほうから借手、貸手の方に行く事務になります。

以上です。（「分かりました」と呼ぶ者あり）

○議長（辻 浩一君）

質疑を終わります。

次に、21款．諸収入、5項．雑入から22款．市債、1項．市債、事項別明細書88ページから93ページまでについて一括して質疑を行います。

質疑の通告はありません。これで21款．諸収入から22款．市債までの質疑を終わります。

これで歳入の質疑を終わります。

次に、6ページ、7ページの歳出について質疑を行います。

事項別明細書95ページから279ページまでについて質疑を行います。

それでは、1款．議会費、1項．議会費、事項別明細書95ページから97ページについて質疑を行います。

質疑の通告はありません。これで1款．議会費の質疑を終わります。

次に、2款．総務費、1項．総務管理費について、事項別明細書98ページから121ページについて質疑の通告があります。

事項別明細書98ページから101ページ、1目．一般管理費について発言を許可します。

なお、これは同じ質問が出ておりますので、諸上議員、次のは後で戻って質問の発言をしますので、一応最初のうちはずっと同じ質問をさせての許可をしたいと思います。

それでは、森田明彦議員。

○12番（森田明彦君）

それでは、質問いたします。

予算書の100ページ、1項1目12節、コールセンター導入業務ということです。主要な事業の説明書は2ページになります。2,387万円ですね。

これは非常に、この導入によって住民サービスの向上というのが期待されるところでありますけれども、1点だけ、夜間の対応というのをまず確認したいと思います。

○議長（辻 浩一君）

総務・防災課長。

○総務・防災課長（太田長寿君）

お答えをいたします。

まず、こちらの業務の詳細な内容につきましては、今後、事業者等の決定、それから仕様書を作成して、もろもろその契約時に決定していくこととなりますけれども、今のところで想定している内容でお答えをさせていただきたいと思います。

コールセンターの受付時間は平日の8時30分から18時、定時は17時15分なんですけれども、8時30分から18時を想定しております。夜間から早朝、それと休日につきましては、両庁舎の警備室、現在は警備会社へ委託をしておりますけれども、そちらのほうに自動転送されるということになります。ですので、平日の時間内、電話は基本的に全てコールセンターのほうにまず寄りまして、その後、各担当のほうに転送するもの、それからコールセンターで処理するもの、そして、時間外につきましては自動で宿直室のほうに転送されるという形になります。

ちなみにですけれども、ここで合同常任委員会の際に若干説明が少なかったものですから、もう少しちょっと業務の概要について御説明をさせていただきたいと思います。

先ほど申しましたように、実際の具体的な内容につきましては今後決定してまいりますので、現在想定しているところで概要を申し上げますと、行政手続や制度に関する問合せ対応、内容に応じた担当への転送、こちらの業務をコールセンターに外部委託をするものです。

こちらは、差し上げた資料では、コールセンターにまず電話が集まってきて、その後、コールセンター処理と各担当のほうに転送する業務が出てくるということになります。

そして、一般的なお問合せにつきましては、そのコールセンターのオペレーターにより処理し、個別の対応が必要な場合に担当の職員に手動で電話を転送することとなります。問合せですとか、処理といった個別の対応の部分というのを、当初御説明したコールセンターにFAQ、様々なマニュアルですとか、業務の実績、そういったものを踏まえたノウハウを蓄

積することで、よりコールセンターで対応していただける業務を徐々に増やしていこうというふうなことになります。

そして、あと時間については、先ほど申しましたように18時までがコールセンターで対応いたしまして、その間、担当者が不在の場合は、翌日、担当者から連絡する旨を伝えてもらいます。そして、休日及び18時以降の時間につきましては、コールセンターから市の警備室、宿直室に自動転送されるということになります。

ということですので、行く行くはその代表電話をはじめ、嬉野市への電話は、庁舎、出先を含めて、可能な限りコールセンターで処理をしていただくという方向に持っていきたいとは思っております。

そこで、個別の処理ということに持っていくと申しますと、最初の段階ではスモールスタートということで、コールセンターのみで完結させる個別対応の業務は、窓口部門とかそういうもの、それから一般のお問合せ、そういったものに絞って適用していきたいと思っております。

したがって、その業務をだんだん、コールセンターにノウハウを蓄積していくことによって、市役所のほうに転送する電話を減らしていきたいというのが目的でございます。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

森田明彦議員。

○12番（森田明彦君）

課長、詳細にわたって説明いただきましてありがとうございます。

もう一点だけ、非常に初歩的な質問になるんでしょうけど、このコールセンターそのものは、庁舎内に置くようなスタイルになるのか、もしくは専門の業者さん、民間等も含め、当然民間等でしょうけど、委託という形でこういったのを専門にやっていらっしゃるところに、極端にいうと、首都圏なら首都圏等に事務所があるようなところでの対応ということになるのでしょうか、そのところだけお尋ねします。

○議長（辻 浩一君）

総務・防災課長。

○総務・防災課長（太田長寿君）

お答えをいたします。

基本的に、庁舎にはコールセンターを置きませんので、コールセンターを受託していただける事務所を持った事業所に委託をすることになるかと思っております。

以上です。（「分かりました」と呼ぶ者あり）

○議長（辻 浩一君）

続きまして、諸上栄大議員。

○6番（諸上栄大君）

私も同じところで、コールセンター導入業務ということでお尋ねします。

先ほどの質疑と説明のところで概要は分かったんですけども、3点挙げております。

まず1点目は、令和9年度までの継続事業という説明をお受けしました。具体的に、令和7年度、どういうふうなところから取組を行われるのか、お尋ねをします。

それと、事業継続の予算に関してですけども、ランニングコストとか、国庫補助の有無に関してお尋ねします。

それと、現在、各課に電話番号が設置されておりまして、外部から直接、各課のほうにもお尋ねできると思いますけれども、これが、もしこのコールセンター導入業務がなった場合に、各課の電話番号等がどのようになるのか、お考えをお尋ねしたいと思います。

○議長（辻 浩一君）

総務・防災課長。

○総務・防災課長（太田長寿君）

お答えをいたします。

まず、令和7年度の最初に行わなければならない業務といたしましては、コールセンターの受託業者との契約後、システム構築や電話回線工事、オペレーター研修、そして、実際に業務を開始して運用を行いながら、マニュアルFAQノウハウの蓄積、そういったものを実施いたしたいと思っております。

それから、令和9年度までの継続事業としておりますのは、こちらは効果の検証等も勘案いたしまして、導入後3か年程度は継続したいということで、継続費ではございませんけれども、債務負担行為の予算計上をさせていただいております。この契約自体は単年度契約として年度ごとの支払いを考えているところです。

それから、予算の財源ということで申しますと、令和7年度のみは国庫補助の新しい地方経済生活環境創生交付金、こちらが説明書では2分の1としておりますけれども、10分の10の内示を实际いただいたようでございますので、その財源を活用することとなります。

そして、8年度と9年度の予算額はおおよそ1,000万円ということになるわけですが、こちらは一般財源もしくは何か充当できる財源を探していくという形になろうかと思っております。

そしてもう一つ、現在ある電話でございますけれども、令和7年度におきましては、各課への直通電話はそのまま残っておりますので、これは今交換で受けているのがまず一旦コールセンターに行くという形で、その後、各課への転送がされるということになります。実際に新庁舎に移転した後につきましては、その後の電話の配置によってちょっと変わってこようかと思っておりますけれども、基本的には担当者に行くような形での転送ということになろうかと思っております。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

諸上栄大議員。

○6番（諸上栄大君）

それでは、令和7年度までは具体的に各課の担当課の電話は残るというようなことで、その後は直接担当者のほうに行くような考えでということによって理解しました。

先ほど説明の中で——その前に、基本的に今の代表番号というのは変わらず、そこに電話したらコールセンターにつながるよということによってよかいですよね。代表番号は変わらないということですね。

そういう中でFAQということで、いろんな問合せ等々の電話というところで、それを集約して更新していくということで説明をいただきましたが、更新の頻度、今どれくらいの電話があっているのか、このFAQを採用して更新していくということで、頻度的にはどのように考えてコールセンターが受け持てる業務の拡大を図られることを考えているのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（辻 浩一君）

総務・防災課長。

○総務・防災課長（太田長寿君）

お答えをいたします。

この辺りのところは、私どもが取りまとめができる時間、そして、それに対応していただける時間ということが基準になってこようかと思っておりますので、明確なところではないんですけれども、ただ、発生した事案をできるだけ早く、こういったケースにはこういった対応というのをお伝えできるようにとは思っております。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

諸上栄大議員。

○6番（諸上栄大君）

最後の質問ですけど、これは実用的な状況になった場合に、私も、どこにコールセンターができるのかというところが気になっとつとですけども、事務所や事業所があるところというところで、やもすれば東京とか、そういうところも考えられるのかなと自分の中ではイメージをしているんですけども。

そういった場合に、今いろんな電話がかかってきている中で、私もそうですけど、方言の対応とか、そういうのも具体的に理解できる方がコールセンターの職員としてなれるのかどうかという、そこが一番危惧するところでもあるんですけど、その辺の言葉の問題とか、そういったところはどのようにお考えなのか。

○議長（辻 浩一君）

総務・防災課長。

○総務・防災課長（太田長寿君）

お答えいたします。

これは、実際に受託をされる事業者さんが、例えば、業務の構築をする段階ですとか、人材を確保するに当たっても、言葉の問題とか地元の事情を知っている人というのが当然求められるかなと思っております。なので、あまり遠くの事業者にはならないのかなと。幸い、近くにそういった事業者があるというようなお話は聞いてございますので、その辺りのところも加味しての業者選定ということになってこようかと思います。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

次に、増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

同じく、コールセンター導入業務についてお尋ねいたします。

内容的に大体分かったんですけれども、私が通告しております、業務の一連の流れと書いていますけれども、確認をいたします。

まず、全てコールセンターにつながるということですか。先ほど答弁がありました、8時半から18時までは各課につなぐこともできるけど、夜間とか休日は、まずはコールセンターにつながって、そこから警備の方につながるということでしょうか。その確認をさせていただきます。

それと、このコールセンターの嬉野市の業務を専任される方というのは、人数とかあるんですか。もしコールセンターの人員があられましたら答弁をお願いします。

○議長（辻 浩一君）

今のところでよかですか。

○11番（増田朝子君）続

すみません、コールセンターの専任の方はいらっしゃるんですか。例えば、何人ぐらいが嬉野市の専任のコールセンターの方というのがおられるかどうかですね。

あわせて、7年度は導入業務ということですが、先ほど申されましたように、研修とか構築のための期間もあるかと思いますが、実際にこの業務が始動するのは新庁舎になってからということで理解していいんですか。それとも、その前から始められるということで、そこはいつから始められる予定なんですか。

○議長（辻 浩一君）

総務・防災課長。

○総務・防災課長（太田長寿君）

お答えいたします。

まず、電話につきましては、基本的にまず代表電話から取り次ぐ電話が対象ということになります。ですので、各課の電話、直通の電話は生きてくるということになります。

そして、業務に関しては今年度から始めますので、今年度からの、新庁舎をまたいだ3年間ということになるかと思っております。したがって、今年度については、まず各課の電話は生かしながらも、代表電話のみそういった対応をしていくということでございます。

それと、人員に関しては、コールセンターのほうに実際いらっしゃる人数というのはそのコールセンターにお任せすることになるかと思っておりますので、かかってきた電話が取れないとか、不通な状態にならないような回線数の確保とか、あとはそれに対応できる人員の確保とか、そういったところはお願いすることになると思います。したがって、例えばですけど、複数の自治体を受け持つようなコールセンターがあった場合は、その中で嬉野市の業務に対応していただく人数を配置していただくというようなイメージになるかと思っております。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

分かりました。それと、先ほど休日とか夜間対応も確認をさせてもらったんですけども、私が言ったことでよろしいですか。ちょっとそこも1回目の質問でお願いします。

○議長（辻 浩一君）

総務・防災課長。

○総務・防災課長（太田長寿君）

お答えいたします。

夜間対応については、時間外です。休日と時間外については、代表電話にかかってきたものはコールセンターに。今が、それぞれの庁舎の宿直室にかかっているのが、一旦コールセンターから自動で転送されるという形になります。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

分かりました。その中で、8年度、9年度の予算としては1,000万ずつという答弁をいただきましたけれども、こちらの財源としてはどのように考えていらっしゃるかということと、先ほどの確認なんですけれども、今年度中に開始をしたいということですけど、スケジュール的にいつ頃からかという計画がありましたらお願いします。

○議長（辻 浩一君）

総務・防災課長。

○総務・防災課長（太田長寿君）

お答えいたします。

こちらの財源につきましては、先ほど諸上議員の御質問の中でもちょっとございましたけれども、7年度についてはほぼほぼ財源があるということで、手出しはなかわけですけど、8年度、9年度については、今のところ財源のめどが立っておりませんので、一般財源が基本となると思いますけれども、充当できる財源を探していくような形に、ほかの財源を探していくことになろうかと思っております。

そして、スケジュールにつきましては、こちらは国庫補助の事業ということでございますので、年度末までには一定の報告をしないとイケないということになっておりますので、そのために、できるだけ早く契約をいたしまして業務を始めるというふうな作業が必要であろうかと思っております。遅くとも二、三か月ですかね、それまでには始めなければいけないと考えております。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

確認なんですけれども、始まってからも、しばらくは直通の電話番号もあるということで。直通でもよろしいということですね。直に、始まってからでも。ということでよろしいですかね。

○議長（辻 浩一君）

総務・防災課長。

○総務・防災課長（太田長寿君）

お答えいたします。

さようでございます。なので、直通の電話が大分多い課というのもあるかと思っておりますので、そういったところも、徐々にコールセンターのほうに行くような形での設計というのも考えなければいけないと思っております。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

次に、宮崎良平議員。

○9番（宮崎良平君）

ある程度理解はいたしました。

お伺いしたいのが、先ほどの諸上栄大議員から言われたことなんですけど、方言でまくし立てる人もいれば、地域の細かいこととかそういったものを理解していないと、機械的な返

答というのは逆に、市の対応に対して不満も出てくるんじゃないかと思うんですね。できれば地元に精通し、方言等も理解している方の配置というのがお願いができるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（辻 浩一君）

総務・防災課長。

○総務・防災課長（太田長寿君）

お答えいたします。

実際に、コールセンターの受託者によって様々異なってくる部分はあろうかと思いますが、そのコールセンターに行く行くは職員の対応ができるだけ減るよという方向で持っていくということでございますので、そういった目的を、質的な意味でも充足できるような事業内容ということで業者の選定と資料の作成というのを行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

宮崎良平議員。

○9番（宮崎良平君）

コールセンターを委託するというか、考える中で、コールセンター業務においてほかの方法が考えられなかったのかなと思うんですね。市役所のOBの再任用とかそういう形でやるとか、これは天下りと言われるのかもしれないですけど、そういった形で、市の中で解決ができることでもあったのかなと思うんですよ。

こういったことというのが、市役所の中で検討はされなかったのか。こういう方のほうがあらゆる問題の解決として今までやられてきた方がたくさんいらっしゃる、地元のこともよく知っている、そして、全てが分かっているということであれば、すごく効果的ではないのかなと思うんですけど、そこら辺についてお伺いしたいと思います。

○議長（辻 浩一君）

総務・防災課長。

○総務・防災課長（太田長寿君）

お答えをいたします。

実際に業務を行う中で費用対効果の検証というのは必要かと思っております。そういった中で、その費用に対してその業務の内容が見合っているかということで、その業務が見合うように、先ほど申しましたFAQを充実させて、コールセンターでの業務を増やすことで職員のコア業務の時間を確保するというふうな考え方で、実際このフロントヤード改革の業務の中の一つとしてこのコールセンター業務は位置づけられておりまして、新庁舎において、今、人手不足ですとかそういったものがありまして、そういった問題を解決する一つの手段

として、これも一つのアウトソーシングということになろうかと思いますが、その一環として試験的に導入をするものということで考えております。

以上でございます。（「結構です」と呼ぶ者あり）

○議長（辻 浩一君）

いいですか。

次に、田中政司議員。

○14番（田中政司君）

大体分かりました。それで、1点だけちょっとあれなんです、このコールセンターというものが、事業の目的・効果の中に書いてありますけど、自治体間の共同利用が進めば、コストダウンが見込めるというふうな書き方をしてあるということは、このコールセンターを、自治体専用のコールセンターというふうに捉えていいわけですか。このコールセンターというのが、いろんな企業からの委託を受けているコールセンター、あるいは自治体専用のコールセンターと、そこら辺の進め方として、そういうことであるならば私も納得をするんですが、逆にいろんなところからの業種等のコールセンターということであればどうなのかなというふうに思ったんですが、そこら辺の考え方を。

○議長（辻 浩一君）

総務・防災課長。

○総務・防災課長（太田長寿君）

お答えをいたします。

やはりスケールメリットといいますか、そういったものがあればコストダウンというのが効率化できますので、コストダウンというのはなってくると思います。

先ほど増田議員さんへのお答えでも申しましたように、例えば、複数の自治体からの受託をするような事業者であれば、そういったノウハウの蓄積もそうですし、人員的なメリットもあるということです、そういったことも含めての事業者選定ということでもあります。嬉野市しか請け負っていないとなれば、コスト高になるというのは必定かなと思っておりますので、そこは実際に受託される業者との関係ということになってくるかと思っております、費用対効果ということでいうと、契約として重要な要件ではないかと思えます。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

田中政司議員。

○14番（田中政司君）

ちょっとまだ私のはっきりとなかなか見えないというか、例えば、いろんなコールセンターがあると思うんですが、私たちもよく企業等に問合せをする場合にコールセンターにつながるんですけれども、なかなかつながらないというようなところもあるわけですね。例え

ば、最近でいいますと、税務申告をするのに国税庁のほうに電話をしたら、なかなか電話ではつながっていかない、何番を押してください、何番を押してくださいというようなところで、結局、最終的に問合せをやめざるを得ないようなということもあるわけですね。だから、要するに市役所に、0954-43-1111と押したら嬉野庁舎に今はすぐつながるんですけど、それが一旦コールセンターに行くわけでしょう。しかし、そこに問合せが殺到していますのでというふうなことになるようなコールセンターでなければいけないし、そこら辺の自治体専門の何かコールセンターみたいなのかなというふうに思ったんです、よその自治体の幾つかあって、そこ専門のコールセンターということなのかな、どうなのかなと思ったので、そこをお聞きしているんですよ。それが、ほかの企業等々と一緒になったようなコールセンターでつながらないような状況が起きるんだったら、問合せに対して余計不便を来すわけですので、そこら辺はしっかり考えたコールセンターのあり方というのをやっていただきたいというふうに思うんですけど。

○議長（辻 浩一君）

総務・防災課長。

○総務・防災課長（太田長寿君）

失礼いたしました。そのコールセンターの受託される業務内容に関してなんですけれども、そのスケールメリットと申しましたのは、あくまでも自治体間のスケールメリットでありまして、民間の事業所を請けながら自治体のコールセンターを請けるということはないと考えております。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

田中政司議員。

○14番（田中政司君）

そしたら、自治体専門のコールセンターというふうに捉えていいということですね、今の答弁でいけば。

○議長（辻 浩一君）

総務・防災課長。

○総務・防災課長（太田長寿君）

何度も申し訳ございません。自治体専門のコールセンターを選定するという考えでございます。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

次に、同じく一般管理費の中で工事請負費について諸上栄大の発言を許可します。諸上栄大議員。

○6番（諸上栄大君）

それでは、14節の工事請負費に関してお尋ねをします。

防犯通報システム更改が150万円計上されておりますが、このシステムの内容と更改の内容の説明をお願いしたいと思います。

○議長（辻 浩一君）

総務・防災課長。

○総務・防災課長（太田長寿君）

お答えを申し上げます。

このシステムにつきましては平成21年度から稼働をしております、通報ボタンを押せば回転灯が回ってスピーカーから威嚇音が出るという仕組みになっておりますもので、これが今3基ございます。平成21年度に3基を設置いたしまして、そのうちの2台が鹿島警察署への通報と、その機械から通話ができるような仕組みになっております。

今回の改修につきましては、通信機能のあるこの2基につきましては、現在使用している回線、FOMAが使用できなくなるため、新たな回線のLTEに変更することに加えて、現在、平成21年から年数が経過していることもありまして、老朽化した機器を更新するというので、その一式、2セット分を更新するものです。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

諸上栄大議員。

○6番（諸上栄大君）

この防犯通報システムというのは、市内にあるシステムのことと理解させていただいていいのかということと、そうなった場合に、その期間は使えないんですかね。そこをお尋ねします。

○議長（辻 浩一君）

総務・防災課長。

○総務・防災課長（太田長寿君）

お答えいたします。

実際にこの機械につきましては2台、市内にある子どもを見守る防犯カメラと同じところについております、その2つなので、この機械の更新をしている間はその通報装置は使えないということになります。その代わり、同じく防犯カメラがついておりますので、そっちのほうは使用できるかと思っております。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

諸上栄大議員。

○6番（諸上栄大君）

市内ということで合点がついたわけですがけれども、そういった場合に、防犯カメラはついているものの、防犯システムの通報は直通で警察署に行くというような通報システム——だから、できるだけその工事期間というのが、空白期間がないほうが望ましいと私は思うんですけれども、具体的に工事期間とかいつ頃を想定されているのか、最後にお尋ねします。

○議長（辻 浩一君）

総務・防災課長。

○総務・防災課長（太田長寿君）

お答えいたします。

すみません、期間につきましてはちょっと承知をしておりません。もしよかったら、後だって御報告をさせていただいてよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（辻 浩一君）

次に、事項別明細書101ページから102ページ、2目、文書広報費について発言を許可します。増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

では、文書広報費、12委託料の行政法顧問等業務について、まずお伺いいたします。こちらは令和6年度まで予算化されておりましたが、令和7年度に予算化されていない理由をお伺いいたします。

○議長（辻 浩一君）

総務・防災課長。

○総務・防災課長（太田長寿君）

お答えいたします。

本業務につきましては、行政法の解釈や運用についての相談、アドバイスをいただいたり、法解釈ですとか、新法に関する職員向けの講義を実施するために、大学院の教授にこれまでお願いをしてきたものでございます。

実は令和4年度末で大学を退官されましたので、5年度も予算化をしていたんですけれども、代わりになる方がちょっと見つからず、6年度も同じく、引き続き代わりになる方を探すために予算化をしておりましたけれども、やはりこの予算ではお受けいただく方が見つからずに、6年度末に全額減額をいたしまして、7年度については予算計上をしていないということでございます。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

それでは、これまでは大学の教授の方をお願いされていたけど代わりの方が見つからなかったということなんですけれども、今後、市としてはそういう方がおられたらお願いされたいということと思うんですけれども、報酬の問題ということで理解していいんですか。どんなですか、なかなか見つからないということで。でも、市としてはそういう方に来ていただきたいと思っていらっしゃるわけですね。ちょっとそこら辺を。

○議長（辻 浩一君）

総務・防災課長。

○総務・防災課長（太田長寿君）

お答えいたします。

やはり新しい条例ですとか、そういったものを整備する際に、法解釈とかのアドバイスをいただくというのは貴重な機会ではございますので、そういった人材の方を確保できるならばすべきだとは思っているんですけれども、何せ、以前お請けいただいた、その方に依存するような形での業務になっていたものですから、それで新しい方について同じような予算で探すのは基本的にちょっと難しいということでございますので、新たな方法でそういった法整備に関する研修とか、そういったものは用意していかなければいけないと思っております。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

6年度はそういう事例はなかったんでしょうか、お願いするような事案はなかったんでしょうかということと、今後、予算面も含めてどういうふうに、そういう方を探される計画でられますか。

○議長（辻 浩一君）

総務・防災課長。

○総務・防災課長（太田長寿君）

お答えをいたします。

こちらは、実際に5年度、6年度とアドバイスをいただける方がいらっしゃらなかったということです、ちょっと別の形で、例えば、法制化に関してはそれぞれの所管で行っていたということであります。今年度、7年度も予算を計上していないように、これ以上探すのはちょっと難しいと思っております。基本的には、今は様々な形で法制化の業務というのができるようになっておりますので、いろんな媒体とか研修を活用しながら、それぞれの職員のスキルアップという形でそれを補っていくことになろうかと思っておりますので、この業務はもうここでおしまいかなと正直思っております。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

次に、文書電子化等試行調査業務について。増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

続きまして、文書電子化等試行調査業務418万円についてお伺いいたします。

まず1つ目、業務内容の詳細説明をお願いいたします。その中で、外部保管とかという説明もありますけど、そこも含めてお願いしたいと思います。

あと、支援事業としては単年の事業なんでしょうか、お伺いいたします。

○議長（辻 浩一君）

総務・防災課長。

○総務・防災課長（太田長寿君）

お答えをいたします。

こちらは、現在ある書類のうち保存が必要なもの、それからデータ化すべきもの、廃棄するもの等を仕分して、また、文書規程に関わる保存のルールの整備など、今大量にある文書の保存スペースを有効に活用するために必要な調査と調整を行うものでございます。実際に文書整理やデータ化に関する経費というのは、この調査結果を基に別途必要になってくると思っております。

今年につきましては書類の洗い出しと、保存するのか、データ化するのか、それから廃棄するのか、そういったものの基準を定めるような形で後年度の文書整理に役立てていくためのものでございます。そのガイドというのは、文書の分類ですね。そういったものを基本にして業務を進めていくということになります。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

今年度は文書等の洗い出しとか、いろいろ仕分け作業をされるということですが、先ほどの答弁の中で、単年事業ですかということも含めて2回目をお願いします。

それとあと、今年度は調査なんですけれども、8年度、9年度というのは、またそういう仕分作業も入ってくるかと思えますけれども、今後の計画、何か年の事業を考えていらっしゃるかということも含めてお伺いいたします。

○議長（辻 浩一君）

総務・防災課長。

○総務・防災課長（太田長寿君）

お答えをいたします。

この事業につきましては、調査業務ということで単年の計画でございます。今回、実際行いました調査の結果を基に、今後、文書整理をしていくということになってまいります。なので、実際――次の梶原議員さんへの回答も若干含みますけれども、これによって今後、仕分をしたところで例えばデータ化する必要があるものとか、今度は文書の置きスペースとか、そういったものに係る経費というのが後年度発生すると見込んでおります。

以上です。（「何か年とか、今後何か年の計画」と呼ぶ者あり）

計画については、まずは7年度中に一定の方針を定めたところで、それを実際に廃棄したりとか、データ化したりとかするのは、また後年度の業務の中である程度計画的にしていかなないと、ほかの業務を行いながら文書の整理というのがなかなか時間がかかるという事情がございますので、そういったものを見ながら決めていくことになります。なので、その方向性だけを定める業務ということになります。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

今年度は方向性を定められるということですが、新庁舎が8年度にできます。その後第2庁舎とかも解体されて、いろんな書類もあるかと思えますけれども、では、新庁舎の建設と、あと第2庁舎等の解体まで含めてきちんと整理するという事で理解、それか、またそれ以後もかかるかという計画とかはありますか。

○議長（辻 浩一君）

総務・防災課長。

○総務・防災課長（太田長寿君）

お答えをいたします。

こちらは、現在ある文書を、7年度から文書管理システムが実質的に入ってまいりますので変わってくるかと思うんですが、今ある書類、それをどういうふうに整理するかということになってきます。その結果次第では、今、嬉野庁舎にある書類を移転させる必要もあると思えますし、データ化もさせる必要もあります。データ化しようと思ったら相当な経費がかかってまいりますと、そういったことになりますので、それは必要に応じて随時対応をしていくような感じになりますので、今のところ具体的なステップはちょっと申し上げられませんけれども、そういった計画でやっていきたいということでもあります。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

次に、梶原睦也議員。

○15番（梶原睦也君）

私は、今後のコストということで質問をしていた分についてはお答えいただきましたけれども、それ相応のコストがかかるんじゃないかなと思っております。

今回のこの文書電子化の調査業務418万円ということで上がっています。これは一般財源で予算措置してありますけど、これについてと、今後D X化というそういう部分での文書の保存方法とかという御説明がありましたけど、そういう方向性で今、国も進めているわけがありますけれども、この分も含めて、国からのそういう補助金等というのは考えられなかったのか。そして、今後そういうコストに関しても補助金等が使えるのかどうか、この点についてお伺いしたいと思います。

○議長（辻 浩一君）

総務・防災課長。

○総務・防災課長（太田長寿君）

お答えをいたします。

こちらは、本事業については、それに該当するような交付金ですとか、財源がなかったと承知しております。

今後発生する業務についての財源については、そういったI Tとか、I C T関連とか、あと、そのD Xの関係での何か財源があればそれを充当するような形で、できるだけ充当するような形で進めていけたらなと思っておりますけれども、ただ単にデータ化するだけの業務にはちょっと補助金はないかなと承知しております。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

梶原睦也議員。

○15番（梶原睦也君）

分かりました。そこら辺を、うまく補助金使えるような形で事業を進めていただければと思います。よろしく願いしておきます。返答は要りません。

○議長（辻 浩一君）

議案質疑の途中ですが、ここで14時15分まで休憩いたします。

午後2時6分 休憩

午後2時15分 再開

○議長（辻 浩一君）

再開いたします。

休憩前に続きまして議案質疑の議事を続けます。

次に、事項別明細書103ページ、4目、会計管理費について順次発言を許可します。増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

4目、会計管理費、12委託料で、マイナンバー付加管理システム更新業務86万5,000円についてお伺いいたします。

このシステムに不具合が生じたとの説明がありましたが、どのような不具合が生じたのでしょうか。また、このマイナンバー付加管理システムとはということも含めてお伺いいたします。

○議長（辻 浩一君）

会計管理者。

○会計管理者（岩吉栄治君）

お答えをいたします。

マイナンバー付加管理システムの不具合とはどのような不具合が生じたかという御質問ですが、まず、マイナンバー付加管理システムについては、謝礼とか報酬等の源泉徴収のデータを作成する際のマイナンバーをパソコンで管理しております。そのパソコンが使用開始から10年ほど経過をしておりますして、作業時に途中で止まったり、起動しなかったりとかいった、経年劣化によるパソコンの不具合となります。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

10年経過しているということですが、10年前とか、これまでこういうシステム更新はございましたでしょうか。

○議長（辻 浩一君）

会計管理者。

○会計管理者（岩吉栄治君）

お答えをいたします。

これまでは順調に作動をしておりますして、更新等はあってはありません。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

確認ですが、今回が初めての更新ということでしょうか。

それと、このシステム更新時期は、例えば、この業務とかいうのは継続できるんでしょうか、業務自体は。

○議長（辻 浩一君）

会計管理者。

○会計管理者（岩吉栄治君）

お答えいたします。

更新については今回が初めてとなります。

業務の継続についても、業務は継続できます。

以上です。（「分かりました」と呼ぶ者あり）

○議長（辻 浩一君）

次に、事項別明細書104ページから107ページ、5目、財産管理費について発言を許可します。諸上栄大議員。

○6番（諸上栄大君）

それでは、財産管理費の使用料及び賃借料についてお尋ねします。

コアシステム利用料48万円、それともう一点なんですが、調達情報提供WEBサービス36万9,000円、この2点に関してどのようなサービスなのか、説明をいただきたいと思います。

○議長（辻 浩一君）

財政課長。

○財政課長（中村忠太郎君）

説明をいたします。

まず、コアシステムにつきましては、入札案件の登録から業者への通知までをインターネット上で行えるようにするためのシステムでございます。

もう一点、調達情報提供WEBサービス、こちらにつきましては、インターネット上のデータベースから、公共団体、公的団体の契約案件の情報を検索、閲覧し、結果や工事仕様書、様式など、資料のデータを得ることができるようなシステムとなっております。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

諸上栄大議員。

○6番（諸上栄大君）

令和6年度当初から比べて、今回財政課でこのような予算を計上されて、今までは多分各課で入札関係はされていたと思うんですけど、その予算の計上が変わったというところの説明をお願いしたいと思います。

○議長（辻 浩一君）

財政課長。

○財政課長（中村忠太郎君）

お答えをいたします。

コアシステムにつきましては、電子入札を行うためのシステムでございますが、こちらのほうは令和5年度まで入札事務の所管課、建設課において土木総務費のほうで計上をされて

おりました。しかし、当市以外の県内9市におきましては契約関係の所管課が財政課となっておりましたので、今回、令和7年度は、予算的にも財政課のほうで計上をしたところでございますし、令和6年度中は土木費で予算を計上したまま財政課のほうで契約の事務は行っておりました。

以上でございます。（「以上です」と呼ぶ者あり）

○議長（辻 浩一君）

次に、増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

コアシステムと調達情報提供については、今、諸上議員の質問で理解しましたので、取下げます。

もう一点よろしいですか。

○議長（辻 浩一君）

はい。

○11番（増田朝子君） 続

非接触型入札システム及び契約管理システム運用についてお尋ねいたします。395万7,000円ですね。

こちらは、今回予算計上の理由をお伺いしますとしていますが、令和6年度は8款、土木費、1項、土木管理費、1目、土木総務費、12委託料で計上されておりましたが、その理由をお伺いいたします。

それと、今回、委託料が増額になった理由もお伺いいたします。

○議長（辻 浩一君）

財政課長。

○財政課長（中村忠太郎君）

お答えをいたします。

令和6年度まで土木費で計上していた予算を、令和7年度、総務費のほうで計上した理由につきましては、先ほどのコアシステム利用料と同じ理由でございます。

もう一点、増額になった理由としましては、やはり物価の高騰などで、このシステムの委託料が、見積りを取ったところ上昇したというところでございます。

以上でございます。（「分かりました」と呼ぶ者あり）

○議長（辻 浩一君）

いいですか。

諸上栄大議員。

○6番（諸上栄大君）

財産管理費の14節の工事請負費に関して、旧上岩屋分校跡地施設解体で99万円の予算計上

がありますけれども、解体のスケジュールに関してと、解体後の活用方法に関してお伺いします。

○議長（辻 浩一君）

財政課長。

○財政課長（中村忠太郎君）

お答えをいたします。

まず、解体スケジュールにつきましては、解体時期を令和7年6月頃から7月頃を予定しております。

解体後の活用方法につきましては、現在、旧上岩屋分校跡地につきましては平成2年より、上岩屋地区に対し無償で貸付けております。現在は、地区の行事などの際に区民の方が駐車場として利用をされておりますけれども、今回の解体後も、引き続き貸付けを行う予定でございます。

○議長（辻 浩一君）

諸上栄大議員。

○6番（諸上栄大君）

上岩屋の区民のほうに貸付けということですが、解体後のその土地の管理とかも、全て上岩屋区のほうで依頼をされるのか、その辺の分担というか、内容はどのように考えられているのか、お尋ねします。

○議長（辻 浩一君）

財政課長。

○財政課長（中村忠太郎君）

お答えをいたします。

こちらのほうは無償での貸付けでございますけど、その管理、草払い等は区のほうで行って、貸付けているところでございます。それ以外、特に維持管理を市で直接行っているというふうなものはございません。

以上でございます。（「以上です」と呼ぶ者あり）

○議長（辻 浩一君）

いいですか。

次に、事項別明細書107ページから110ページ、6目、企画費について発言を許可します。

まず、諸上栄大議員、報酬について質問をお願いいたします。諸上栄大議員。

○6番（諸上栄大君）

企画費の報酬についてお尋ねします。

総合計画審議会・総合戦略推進委員会委員の人数12名と34万2,000円が計上されておりますが、今年度、令和6年度当初では8人、13万3,000円の計上でしたが、これが増加してい

る理由をお伺いします。

○議長（辻 浩一君）

企画政策課長。

○企画政策課長（松本龍伸君）

お答えをいたします。

今回の予算計上につきましては、これまでの総合計画審議会、総合戦略推進委員会の2つの委員会がありましたけれども、今回この委員を、2つの機関の分を1本で担っていただくような形で予算計上をしているために増額、12人ということです。第2次総合計画におきましては、総合計画審議会は10名、総合戦略推進委員会は8名ということで、18名で策定等を当たってきたところですが、今回からは一体的な策定を予定しておりますので、今回は12名で担っていただくという形で予算計上しております。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

諸上栄大議員。

○6番（諸上栄大君）

一本化になったということで、人数的には変わったよという状況ですが、予算額に関してというのが増加しているというのは、回数が増えているのかなという予測はされるんですが、具体的に何回ぐらい計画をされているのか、お尋ねします。

○議長（辻 浩一君）

企画政策課長。

○企画政策課長（松本龍伸君）

お答えをいたします。

現在、令和6年度までにつきましては、後期の総合計画からその都度の総合計画審議委員会の予算は計上しておりませんでした。というのが、検証等は総合戦略推進委員会に委ねたところがありましたので、ここは実質一本化ということで、予算的には今回は増額になっていきますけれども、総合計画、総合戦略で見ますと減額している分になるのかなと考えております。

今後、7年度は策定の段階に入りますので、通常行っている総合戦略の会議は年2回やっておりますけれども、ここは4回、5回程度を予定しております。

以上でございます。（「以上です」と呼ぶ者あり）

○議長（辻 浩一君）

それでは次に、未来技術地域実装事業についての質疑をしてください。諸上栄大議員。

○6番（諸上栄大君）

それでは、企画費の委託料、未来技術地域実装事業に関してお尋ねします。

主要な事業の説明書は120ページに記載されておりますが、財源内訳のその他の4,330万円、この説明をお伺いします。

あと、2点目の、事業内容の予算の配分に関しては資料を頂いておりますので、割愛します。

○議長（辻 浩一君）

新幹線・まちづくり課長。

○新幹線・まちづくり課長（馬場孝宏君）

お答えいたします。

財源内訳のその他の説明ということでございます。

こちらにつきましては、令和5年度に企業版ふるさと納税をいただいております。それをまち・ひと・しごと創生基金として積立てをいたしておりましたので、そちらのほうから、こちらの未来技術のほうの裏負担という形で充てているということでございます。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

諸上栄大議員。

○6番（諸上栄大君）

分かりました。企業版ふるさと納税の積立てから出すということですね。

それでは、主要な事業の説明書のほうですが、令和7年度の事業内容に関して、まず①のところの素材の更新、モール活用イベントの運営・サポートの次に、自立運営に向けたサポート・教育、あるいはその下のLINEの運用、LINE活用サービスの運営・サポート、自立に向けたサポート・教育という内容に伴って予算額が計上されているという状況ですけれども、改めて確認しますが、今現状として、この委託に関してはどこにされているのかということと、これが自立運営に向けたサポートということで、その展開をどのように考えられているのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（辻 浩一君）

新幹線・まちづくり課長。

○新幹線・まちづくり課長（馬場孝宏君）

お答えいたします。

この自立運営につきましては、今、業務委託のほうでいろんな政策であったりとか、更新をさせていただいておりますが、そちらのほうも一応来年度までということで、事業所さんも一回撤退するというふうなことでございます。

そういった中で、今のところ地元の観光協会さんのほうに御協力をいただいてそちらのほうで運営をしていただくような方向で、今現在も、少しずつやり方であったりとか、どういったLINEの作り方、中身の構成の仕方とか、そういうものを今も少しずつやっております。

すが、来年度、最終年度ということでございますので、そこをしっかりと固めていきたいというふうなことで考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

諸上栄大議員。

○6番（諸上栄大君）

そしたら、自立運営に向けたサポート云々に関しての主語は観光協会がというような捉え方で理解させていただいていいですね。分かりましたありがとうございます。

あと、これは今まで実装事業ということで取り組まれておりましたけれども、実際、本格運用に関しての考え方を最後に聞きたいと思います。

○議長（辻 浩一君）

新幹線・まちづくり課長。

○新幹線・まちづくり課長（馬場孝宏君）

お答えいたします。

自動運転ということ……（「はい、自動運転」と呼ぶ者あり）自動運転につきましては、今現在2回目の実証運行まで行っております。今年度においては、雨の日のちょっと不具合とかそういうものもあって、7年度も実証運行をやっていこうというふうに考えております。

その実証運行を行った上で、どういった結果になるのかというのもあるんですが、実際、それがクリアできて実装できるのか。そして、また、やっぱりどうしても課題が解決できないというふうになれば、一旦、悪く言えば止めるとか、あと、来年度以降もちょっと何年か実証運行を行うとか、来年度の結果によって方向性が少し変わってまいりますので、今現段階においてはこういう回答しか今できない状況でございます。

以上でございます。（「結構です」と呼ぶ者あり）

○議長（辻 浩一君）

それでは、同じ質問が出ておりますので、水山洋輔議員の発言を許可します。水山洋輔議員。

○1番（水山洋輔君）

そしたら、私も同じところで、まず、財源内訳その他につきましては先ほど回答をいただきましたので、こちらは承知しました。

令和7年度における事業の具体的な実施スケジュールということで2点目に聞いていますが、これにつきましては、デジタルバーチャル空間、バーチャル嬉野ですかね、あとはゴーグルを使ったデジタルモール嬉野とか、それを令和7年度のスケジュールといたしますか、令和6年度同様に、いろんなイベントに合わせたような事業を展開していく計画なのかどうか。

先ほども課長から答弁がありましたけれども、自動運転車両については令和7年度はどのタイミングで、どのぐらいの期間で試験運行を計画されているのか、そのスケジュールをお尋ねします。まず、それをお願いいたします。

○議長（辻 浩一君）

新幹線・まちづくり課長。

○新幹線・まちづくり課長（馬場孝宏君）

具体的な内容ということでお答えいたします。

まず、主要な事業の説明書に沿って少し説明いたします。

①の嬉野の魅力を全国・全世界に発信する環境づくりということで、先ほど議員もおっしゃられたように、メタバース条例の花火大会のライブ配信、こちらの継続でありますとか、ECサイトを構築いたしまして、メタバース、あと公式LINEと連携した実証を行っていきたいというふうに思っております。

また、バーチャル嬉野としてVRゴーグルを観光協会さんとか、あと、まるくアイズのほうに設置をいたしておりますが、こちらのコンテンツの増強を実施したいというふうに考えております。

また、公式LINEにつきましては、地元商店街と連携をして、スタンプラリーのほうをまた継続して実施をしたいというふうに考えております。

あと、来訪者の移動を支えるモビリティサービスということで、こちらのほうは先ほど申しましたように、実証実験を来年度行って、地域実装の可能性について見極めをしたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

水山洋輔議員。

○1番（水山洋輔君）

そしたら2回目です。

花火大会については、じゃ、前年度、前々年度からやっているようなことをやりますよという認識でよろしいね。承知しました。

ECサイトについてですけども、これは昨年度の当初予算においても同様の回答をいただいていたと思います、ECサイトの充実を図っていくということで。これについては、令和6年度はどの程度進んでいて、令和7年度が最終年度ということなので、やるかやらないかでしょうけど、やれる形まで持っていくというふうに理解していいんでしょうか。

それと、公式LINEというところでは、私の認識がちょっと不足していて申し訳ないんですけども、現状、今、公式LINEというものが実際に運用されているのかというところを御紹介していただければと思います。

あと、資料請求でいただいているこの事業に、協議会運営支援ということで、この事業、当初から約500万円ぐらいの運営支援をされていますけれども、この運営支援に係る費用の内訳をお示しいただければ、何個かあると思いますけれども、お願いいたします。

それと4つ目、いっぱいで申し訳ないですけれども、自動運転バスもそうなんですけれども、先ほどの課長の答弁ですと、今やっているバーチャル空間ですとか自動運転もだと思いますが、バーチャル空間も、その実装の結果によって実施をするのかどうなのかも考えていくということでもいいんですかね。それと、自動運転バスも、来年度、7年度の実証実験をした上での判断ということでしたけれども、これが当初、国の補助金が3年間だったと思います。昨年度、延長支援で2年間延びて令和7年度までになったというふうに私は理解しているんですけれども、仮に令和8年度、7年度の実証運行を終えた段階で、もう少し嬉野市でこれをやるというふうに考えた場合はどういった財源、一般財源になるのか、どういうふうな、例えば、事業を絞ることも考えられるのかというところも御答弁をお願いいたします。

○議長（辻 浩一君）

新幹線・まちづくり課長。

○新幹線・まちづくり課長（馬場孝宏君）

お答えいたします。

まず、ECサイトの充実ということで、一応今年度もあそこのメタバース空間の中にもちょっと入れてはいたんですが、どうしても出店者、ECサイトを作っていच्छる事業所さんが少ないということもあって、なかなかうまくいっていない状況ではございました。実は、観光協会さんのほうにもいろんなサイトがあって、そちらのほうをうまくリンクをさせて、そこに、まず協会さんのサイトに移ってそこで買物をしてもらおうとか、そういった方法ができないかということで今後考えていきたいなというふうに考えております。

あと、公式LINEのほうなんですけど、これは今現在も運用は行っておりますので、嬉野観光案内所で開いていただければ出てくるかというふうに思います。

あと、運営支援の費用等につきましては、実際、協議会を年数回行うわけですが、それに向けての資料作り、それと、資料作成に伴いまして事業者さんのほうから結構密にこちらのほうに出向いてきてもらいまして、打合せ等々をやっているところでございます。そういったところの交通費等々も含まれているかというふうに思います。

あと、これは広報等の資料の作成ということも書いておりますが、こちらにつきましては、例えば、今まで公式LINEの名刺サイズのやつを作ってもらったりとか、あとアンケートとか、そういうものを作っていただいたという経緯がございまして、来年度につきましても、こういった形でその検証結果を判断するかというのを含めて、いろんな市民広報等をやりながら進めていきたいというところで計上をさせていただいております。

あと、自動運転とバーチャルを7年度まで2年延長はさせていただいております。させて

いただいて7年度までということになっております。一応、内閣府のほうでは最高5年ということで、内閣府の補助としては来年度までが最終年度、最後だということで、それ以降についてなんですが、公式LINEのほうにつきましては来年度で何とか形をつくり上げてしまいたいというふうに考えております。

自動運転につきましては、今のところ、いろいろ補助は今ございます。今でいいますと、自動車局の補助とか、そういうものがあるんですが、今ずっと何かいろんな補助が、自動運転に関する補助が今少しずつまた新たにできたりとかしておりますので、そこについては私どもも情報収集等々を行って、できるだけ実装に進むためのいろんな実証実験も含めて、そういう補助を使って何とかしていければというふうに考えております。ただ、今のところ、その補助の中身というのはまだ分かっておりません。

それともう一つ、最初の質問の中で、自動運転の運転時期を言われておりました、すみません。

運転時期については、来年度に協議会をまたやりますので、その際にいろいろ時期についても提案をさせていただいて決定をしたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

水山洋輔議員。

○1番（水山洋輔君）

すみません、一度にたくさん聞いて失礼しました。

そしたら、この自動運転車両、バスにつきましては、実証運行をするための試験運行を2年間されています。7年度もされるということなんですけれども、運行をするために必要なデータはそういったところで取られていると思いますけれども、実際に、令和7年度にその判断をする上では、体制づくりをどうするか。いろいろ車両のメンテナンスとか、自動運転バスのオペレーターの育成とかあると思うんですけれども、あと、自動運転バスの車両を導入するための検討も令和7年度はしなければいけないと思うんですけれども、そういったところのお考えは、令和7年度はどういうふうに考えていらっしゃるでしょうか。

○議長（辻 浩一君）

新幹線・まちづくり課長。

○新幹線・まちづくり課長（馬場孝宏君）

お答えいたします。

メンテナンス、オペレーターの費用等々については、これまでもいろいろ資料を頂いたところで検討はしているところでございます。ランニングコストが非常に高いということもありましたので、まずはそこをいかに抑えられるかという方法を来年度はもう少し検討をしていきたいというふうに考えております。その中で、ランニングコストが幾らかでも抑えられ

るという判断ができれば、車両の購入とか、そういうものも考えていけるんじゃないかというふうには思っておりますが、ちょっと今の段階では、まだいろんな課題がありますので、そこをクリアしつつ購入というふうな形になってくるかなと。

実際は、どうしても購入をしてしまえば、確実に実装、遊ばせておくわけにはいきませんので、そこは来年度はしっかり検証して、つくり上げてきたいというふうに考えております。

以上でございます。（「オペレーターの育成といいますか、そこら辺」と呼ぶ者あり）

オペレーターの育成につきましては、今年度もバス事業者さんとか、そういった方にいろいろお話、ヒアリング等をさせていただいております。委託業務とか、そういった形であれば可能ではないかというような前向きなお返事もいただいたところではございますが、また、そこは再度確認しながら進めてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

それでは、同じく未来技術地域実装事業について質問が出ております。大串友則議員の発言を許可します。大串友則議員。

○2番（大串友則君）

私も財源の内訳として質問を挙げていましたが、前の質問で分かりましたので質問のほうは取り下げてもらいますけれども、これは企業版ふるさと納税を財源としてその他の基金を使うということで企業の人たちも注目して見られていると思うので、ぜひ、実のある事業になるように努力をしてもらいたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（辻 浩一君）

それでは次に、タクシー事業についての質疑をお願いします。諸上栄大議員。

○6番（諸上栄大君）

それでは、不動山地区乗合タクシー実証運行事業253万7,000円並びに下野・下吉田地区の乗合タクシー実証運行事業47万7,000円についてお尋ねをします。主要な事業の説明書は122ページ及び123ページということで記載されております。

1番目、委託料の概算根拠について何うということ、この分に関しては資料請求をして頂いた分である程度理解しましたが、この詳細についてお尋ねします。

2点目に、今後のスケジュールについて伺いますが、先ほど申しましたように、委託料の内容に関して、積算根拠に関しては実証予定期間等々を踏まえて記載させていただいておりますけれども、この路線定期に係る費用、路線不定期に係る費用が、不動山地区乗合タクシーのほうに書いてあって、下野・下吉田地区の路線不定期に係る費用だけ計上されてありますが、ここはちょっと私は理解ができなかったもので、まず、ここを説明していただきたいのと、2点目に今後のスケジュールに関してお尋ねします。

○議長（辻 浩一君）

新幹線・まちづくり課長。

○新幹線・まちづくり課長（馬場孝宏君）

お答えいたします。

まず、積算の根拠ということでございます。

積算の根拠につきましては、現在運行しております乗合タクシーで春日線と大野原線がございまして、この1便当たりの単価と、あと佐賀県バス・タクシー協会が公表をしております運賃を参考に、各路線の距離に応じて委託料の積算を行っております。

それと、下野・下吉田地区の乗合タクシーの路線不定期ということでございます。

こちらの路線につきましては、路線定期は今、祐徳自動車さんのほうに運行を行っていただいておりますが、そちらの朝1便は残そうというふうに考えております。そういったことで、予算としては廃止代替バス路線のほうに予算は上げているというところでございます。2便目以降ということで路線不定期ということで、予約があったときだけ運行をするというふうな運行の仕方を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

あと、今後のスケジュールについてでございます。

現段階におきましては、令和7年10月から、来年、令和8年3月末までの半年間で実証運行を行う予定で考えております。バス交通事業者さんが大体9月決算という形での切替えになりますので、そういった形で9月までに、私どもも実際の乗合タクシーの運行の方法などを十分にしっかり固めて、実際の運行は10月からというふうに考えております。

なお、地域に適した公共交通をつくり上げるために、実証運行での効果また課題を検証いたしまして、それで十分な検証が取れなかったというふうなことになるれば、今後また再度の検証という形も考える必要があるのかなというふうには考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

諸上栄大議員。

○6番（諸上栄大君）

スケジュール等々、10月から令和8年3月末まで行う予定で考えられているようなんですけれども、その周知に関してはどういった方法で考えられているのかということをお尋ねします。

○議長（辻 浩一君）

新幹線・まちづくり課長。

○新幹線・まちづくり課長（馬場孝宏君）

お答えいたします。

現在、交通事業所さんのほうと運行の形態について協議を行っているところでございます。協議が調った後は各地区での説明会でありますとか、路線で小学生が乗車をしていただいて

いますので、その乗車をされている嬉野小学校でありますとか、轟小学校、こちらのほうにも周知を行いたいと思っております。

また、あわせて、実証運行開始前には市報または対象地区へのチラシ、こちらを全戸配布等々して周知を図っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

諸上栄大議員。

○6番（諸上栄大君）

周知に関しては、ぜひとも幅広い形でお願いしたいと思うところですが、最後に、この対象地域の方の地域ニーズの洗い出し、吸い出しとか、もっとこういうふうなことをやってほしいとか、そういうふうな要望を聞き出す場とかももちろん持たれるのかなとは思いますが、そういう地域との話合いとか、そういうのをどのように考えられているのか、最後にお尋ねします。

○議長（辻 浩一君）

新幹線・まちづくり課長。

○新幹線・まちづくり課長（馬場孝宏君）

お答えいたします。

まずは予約型、そういった形での運行を予定しているということで、たたき台と申しますか、そういったことをやっていければなというふうに考えておきまして、その説明会の中で、実際、運行をしてみてどうだったかとか、する前もいいんですが、した後、例えば、こういうことだったら時間をもうちょっと短くしてほしいとか、そういうものを、いろいろと要望は出てくるかと思っておりますので、その都度、御意見等々はお伺いしたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

次に、同じ事業で山口卓也議員。

○5番（山口卓也君）

まず、①の周知の方法については大体理解できました。

②の本格運行までのスケジュールということで、不動山地区乗合タクシーと下野・下吉田田地区の乗合タクシーについては、再編のためというふうな記載があるんですが、これは例えば、下吉田線やったら祐徳バスの再編、今後そういった再編が現実的に何年後かに迫っているという状況でこれをされるのか、その辺の本格運行前提のというか、今のバス、これを再編されるというふうな話合いはもうされているのか、そこをちょっとお伺いいたします。

それと、運行形態ということで、もう一度時間帯の説明をお願いしたいのと、主要な事業の説明書で運行区域があると思うんですけども、これは不動山地区全域と下吉田地区の一部ということですけども、路線が嬉野町の中心まで続くのか、それとも途中で乗換えが必要なのか、そこをお伺いしたいんですけども。

○議長（辻 浩一君）

新幹線・まちづくり課長。

○新幹線・まちづくり課長（馬場孝宏君）

お答えいたします。

まず、再編についてなんですが、不動山地区におきましては、バス事業所さんにも定期運行で行ってもらっていますが、乗られている人が非常に少ない。その割には、やっぱり運行費用としては支出をしなければいけないということで、非常に重く負担として上がってきているというのが現実でございます。そういった中で、少ない費用で効果を上げるというふうなことで、一応、バス事業者さんのほうにもその旨お話をして、一定の理解はいただいているところです。

下野・下吉田につきましても、1便は残して、後をデマンドという形でいくというふうなことで考えているというお話を、一応バス事業者さんのほうにもお話をして、一定の理解をいただいているということでございます。

それと、運行形態についてですが、まず、不動山地区につきましては、小学生の通学で使われておりますので、まず、第1便につきましては、1便と高齢者の方が一定の利用が見られる第2便、こちらまでは決まった時刻に決まったルートを実行する、路線定期運行という形でしたいと。そのほかあと4便ございますが、そちらにつきましては、予約に応じて決まった時刻に決まったルートを実行する路線不定期運行をタクシー事業者さんのほうに運行委託という形で検討をしております。

それと、下野・下吉田地区につきましては、路線バスの下吉田線、こちらも朝は小学生が通学に利用されておりますので、そちらの第1便につきましては継続して路線バスの運行をしまして、そのほかに6便運行をしているわけですが、こちらについては、予約に応じて決まった時刻に決まったルートを実行する。できれば、こちらも路線不定期運行という形でタクシー事業者さんのほうに運行の委託をしたいというふうに考えております。

以上でございます。（「路線の区域」と呼ぶ者あり）

路線の区域につきましては、基本的には今のバス路線、バスが今運行をしております路線を通るというようなことで考えていただいて結構でございます。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

山口卓也議員。

○5番（山口卓也君）

丁寧な説明をありがとうございました。私も見ていますと、空気を運んでいるバスというのは非常にもったいないなど。将来的にはデマンド型の予約型のバス、これが普通になってくべきだというふうには考えていますので、実証運行をして、一番重要なのは、いろいろ話を聞いていて、お困りになるのは高齢者の方で、予約の煩わしさとかそういったところを持たれていると思いますので、まずは慣れていただきたいなというふうに思っています。

実証をされて、先ほど御意見あったと思いますけれども、いろいろな意見を吸い上げた上で、何も改善することなく本格運行に入るんじゃないくて、しっかりとそういったところをクリアした上で進めていただきたいと、そういう姿勢で取り組んでいただきたいというふうに思いますが、その辺についての姿勢をお伺いしたいと思います。

○議長（辻 浩一君）

新幹線・まちづくり課長。

○新幹線・まちづくり課長（馬場孝宏君）

お答えいたします。

こちらの塩田地区の予約型の乗合タクシー、こちらの実証運行を4回行っております。実証運行4回というのが、どうしても利用が少ない、非常に利用の仕方が不便だというような意見等々があって、最終的にはドア・ツー・ドアでの運行を今やっているところでございます。

そういったこともあって、この2路線についても、そこを実証運行を行いながら、そして、どうしたらお年寄りの方——私たちも、できるだけ利用をしてもらいたいと。やっぱり利用をしてもらわないと路線自体が廃止になる可能性も十分にございますので、そういったことをできるだけしない、できるだけ存続させるという方向で我々も考えていきたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

山口卓也議員。

○5番（山口卓也君）

こういった形で、いろんな地区で予約型のデマンドタクシーがいろいろされていると思いますけれども、いろんな自治体でAI乗合タクシーとかそういったことがあると思うんですけれども、そういったところの研究とか今後されるんですか。それとあと、ここを個別にされていますけれども、全体としての公共交通を今後どういうふうに考えられていらっしゃるのか、そこをお伺いしてもいいですか。

○議長（辻 浩一君）

新幹線・まちづくり課長。

○新幹線・まちづくり課長（馬場孝宏君）

お答えいたします。

いろいろテレビ等々でも乗合タクシーのコマーシャルとかあっているんですが、そういったスマホを使った予約の仕方とか、そういうものをできれば、あと費用面等々もありますので、研究は今でも行っております。なかなか電話だけではうまく、連絡が取りにくかったりとかいうふうなこともたまにあるようでございますので、そういったことが少しでも解消できるような方法は常に考えていきたいというふうに考えております。

嬉野市全体の公共交通につきましては、基本的には公共交通計画の計画書に基づいて計画的に運行計画のほうはやっていきたいというふうに考えておりますが、その詳細なところは、ちょっとまだ今のところは持ち合わせていないところでございます。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

次に、タクシー事業について質問してください。増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

同じところで質問をさせていただきます。

通告では、不動山地区と下野・下吉田地区の予算額が大きく違うんですけれども、資料を頂いた中で、路線定期に係る費用と路線不定期に係る費用が不動山地区ですね。下野・下吉田地区では、路線、不定期にかかる費用とありますけれども、こちらの積算的に分かれればお伺いしたいと思います。

あと、2番目とか3番目は答弁をいただきました。区民の方への周知としていますけれども、塩田線もなかなか周知に苦労されたかと思うんですけれども、やはり先ほどから出ていますけれども、いろんなところでもう少し地区の方に入っていってもらって周知をしていただきたいと思います。

以前も塩田地区では、例えば、老人会にも行って説明もいただきましたけれども、そのような計画はございますでしょうか。（「すみません、最初の」と呼ぶ者あり）積算というか、路線定期に係る部分で資料は頂いていますけれども、細かい路線定期に係る費用が不動山のほうが2便ということで、そのことだと思うんですけれども、不定に係る費用で130万2,000円と、下野・下吉田の47万7,000円の何か積算的なことが分かれればお伺いできたらと思います。

○議長（辻 浩一君）

新幹線・まちづくり課長。

○新幹線・まちづくり課長（馬場孝宏君）

お答えいたします。

積算については、諸上議員のときにちょっと御説明をしたかと思えます。実際、春日線、

大野原線の1便当たりの単価と、佐賀県バス・タクシー協会が公表している運賃を参考にと
いうことでしております。

この金額がもう一つ違うのが、距離でございます。運行の距離が全然違うもので、その分
で金額の差が出てきているということでございます。

それと、周知のほうは、確かに、塩田地区のほうは塩田全体を取り囲んだ形でやっており
ましたので、老人会でありますとか、民生委員会とか、区長会、そういったところで御説明
をした経緯はございます。

今度の路線についてはある程度絞られた路線でありますので、そこはそこでまた説明のや
り方は大分中に入ってできるんじゃないかなというふうには考えておりますので、そこは私
どもも、いろいろと区長さん等々と打合せしながら進めていきたいというふうに思っており
ます。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

分かりました。それで、今、バスが走っているわけなんですけれども、確認なんですけれ
ども、実証に入ったら不動山線は2便までが定期バスが走る。その後が、路線不定期に係る
で、予約型でタクシーによる運行をするということですよ。

下野・下吉田は、朝1便が定期バスで走って、その後が6便だったんですかね。何便かは
予約型ですするという、ちょっとそこら辺はよく分かっていなかったんですけど、実証のとき
にされる便数とか、内容をもう一度御説明をお願いします。

○議長（辻 浩一君）

新幹線・まちづくり課長。

○新幹線・まちづくり課長（馬場孝宏君）

お答えいたします。

路線定期については、議員の認識で間違いございません。

あと、不定期路線につきましても、おのおの6便です。今現在運行している本数、そこは
不定期路線という形で残りは運行をしていければというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

分かりました。それと、先ほど山口卓也議員の質問にもありましたけれども、今後、定期
路線便が——それも確認なんですけれども、先々この実証を続けていながら、最終的に廃

止になるということで理解していいんですか。それを移行してデマンドタクシーにするということで理解していいんですか。

今後、実証があると思うんですけれども、取りあえず半年ですね。それでも、なかなか移行できなかつたら、塩田みたいに続けてまた実証があるという可能性もあるということで理解していいんですか。

○議長（辻 浩一君）

新幹線・まちづくり課長。

○新幹線・まちづくり課長（馬場孝宏君）

お答えいたします。

今、議員がおっしゃったように、実証をして、またそれ以降も、先ほど申しましたようにいろいろなやり方、そういうことも含めて、必要性があれば実証を続けていくという形になるかと思います。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

次に、川内聖二議員。

○10番（川内聖二君）

ただいままでの説明で理解できました。

私としましては、1つだけ聞けば、不動山地区のほうのバスですけど、ジャンボタクシーというのは現在JRが使われている大型のバスのことですか。それと、セダンタクシーというのはタクシー会社が使っている、要するに10人乗りほどのタクシーなのか、そこを1つお伺いしたいと思います。

○議長（辻 浩一君）

新幹線・まちづくり課長。

○新幹線・まちづくり課長（馬場孝宏君）

お答えいたします。

ジャンボタクシーにつきましては、タクシー事業者さんで10人乗り、そちらのほうでジャンボタクシーという形での運行になります。セダンタクシーは一般的な乗用車ですね……（「6人乗り」と呼ぶ者あり）はい。そちらのタクシーを運行させていくというふうなことで考えております。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

川内聖二議員。

○10番（川内聖二君）

分かりました。

不動山線に関しましては費用対効果等を考えて、検討課題ではないかということのをこれまで言っておりました。やっこのような形で今後運行をされるような形になりましたけれども、この実証実験が終わった後に、先ほど課長が話をされましたように、地域ニーズに合ったような形で運行をしていただく、協議等を行われて、最終的にはこのような形で運行をしていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。答弁は結構です。

○議長（辻 浩一君）

それでは次に、国際交流について質問をお願いいたします。梶原睦也議員。

○15番（梶原睦也君）

国際交流事業について質問をさせていただきます。

この交流員の選定方法と、それから就業内容、勤務形態等も含めて説明をお願いいたします。

○議長（辻 浩一君）

観光商工課長。

○観光商工課長（志田文彦君）

お答えいたします。

まず、交流員の人員選定についてお答えいたします。

現在の国際交流員は、JETプログラム、語学指導等を行う外国人青年招致事業を活用して招致しております。このJETプログラムは、一般財団法人自治体国際化協会、通称CLAIRが、総務省、外務省、文部科学省と協力して実施しているものです。各地方自治体において国際交流員の招致を希望する場合は、まずCLAIRにあっせんを依頼することになります。国際交流員となることを希望する外国人成年の募集は外務省において実施されております。

1次試験は日本国大使館においての書類選考、2次試験は日本国総領事館等での面接選考を経て、候補者が決定されます。

その後、総務省、外務省、文部科学省及びCLAIRで構成する国際化推進連合協議会において最終候補者、補欠者、不合格者が決定され、在外公館から応募者に通知されます。その最終候補者のうち、JETプログラムへの参加に同意した方に対して、CLAIRが任用団体、あっせん先を決定し、あっせんを希望した地方自治体へ通知します。このCLAIRから通知されたあっせん結果には原則として変更は認められませんので、あっせんされた方を任用することになります。

続きまして、雇用形態についてお答えいたします。

雇用形態は会計年度任用職員で、勤務時間は1日7時間、週5日勤務、休暇等についても会計年度職員と同様となっております。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

梶原睦也議員。

○15番（梶原睦也君）

分かりました。そしたら、金額的に多い少ないはちょっと分からないですけど、報酬もそこそこありますし、今、説明を受けたので、かなり厳密な審査とかあって選ばれているということは分かりますけど、今現在来ている方は何年目なのかという部分と、それから、先ほどあっせんによるという話がありましたけど、この交流員の方が嬉野市を指名してというか、希望して来られているのか、ここら辺についてはいかがでしょうか。

○議長（辻 浩一君）

観光商工課長。

○観光商工課長（志田文彦君）

今来られている方につきましては、令和3年11月に着任されていらっしゃいます。ですので、今3年目ということになるかと思えます。

それともう一つ、希望かどうかというところは、恐らくCLAIRによって配分された方が見えられているということで、当然、同意かどうかはされているとは思いますが、希望ではなかったというふうに認識しております。

○議長（辻 浩一君）

梶原睦也議員。

○15番（梶原睦也君）

ちょっと前後して申し訳ないんですけども、この報酬の基準は嬉野市で独自に決めているのか、先ほどのCLAIRですか、そういうところでこの報酬というのが決まっているのか、この点について最後お伺いしたいと思います。

○議長（辻 浩一君）

観光商工課長。

○観光商工課長（志田文彦君）

報酬につきましては、CLAIRのほうより金額が示されて作成されております。

○議長（辻 浩一君）

次に、総合計画についての質疑をしてください。増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

総合計画・総合戦略・人口ビジョン策定業務1,290万円についてお尋ねいたします。

こちらの事業内容と事業費の内訳をお伺いします。

主要な事業の説明書は11ページですけれども、この中で、令和7年度の事業で、アンケート調査、ワークショップ運営支援、庁内ヒアリング、会議運営支援とありますけれども、

その計画と内訳をお伺いいたします。

○議長（辻 浩一君）

企画政策課長。

○企画政策課長（松本龍伸君）

お答えをいたします。

本事業は10年前、平成27年に策定をいたしました本市の人口ビジョンの改定及び現在の社会情勢等を踏まえた多様な地域課題への対応、解決の指針となります第3次総合計画及び第3期まち・ひと・しごと創生総合戦略の一体的な策定に係る支援業務、支援事業ということになります。

事業内容と事業費の内訳につきましては、計画策定、これは総合計画とまち・ひと・しごと創生総合戦略、両方の部分になりますけれども、この分の素案作成、手直し、変更修正、取りまとめ、あと人口ビジョンの改定に係る業務、この辺が内訳として624万円。調査支援業務といたしまして基礎調査、あと市民へのアンケート調査、それと各分野別、各担当課ということになるかと思えますけれども、庁内のヒアリング調査等が312万円。あと、市民をはじめとする意見聴取の場開催の支援業務ということで、これはワークショップになるのか、どういった形になるのかというのは今後の業者選定の中で決定はしていきたいと思えますけれども、現時点では4回程度を想定しておりますけれども、この分が120万円。それと、先ほど質問にありました審議会の立ち上げを市のほうでやりますけれども、この分への説明等支援業務、審議会の運営支援業務という形と、業務管理費も含めまして120万円。合計1,176万円、これに消費税を加えて1,290万円というような形で予定をしております。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

7年度の事業内容と内訳を答弁いただきました。

その中で質問をさせていただきますけれども、このアンケート調査、いろんなところに分野別にアンケートをされるということですが、総合計画の中では市民アンケートとか以前されたと思うんですが、そこも含めてのアンケート調査でしょうか。

あと、先ほど分野別と言われていましたけど、どういったところまでアウトリーチで調査をされるのでしょうか。もし、具体的に計画があればお願いいたします。

それと、先ほどワークショップについては、もしするとすれば4回程度ということで、さきの総合計画作成のときも2回程度ワークショップがあったと思うんですが、より多くのワークショップをしていただけたらと思いますが、ぜひ市民の声を多く取り入れてもらいたいと思います。

それとあと、この総合計画と総合戦略ですけれども、第2期総合戦略の計画期間が2020年度から2024年度までとなっております。今回、総合計画と同時に策定する理由をお伺いたします。本来ならば、総合計画が2024年までですので、どうかناと思っていたんですが、今回一緒にというその理由と、それと、次期策定の計画の期間を定めていच्छゃったら、計画期間までお願いいたします。

○議長（辻 浩一君）

企画政策課長。

○企画政策課長（松本龍伸君）

お答えをいたします。

現時点で予算計上の中で上げております計画については、これが前提となって委託業務の発注、事業者選定をするものではなくて、今回プロポーザルでの選定を行いたいと考えております。

今、先ほど1回目の質問のときに申しました事業については、あくまでも想定ということと考えております。今年度、特にスポーツフューチャーセッションであつたりとか、日頃から、市長のほうも未来会議等で意見聴取をする場をいろいろ設けているところではございますので、この辺も総合計画につながるものということで考えております。このときから、今の時点から、そういった部分の次期総合計画、総合戦略の策定の意見聴取は始まっているものと考えておりますので、ワークショップがこの意見聴取の部分で見合うのか、フューチャーセッションなのか、そういった部分。

あと、先ほどありました市民アンケートは、ある程度出向いて来られなくても意見が聴取できる場と考えておりますので、ここは必須かなということで今のところ考えております。

それと、一体的な策定につきましては、今回時期が、周期がちょっとずれている関係もありますけれども、これまでも課題でありました、内容が重複する部分が多々ございます、総合戦略、総合計画ですね。ですので、計画策定の効果検証とかそういった部分からも、先ほど委員会を1つで運営するとかという話もありましたけれども、そういうような面も含めて業務効率化も含めて、そういったことが適当ではないかと、有効ではないかと考えますので、このような形で今回計画をしております。

今後、新年度になりましたら新しい審議委員会を立ち上げますので、基本的には総合計画は今、市長の任期、4年4年の8年で組んでおりますけれども、いろいろな御意見もいただきながらということではあります。この辺を基本にとは考えております。また、総合戦略との兼ね合いもございますので、この辺は期間をどうするかという部分は、合わせて作成する中で運用できるような形で柔軟に考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

市長。

○市長（村上大祐君）

お答えをしたいと思います。

先ほど企画政策課長から説明があった中にも少し触れられましたけれども、今、総合計画の周期は8年ということになっておりますけれども、私が就任する前は10年だったんですね。それは、やはり市長の任期の4の倍数に合わせようということで変わった背景があります。私が2月に就任をいたしました。その次の年度の予算は骨格編成ですよ、それで6月に肉付けの予算をして、そのときに合わせて総合戦略、総合計画についてもたたき台を示して、そして9月議会で議決いただいたかというふうに思っております。やはり正直申し上げまして、私も新しく就任した身としては、有権者の皆さんとお約束させていただいた自身の政策マニフェストとの整合性を取っていく作業だけでも精いっぱい、やはり自分として重点的に取り組みたいこととか、大幅な修正というのが基本的にはその時点では現実不可能だったという背景もございます。

そういったこともスケジュール的な勘案をして、新しい市長のビジョンというものも盛り込むためにも、この4の倍数の周期周期でまた同じことが繰り返されてはということもありましたので、やっぱり少し、じっくり熟慮する期間を設けるという意味でも、こういった1年、市民の皆さんの意見も十分に聞きながらというような取組でさせていただいております。

また、業務改革の観点からも、企画政策課長もこれも申しましたけれども、総合戦略とやはりよく似通っている部分もありますし、それぞれの計画をつくるたびにK P I の達成状況のヒアリングとかも、これも庁舎内業務とはいえ相当なコストがかかることでもあります。

そういったことを、1回のK P I の達成状況の確認であったりとか、設定の作業とかもしてしていくことによって、皆さんのより高度な、またクリエイティブな事業分野でのマンパワーの振り分けも可能となってくる背景もございますので、こういった観点からも、総合戦略はちょうどいいタイミング、総合計画を策定するタイミングにきっちりと合わせて、より皆さんに分かりやすいものに仕上げてまいりたいと思います。

市民の御意見もということで伺いましたけれども、先ほど少し御紹介させていただいた、私の今やっている未来会議であったりとか、またそういったもの全て一つ一つが、この総合計画に向けての準備作業だというふうに捉えていただいて、総合計画に対応したワークショップというのは予算額に計上しているとおりでありますけれども、本当に日常から、そういった広聴、広報の活動をしていく中で、より充実を図っていききたいというふうにも考えております。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

市長からも答弁いただきましてありがとうございます。

この総合計画・総合戦略・人口ビジョン策定業務が、本当により充実したものになっていただきたいと思います。

ここで最後の質問ですけれども、今度、たしか総合計画と総合戦略の委員が一本化ということと言われたんですかね。策定委員はどのように選定されるんでしょうかということをお願いしたいと思います。

○議長（辻 浩一君）

企画政策課長。

○企画政策課長（松本龍伸君）

お答えをいたします。

次期総合計画については先ほど申しましたように戦略と一体的な計画ということで、その策定に当たりましては、新たに委員を委嘱させていただく予定としております。現在、総合戦略の推進委員の構成メンバーというのが、これは、国のまち・ひと・しごと創生総合戦略の関係もございまして、各分野、産、学、官、金、労、言、士という各分野の有識者の方で構成をさせていただいております。

それと、市民の代表の方、市民公募の方も合わせて現在8名で構成をさせていただいておりますけれども、基本的にはまち・ひと・しごと創生総合戦略のほうも今後また計画も第3期つくりますので、この8名というのは、人選というのはまたあれですけれども、分野については、この分野がベースになるのかなと思っています。プラス、先ほどの報酬のところでは12名と申しましたが、これに加えて、ここの中に今のところうちのほうで予定をしているのは教育関係とかがちょっと入っていないので、教育、福祉、あと観光に携わる各分野の方4名程度を増員というか、一緒に12人というようなメンバーで想定をしております。

各分野の有識者は各団体からの推薦、あと市民公募も含めて審議会という形で組織したいということで考えております。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

次に、移住コーディネートについて質問してください。古川英子議員。

○3番（古川英子君）

お尋ねします。

予算書の108ページの6目、企画費、12節の委託料で、移住コーディネート事業250万円、主要な事業の説明書の10ページなんですけれども、まち歩き事業がほかの課でも項目として上がっています。例えば、商工費の地域開発プロジェクト事業で、これはどうしてかということと、まち歩き事業自体が年に何回ほど実施されているか、教えてください。

○議長（辻 浩一君）

企画政策課長。

○企画政策課長（松本龍伸君）

お答えをいたします。

移住コーディネート事業でのまち歩きの企画事業、この分については企画政策課のほうは移住・定住の一環として、移住者の方とか、移住してこられた方とか、あと移住を希望される方についても対象としております。移住者の交流の促進や移住希望者へのPRの位置づけで予算化をしたものでございます。

あと、広報・広聴課のほうではシティプロモーションというような事業の中である企画、これは市民の郷土愛といいますか、シビックプライドの醸成という部分での予算立てだったと思います。

それと、観光のほうでは、これは補助金ですかね。事業の中にあるとは思いますが、この部分については、そもそもこの企画自体が観光事業の方が初め企画をされて、暮らし観光というような形で始められた経緯がございまして。そのような形で、観光の分野から日頃の日常を見ていただくという部分をつくり上げた企画だと思います。

ということで、それぞれアプローチの仕方の部分だと思いますけれども、それぞれのターゲットが初めは違ったということで、そういった形でそれぞれの関係課で予算立てをしたというようなことだったということで認識をしております。

以上でございます。（「年に何回ぐらい」と呼ぶ者あり）

令和6年度につきましては、広報・広聴課と企画政策課のほうで、令和7年度も同じような形で予算をそれぞれ上げさせてもらっていますけれども、計6回、同じ総合戦略推進部の中で企画しているのは両方、シティプロモーション事業と企画経営企画のほうの移住施策の分を合わせて、計6回開催をされたということになります。

以上でございます。（「地域開発プロジェクトも入っているんですか」と呼ぶ者あり）

○議長（辻 浩一君）

今の答弁は企画政策課のほうだけの回数だと。（「あとはもう委託しているから、向こうの、おたくじゃない」と呼ぶ者あり）、（発言する者あり）すみません、ちょっとお待ちください。広報・広聴課長。

○広報・広聴課長（津山光朗君）

お答えいたします。

広報・広聴課につきましては、先ほど企画政策課長からありましたとおり、シティプロモーション事業の一環として取り組んでおります。

回数につきましては、うちのほうが一般市民を対象にしておりますけど4回と、あとは別にこども向けまちあるきを3回しておりますので、計7回の実施をしているところです。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

古川英子議員。

○3番（古川英子君）

ありがとうございました。地域開発プロジェクトのほうは担当が違うということで、でも、そこでもあっているということは、10回に近い回数されているということですね。そうなりますと、やっぱりこれはそこそのあれでターゲットは違うのでということでしたので、2番目の、まち歩き事業は一つの事業としてというのは、やはりできにくいという状況なんでしょうか、お尋ねします。

○議長（辻 浩一君）

企画政策課長。

○企画政策課長（松本龍伸君）

お答えをいたします。

令和6年度、先ほどのこども町あるきも含めて複数回、6回、7回程度行ってきたわけですが、これを実施していく中で、ターゲットに関しましては、移住を希望される方、また、移住してきた方は市民ですので、内容的にも同じような内容でも、中身はそれぞれのターゲットに応じてその都度対応はしていますけれども、事業の内容としては同じ方向を向いている事業だなということを実感しております。

6年度の、現時点です。先週の土曜日に今年度最後、開催をいたしましたけれども、この中でもそういうようなお話もありましたので、令和7年度は、予算立ての分は別々の部分で各所管課で上げておりますけれども、次に向けましては、そのような統一の方向も考えながら予算立てが必要じゃないかということで実際話をしたところではございますので、そういった中で立案していきたいということで考えます。

以上でございます。（「以上です」と呼ぶ者あり）。

○議長（辻 浩一君）

いいですか。

続けて、移住促進応援事業について質問してください。古川英子議員。

○3番（古川英子君）

予算書の109ページの企画費の18節、負担金、補助及び交付金で、ここも移住促進応援事業で4,070万円。主要な事業の説明書のページ、13ページなんですけれども、ここの項目の中を見ますと、移住促進応援金で、お婿さんという項目はあるんですけど、お嫁さんという項目がないのはどうしてなのかなと。男女で差を設けてあるのかなという思いがしたんですけども、お答えください。

○議長（辻 浩一君）

企画政策課長。

○企画政策課長（松本龍伸君）

お答えをいたします。

これは移住応援事業の応援金の事業制度化をいたしました当時、それこそ消滅可能性都市ということで、若い女性の減少が心配されるというような中でございましたので、婿ターンの応援金につきましては、結婚後の生活拠点として、昔からの主流であります夫のゆかりの地を居住地とするのではなくて、妻のゆかりの嬉野市、本市を居住地として選択していただくことが本市の移住促進につながるのではないかとということで婿ターンを設定したというような経緯があります。これが移住促進に寄与するものだということでの制度化でございます。

3年ごとに、令和5年、6年、7年で3年ごとに見直しをするような形で、現時点ではマイナーチェンジするような形で進めておりますので、時代的にそぐわないということであれば制度の変更も検討したいということで考えておりますけど、今のところ、7年度はこの予算計上でいかせていただきたいということで、予算化をさせていただいているところです。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

古川英子議員。

○3番（古川英子君）

お婿さんが来れば人口が増える、お嫁さんが来たら人口は増えないのかなと。じゃ、この差はどのくらいあるのかなと。お嫁さんが佐賀、嬉野に来てくれたのとお婿さんが来たのという、何かこの差というのがすごく今にそぐわないというか、どうしてなのかなという思いがあったので聞いたんですけど、この数的な状況、嫁に来た、婿に来たという数的な違いがあるのかということ。

それと、次も聞かないと後がなくなるかなと思ひまして。ほかに、女子ターン奨励金や孫ターン奨励金で在住歴がない。例えば、5年以上離れていたら問題ないのかなと思うんですけど、何でそういうふうな在住歴がないとどうしていけないのかということまで併せてお願いします。

○議長（辻 浩一君）

企画政策課長。

○企画政策課長（松本龍伸君）

お答えいたします。

昔ながらの、夫が嬉野市出身であつたら、そこにお嫁さんに来られるのが通常だと……（発言する者あり）通常だというか、昔ながらの主流であつたと考えるならば、嬉野市にゆかりのある女性の方は、結婚をされて嬉野以外に居住されるケースが多いと。それを、嬉野市に居住して、妻の居住地である出身地、ゆかりのある嬉野市に住んでお婿さんを迎えてい

ただけたら女性が増えるというような観点からの制度化になります。よろしいですかね。

（「女性は増えないでしょう。そして、じゃ、2番目の質問の分を言ってもらって」と呼ぶ者あり）

2番目については、これは居住歴のないというか、居住したことのない方、50歳未満での単身女性。また、孫ターン応援金は市内に在住したことがないということで、在住歴は問わないので、在住歴はそういうような要件ということですが。一度も市内に在住したことのない方を支給の要件としているということになります。

○議長（辻 浩一君）

古川英子議員。

○3番（古川英子君）

聞いていてだんだん分からなくなったので、でもこれが最後の質問だと思うんですけども、先ほどのお嫁さんというところが、お婿さんに来てもらうとかどうのこうの、そこから男女の差を設けているのかなと思って。

お嫁さんに来ていただいて、出産とかで人口が増えていくということを考えたら、お嫁さんもお婿さんも、その差はつけるべきではないというふうなのが私の思いです。

もう一つ、女子ターンや孫ターンということで在住歴がない、在住歴が5年以上になったらもうほとんどいなかったんだから、それが帰ってきてもらって人口が増える。それはそれでいいんじゃないかと思うんですけど、こういう制約をつけるということ自体が何かよく分からないんですけども、最後の質問ですので、お答えください。

○議長（辻 浩一君）

企画政策課長。

○企画政策課長（松本龍伸君）

お答えいたします。

古川議員の言われていることは理解をいたしております。というのは、応援金ですので、補助金を支給するわけです。この場合について、今言われるように、全ての方に支給ができればそれが一番いいんですけども、財源的な部分もありますので、幾らか要件をつけて支給をする場合に、よりレアなケースといいますか、そういったケースに支給要件とするという部分が今回の制度の要件です。

今後、男女を区別、そういった部分が時代にそぐわないということであれば変更は検討する必要があるのかなということで考えます。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

企画政策課長、市内在住の、一番最後のやつ。

○企画政策課長（松本龍伸君） 続

お答えをいたします。

市内在住歴についても、3年、5年で要件をつけた場合には、より多くの対象者の方が該当になると思いますけれども、ゆかりのない方に来ていただくための要件ということですので、これも先ほども申しました理由と同じ形で、1年、3年、5年と、短くすればするほど支給する対象者の人数が増えると思いますので、そのほうがより来ていただける可能性はあるかなと思うんですけれども、そこら辺で線引きをさせてもらっているのがこの要件ということにはなります。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

議案質疑の途中ですが、ここで16時まで休憩いたします。

午後3時49分 休憩

午後4時 再開

○議長（辻 浩一君）

再開します。

休憩前に続きまして議案質疑の議事を続けたいと思います。

質疑に入ります前に、先ほどの諸上栄大議員の質疑に対しまして総務防災課より追加の答弁の申出がっておりますので、これを許可いたします。総務・防災課長。

○総務・防災課長（太田長寿君）

先ほど諸上栄大議員の防犯通報システムの工期ということでお尋ねがあつてございましたけれども、工期については、おおむね2日間程度あれば終了すると見込んでおります。平日のうち2日間というふうになりますと、夏休み期間とか、休暇中の影響のない期間ということで着工することになろうかと思っております。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

よろしいですか。

それでは次に、事項別明細書111ページ、7目、企業誘致費について順次発言を許可します。増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

7目、企業誘致費、18負担金、補助及び交付金のゼミ合宿等宿泊費助成事業30万円。主要な事業の説明書は22ページですけれども、こちらで質問をさせていただきます。

まず、この事業ですけれども、予算減額の理由と令和6年度の実績をお伺いいたします。

それと、併せて令和6年度はゼミ合宿の募集はどのようにされましたでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（辻 浩一君）

広報・広聴課長。

○広報・広聴課長（津山光朗君）

お答えいたします。

まず、令和6年度の実績につきましては、現時点では申請はあっておりません。これを鑑みまして、当初予算では、まずもってこれは減額を行っているところです。

現状としましては、嬉野市のホームページへの掲載であったりとか、近隣の大学等への周知に加えまして、これは嬉野温泉旅館組合が関連してきますので、そちらのほうにも、役員会等を通じて説明に行ったりとか、そういったことで周知を図っているところです。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

6年度の実績は今日まではゼロ件ということですがけれども、この事業が本当に必要なと思っております、私は。例えば、7年度も実績がなかったら、この事業を、例えば8年度は廃止するとか、そういうお考えはないのでしょうか。というのが、ここの主要な事業の説明書の中にもありますけれども、この事業は「人材確保を目的として、嬉野市内の企業への訪問を伴うゼミ合宿等へ宿泊費の助成を行う」とありますけれども、人材確保を目的ということに本当につながるのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（辻 浩一君）

広報・広聴課長。

○広報・広聴課長（津山光朗君）

お答えいたします。

確かに、令和7年度中の事業実施を見ながら、ここは、例えば今補助金が1泊当たり3,000円なんですけど、その辺り、そういった補助金額の見直しを行うなど、制度設計について再度検討する必要もあるのかなとは思っております。

また、先ほどの2番目の質問で、人材の確保につながるのかということですが、私たちは市内産業の持続的発展のため、人材確保を推進するための目的ということで今年度も予算化しておりますので、そういう目的でつながるものと思い、今事業を実施しているところです。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

それでは、先ほど課長が答弁されましたけれども、制度設計などを見直す、もしあれだっ

たらということですがけれども、7年度は6年度に比べて、この事業を遂行するためにさらにどういった働きかけとか、6年度と違ってどのように展開されようと思われますか。

○議長（辻 浩一君）

広報・広聴課長。

○広報・広聴課長（津山光朗君）

お答えいたします。

近隣の大学等にこの事業については周知を行っていますけど、そういった御意見等もいただく必要があるのかなと思っておりますし、やはり今どうしても物価高騰でもありますので、場合によっては宿泊を伴うゼミ合宿が見送られている可能性もあります。ですので、そういったときでちょっと補助金を見直すとか、その辺りは検討していく必要があるのかなと思います。

それと、令和7年度を見て、先ほど言われた事業の廃止とか、そこら辺りは7年度の事業を見ながら考えていきたいということで考えております。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

7年度の事業を見直して今後の制度設計をしていくということですがけれども、3,000円の補助金を見直すということは、例えば、増額するとか、そういうことも含めてでしょうか。

それと、6年度でいろいろ働きかけをされたと思うんですがけれども、そういったときに、働きかけたところからのお声等はなかったんでしょうか。

○議長（辻 浩一君）

広報・広聴課長。

○広報・広聴課長（津山光朗君）

お答えいたします。

当然、補助金につきましては、変更するとすれば増額の方でしたいと思っております。

また、近隣の大学のほうからはそういった問合せ等もあっていない状況ですので、そこ辺りは、令和7年度にまた再度そういった意見を聴取するとか、その必要性等について再度検証してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

次に、古川英子議員。

○3番（古川英子君）

同じ内容で質問いたします。

1 番に関しては今聞きましたので省いて、2 番目の、市内の企業訪問というふうな形を書いてありますけど、企業というは何社ぐらいあるのかなということと、学生が合宿として利用する宿泊施設、今、高付加価値でどこの施設も結構な金額なんですけど、学生ということで宿泊施設というのは何件ぐらい可能としてあるんでしょうか、お尋ねします。

○議長（辻 浩一君）

広報・広聴課長。

○広報・広聴課長（津山光朗君）

お答えいたします。

対象の企業がどれくらいあるかというのは、この要綱の定義では、この企業の定義を「求人を行っているところ」としておりますので、そこはちょっと一概にここで幾らあるかというのは回答することができませんということによろしいですか。

それと、宿泊の施設で大学生が低価で泊まれるところは幾らあるかという御質問だと思いますけど、これは先日、嬉野温泉旅館組合の事務局のほうに電話で問合せをしてみました。今現在、嬉野温泉旅館組合に加入している旅館数は31ございます。そのうち、宿泊費については今2万円前後からというのが主なようです。その中で、ゼミ合宿とかそういった合宿等で利用する場合に、1泊朝食つき、大学生が利用した場合ですね。そういったところで大体1万円から1万3,000円ということで対応している旅館につきましては大体3件ぐらいあるということで回答をいただいているところです。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

古川英子議員。

○3番（古川英子君）

企業といって求人を行っているところと、大学生というところで端から見てもなかなか厳しいかなというような状況を感じます。

そして、学生が合宿として利用する宿泊施設、これは前から学生が嬉野に来て、嬉野はいないと思えるような宿泊施設というのを一般質問等々でされていまして、企業誘致費、ゼミ合宿宿泊というのが、これを構成するところから何か厳しいというのが何か目に見えているような気もするんですけども、少しでも学生に来てもらえればいいのかなという思いがありますが、何か厳しいなというその一言に尽きまして、質問はできない。この厳しさの中でこの質問をすることは何か私自身も苦しくなって、次の質問項目が浮かばないので、これで終わりたいと思います。

○議長（辻 浩一君）

次に、事項別明細書111ページから113ページ、8目、情報管理費について順次発言を許可します。諸上栄大議員。

○6番（諸上栄大君）

それでは、8目の情報管理費、報償費からお尋ねしてよろしいでしょうか。

○議長（辻 浩一君）

そしたら報償費、そして使用料及び賃借料、そして次、真ん中のやつ、委託料に移ってください。

○6番（諸上栄大君）続

はい。それでは、報償費からお尋ねします。

今回、謝金（DXアドバイザー）で18万円の計上をされてありますが、その算定根拠と、今回の予算計上をされた理由についてお尋ねします。

○議長（辻 浩一君）

広報・広聴課長。

○広報・広聴課長（津山光朗君）

お答えいたします。

現在、嬉野市DX推進アドバイザーの所在地が東京です。旅費相当分ということで、東京－佐賀の往復分6万円の3回分を計上させていただいているところです。

計上した理由としましては、基本的には、リモートで相談できる場合は基本リモートでお願いをしたいと考えておりますが、例えば、職員向けの研修会の開催であったりとか、今後フロントヤード改革の推進事業で、やはり会って、面会して相談する必要がある場合とか、そういった場合に備えて今回予算を計上させていただいているところです。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

諸上栄大議員。

○6番（諸上栄大君）

このDXアドバイザーは、さっき東京にいらっしゃる方をお呼びすると。謝金で計上ですよ、交通費ですか。そこの具体的ところが分からなかったのもう一度お尋ねします。

○議長（辻 浩一君）

広報・広聴課長。

○広報・広聴課長（津山光朗君）

お答えいたします。

基本的に、報酬については無報酬ということにしておりまして、旅費相当分を報酬に組みさせていただいたというところです。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

諸上栄大議員。

○6番（諸上栄大君）

旅費相当分の計上ということで理解しました。

あと、このDXアドバイザーの方に来ていただいて、予算を計上されているわけなんですけれども、先ほど広報・広聴課長のほうからもお話がありましたけれども、フロントヤードのことも踏まえて等々も視野に入れられているとは思いますが、そのほか、このDXアドバイザーという方を招聘するに当たり、どのような効果等々が想定されるのか、最後にお尋ねしたいと思います。

○議長（辻 浩一君）

広報・広聴課長。

○広報・広聴課長（津山光朗君）

お答えいたします。

もちろん、令和7年度は、先ほど申し上げたフロントヤード改革推進事業が一番大きな目的でありますし、またDXについて知見が高いですので、今年度も実施をしましたけど、職員向けの研修会であったりとか、そういったものがないのかなということで考えているところです。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

諸上栄大議員。

○6番（諸上栄大君）

それでは、次の13節、使用料及び賃借料についてお尋ねします。

ガバメントクラウド利用料278万9,000円、これに関して、このガバメントクラウドというのが何なのかということと、新規で今回計上されているようですが、その理由に関してお尋ねします。

○議長（辻 浩一君）

広報・広聴課長。

○広報・広聴課長（津山光朗君）

お答えいたします。

少し長くなりますけど、お聞きいただければと思います。

ガバメントクラウドというのは、中央省庁や地方自治体などの行政機関が、行政システムをクラウドサービスということで共同利用できるように政府の仕様にに基づき構築されたIT基盤ということになります。

そのクラウドとは、じゃ、どういったものかということになりますけど、クラウドというのは、データ格納等を行っているサーバーであったり、データの送受信、セキュリティーやデータの管理を行うネットワーク機器、こういったものを集約する場所となります。

現在、自治体は独自にシステムを構築、運用しているため、自治体によってシステムがばらばらになっております、そのベンダーによって違いますし。なっております、自治体間の情報連携が非常に困難で、また、運用コストも各自治体ごとに別々で費用も負担が非常に増えております。

そういった課題を解決するために、政府の仕様にに基づき構築された I T 基盤、いわゆるガバメントクラウドを活用して、今後、全国の自治体が国民生活に直接関係する 20 業務の基幹システム、例えば、住民基本台帳であったり、税であったり国民健康保険、また福祉、子育て支援、戸籍、生活保護、そういった 20 の業務の基幹システムを、ガバメントクラウドを活用して共通化、標準化を進めるという目的で政府がそういったクラウドの I T 基盤を置いたということになります。

なお、このガバメントクラウドを提供する政府認定の企業は、現時点では、アマゾン、マイクロソフト、オラクル、グーグルのこのアメリカの 4 社と、国内では、大阪に本社を有します、さくらインターネット株式会社、この 5 社となっております。各自治体は、この 5 社の中からガバクラの業者を選定して運用するといった形になってきます。

続きまして、この新規計上された理由ということですが、実際先ほど基幹系システムの 20 業務につきましては、これは令和 7 年度末までに原則標準化になっておりまして、実際、令和 7 年度中からそのガバメントクラウドを活用して標準化のほうに移行になってきます。本市においても、当然そういったことで移行しますので、そのガバメントクラウドに接続する費用であったり利用管理費の負担を計上する必要がありますので、令和 7 年度に計上をさせていただいているということになります。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

諸上栄大議員。

○6 番（諸上栄大君）

詳細な説明をありがとうございます。

クラウドに関して、アメリカの企業と日本の企業、4 社と 1 社、そのシステムというか、クラウドを活用する。一応それは、担当課としてはある程度決められているのかどうかということと、もう一つ、国が標準装備でやっていこうという流れの中で、この財源に関しては、国の補助云々というのはあるのかどうか、そこをお尋ねしたいと思います。

○議長（辻 浩一君）

広報・広聴課長。

○広報・広聴課長（津山光朗君）

お答えいたします。

今のシステムについては、杵藤電算センターで共同している分と、あと嬉野市単独でやっ

ているシステムがございます。

嬉野市で単独でやっているシステムにつきましては、生活保護システムと障がい者システムについてでありますけど、まずもって杵藤電算センターで共同している基幹系システムについては、オラクルクラウドを使うような形になっております。

また、嬉野市単独で行っています生活保護と障がい者システムにつきましてはアマゾンウェブサービス、AWSのクラウドを活用するようにしております。

続きまして、財源の御質問だったと思いますけど、この移行に当たって、移行費については国の補助金がありますし、また、このガバメントクラウドの今後の利用料につきましては、これは1月、総務省のほうから事務連絡があっておりまして、この分については普通交付税の年ということで考えているということで通知が出されているところです。

以上です。（「以上です」と呼ぶ者あり）。

○議長（辻 浩一君）

そしたら、委託料について質問してください。諸上栄大議員。

○6番（諸上栄大君）

それでは、委託料のフロントヤード等改革事業に関してお尋ねします。

主要な事業の説明書は24ページに記載です。

3点ほど挙げておりますが、まず1点目に、ノーコードツール及びシステム連携ツール導入の、横文字でしたので、なかなかちょっと理解ができなかったもので、その詳細の説明をお願いしたいということと、合同常任委員会でも説明があったように、今回は財源については国の補助金の全充当ということですのでけれども、今後の国の補助金等の予定があるのかどうか。

それと、それに付随してですけれども、今後のランニングコストについての考えはどのようにお考えになられているのか、そこをお尋ねしたいと思います。

○議長（辻 浩一君）

広報・広聴課長。

○広報・広聴課長（津山光朗君）

お答えします。

まず、ノーコードツールにつきましては、これはプログラミングの知識がなくても、アプリ作成画面というのがございまして、そういったメニューからドラッグ・アンド・ドロップを行うことで各種アプリを作成することができます。そういったツールがノーコードツールということになります。嬉野市ではそういったノーコードツールを活用しまして、各種手続を可能な限りオンラインで申請できるように作成しまして、行かない窓口、そういった窓口の実現を目指したいということで考えているところです。

続きまして、システム連携ツール導入につきましてですけど、ノーコードツールで作成し

たものは先ほど申しました各種申請書、これはインターネット側でしか見れない、利用できないようになっております。そういったことで職員がオンラインで申請があった場合、総合行政ネットワーク、L G W A Nという専用の回線がありますが、そちらでも見れるように、L G W A Nからも安全にアクセスできるように連携するのがシステム連携ツールの導入ということになります。

それと財源についてですけど、確かに、令和7年度は総務省のほうで採択を受けまして、全額、10分の10の補助となりますが、今後のランニングコストが、現時点での概算なんですけど、1年間で約1,400万円の経費が税込みでかかります。これについては、現時点での経費に対する助成というのはありません。一般財源になる可能性が高いですけど、今後そういった財源になるものがあれば、当然そちらのほうを活用していきたいということで考えているところです。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

諸上栄大議員。

○6番（諸上栄大君）

分かりました。そしたら2番目の質問ですけれども、今回このフロントヤード等改革事業に関しては、国のモデル事業の採択を受けて、それに対しての補助が10分の10とされて行われる事業だとお聞きしておりますが、その認識でよかったですよね。

国のモデル事業ということで、今は恐らく、国のモデル事業は報告等々、事業の検証等もしなければいけない状況なのかなと思うんですけれども、それは、今回この主要な事業の説明書にかなり多く事業名があるんですけれども、この一つ一つに対しての評価を出さなければならないのか、まずそこをお尋ねしたいと思います。

○議長（辻 浩一君）

広報・広聴課長。

○広報・広聴課長（津山光朗君）

お答えいたします。

やはりこれはモデルプロジェクトなので、モデル事業になるので、ある一定の成果というのは、K P I 指標を設けておりますので、そこについてはある程度の効果を出さなくてはならない事業なのかなということになっております。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

諸上栄大議員。

○6番（諸上栄大君）

K P I ということ、全体的なK P I、全体的な評価なのか、一つ一つの評価なのかと

いうところをお聞きしたかったので、最後に答弁をお願いしたいと思います。

それともう一点、最後なので。

この中で、主要な事業の説明書の、窓口支援システムの構築業務、これが事業費が一番大きいわけなんですけれども、この具体的なイメージというのが、書かない窓口、回らない窓口を実現するシステム構築とバックヤード業務の集約化、効率化ということで、具体的なイメージ、最終的なイメージは、これは庁舎の中にタッチパネル式の何か機材を置いて、マイナンバーカードを入れたら、ずっとそこから導入していったというような形になるのか、そこら辺の最終的なイメージというのがなかなかつかみどころがなかったので、担当課としてはどのようなイメージを持って事業を遂行されるのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（辻 浩一君）

広報・広聴課長。

○広報・広聴課長（津山光朗君）

お答えいたします。

まず、K P Iにつきましては、一つ一つのシステムについて検証をする必要があるというふうになっております。

行かない、書かない、回らない窓口ですね。まず、行かないというのは、先ほど冒頭に説明しましたノーコードツールを活用して、できるだけ行かないような窓口を目指したいと考えております。

書かない、回らない窓口というのは、議員おっしゃるとおりマイナンバーカードを活用して、住所、氏名、生年月日、性別、そういったものを申請書に転記できるようなそういったシステムの構築ということで考えているところです。

それと、その手前に発券機、窓口支援システム、来たらまず発券機で券を取って、そこからマイナンバーカードとかを持って職員が対応していくようなイメージになります。当然、複数にまたがる手続等が必要な場合は、来庁者が課を回るんじゃなくて一つの場所に職員が来るようなそういったイメージの窓口を目指していきたいということで考えております。

以上です。（「ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

○議長（辻 浩一君）

次に、増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

同じく、フロントヤード等改革事業についてお尋ねいたします。主要な事業の説明書は24ページになります。この事業名でたくさんある中で、窓口支援システム構築業務と窓口予約システム導入事業についてお尋ねしたいと思います。

私も窓口支援システムの流れをということでお尋ねしたいと思っているんですけれども、今の答弁で、庁舎に来て、まず発券機、そしてマイナンバーカードを持って、そこに係の人

が来られるということで、その後は、例えば複数の課に用事があったら、それぞれ各課の方が順番に来られるというイメージでよろしいんでしょうかということと、あと、窓口予約システムの流れをお願いいたします。

○議長（辻 浩一君）

広報・広聴課長。

○広報・広聴課長（津山光朗君）

お答えします。

流れは、先ほどの増田議員さんの御認識のとおりになろうかと思います。

窓口支援システムにつきましては、来庁したら、まず発券機で券を取るみたいな形で順番、番号を取っているようなイメージですね。銀行とか行けば、よくそういったのがあるかと思っています。そういったイメージになります。

また、この窓口予約システム導入事業につきましては、スマートフォンを活用して自宅からも予約できるように構築をしたいということで考えているところです。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

窓口支援システムでは、先ほど答弁されましたように、行ったらコンシェルジュみたいな方がきちんといていただくということでいいですか。こういう順番でしますよという案内とか、そこもいっちゃうということで認識してよろしいんでしょうか。

あと、窓口予約システムですけれども、スマートフォンでどのような流れで予約というのも、分かれば教えていただきたいなと思います。

○議長（辻 浩一君）

広報・広聴課長。

○広報・広聴課長（津山光朗君）

お答えいたします。

まずもって塩田庁舎とかは、来られた場合、相談できるようにコンシェルジュ、職員を配置ということで考えておりますし、また嬉野庁舎、今の本庁舎になるかと思いますが、そこについても、そういった職員の配置等については今後検討していくことになろうかと思っています。最初はやはり分かりにくいと思うので、懇切丁寧に教える職員の配置というのは大事なかなと思っています。

スマートフォンからの予約システムの方法ということであったかと思いますが、これはアプリとかをダウンロードしての活用になるのかなということで想定をしているところです。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

スマートフォンにアプリを取り入れてスマートフォンで申し込む場合の手順とか、そういう仕方とかはどんなふうにして取得すればいいんでしょうか。例えば、分からなかったら、何かそういう教えてくれる人がいらっしゃるんですか。

あと、今後のランニングコスト等、財源は先ほど質問がありましたので分かりますけれども、1,400万円ぐらいランニングコストがかかるということですが、これがずっとそれだけ毎年かかっていくのかということの確認をさせていただきます。

○議長（辻 浩一君）

広報・広聴課長。

○広報・広聴課長（津山光朗君）

お答えいたします。

当然、最初はアプリの活用の仕方とかも分からないと思うので、そこは問合せとかしてもらえば、そこは懇切丁寧に市民に対して教えるような体制、それは当然のことだと思いますので、そういった対応になるかと思います。

それと、ランニングコストにつきましては、現時点で見積もっている金額につきましては概算で約1,400万円ということになります。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

次に、梶原睦也議員。

○15番（梶原睦也君）

今の続きですが、1,400万円ということですが、まず、今回の委託料については、1者なのか、委託先はどこなのか、まずその部分だけをお聞きしたいと思います。

○議長（辻 浩一君）

広報・広聴課長。

○広報・広聴課長（津山光朗君）

お答えします。

今回のモデルプロジェクトに応募するに当たっては、今現在、今年度6月補正で可決していただいたBPR推進業務と深く関わっております。このBPR推進業務につきましては、現在プロポーザルを実施しまして、NTT西日本が事業実施をされております。

今回のこのモデルプロジェクトの応募に当たっても、そういった関わりが非常に強い、また業務の中身をよく知っていらっしゃるNTT西日本と連携した形で応募を行っておりまして、そこで採択をしておりますので、恐らく、NTT西日本の随意契約によって事業を実施

したいということ考えているところです。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

梶原睦也議員。

○15番（梶原睦也君）

NTT西日本ということですね。

それで、このランニングコストについても、このNTT西日本がずっとやっていくということになるのでしょうか。ランニングコストの分も、このNTT西日本がずっと引き継いでやるというふうになるのかどうか。

○議長（辻 浩一君）

広報・広聴課長。

○広報・広聴課長（津山光朗君）

お答えいたします。

あくまでも、令和7年度の構築業務について、契約相手方が恐らくNTT西日本になるかと思えますけど、一つ一つのシステムについては、まだそこから各業者がいらっしゃいますので、そこはそのシステムに対応する、構築する業者に対してのランニングコストを払うような形になるかと思えます。（「いいです」と呼ぶ者あり）

○議長（辻 浩一君）

次に、事項別明細書113ページから115ページ、9目、地域振興事業について順次発言を許可します。宮崎良平議員。

○9番（宮崎良平君）

では、地域振興事業費、補助金のきりりブラッシュアップ事業50万円。これは、きりりブラッシュアップ事業において2団体に補助とありますが、事業の詳細と、どこの団体か、お答えいただきたいと思えます。

○議長（辻 浩一君）

企画政策課長。

○企画政策課長（松本龍伸君）

お答えをいたします。

本補助事業につきましては、新年度4月以降、市のほうから各地域コミュニティへ事業の計画また企画を募る予定です。地域コミュニティ運営協議会において実施計画を策定していただいて、その後、市のほうで事業の採択をするというような流れになります。

現時点で事業実施団体及び事業の内容、詳細については決定しているものではございません。予算が25万円上限の2団体ということで予算立てをさせていただいておりますけれども、ちなみに、令和6年度は3団体、50万円以内でできる事業の応募がありましたので、その分、

3 団体採択しているというような現状でございます。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

宮崎良平議員。

○9 番（宮崎良平君）

昨年 3 団体、じゃ、これが 4 団体、5 団体とあった場合にそれをどういうふうに対応するのかというのと、もう一つ、今回一応ここのサブ的に 2 団体という形で書いてありますけど、基本的にはおおむね 2 団体ということで予算組みをしていくのか、大体 25 万円ぐらいの事業として予算組みをしていくのか。これは、該当コミュニティが新規事業を、新しい事業を行う際の準備金みたいな形の考えでいいのか、そこをお伺いします。

○議長（辻 浩一君）

企画政策課長。

○企画政策課長（松本龍伸君）

お答えをいたします。

実施団体は地域コミュニティにももちろん限定したものですので、7 団体の中から手を挙げていただいたところということで、これまでも複数あってちょっと予算額が出るような形もありましたけれども、これは地域コミュニティの中で——優先順位につきましては、新規性のある分とか、地域の活性化に寄与するものを優先的に採択したいとは考えておりますけれども、場合によっては地域コミュニティ運営協議会の事務局長会議等ありますので、そこでの調整等を図っている状況にもございます。同じような事業が上がってきた場合は、順番であったりですとか、昨年度、近年の採択の団体、順番ではないですけれども、そういった位置づけをして策定をしているところでございます。その辺の費用の分担といいますか、そういった部分ができるようであれば、予算の範囲内でやっていくということになると思います。

このきらりブラッシュアップ事業については、通常のコミュニティの運営の部分でできないところという部分ですので、比較的この新規性の部分とか、地域に貢献できるよねというような事業を優先させていただいているのが現状でございます。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

宮崎良平議員。

○9 番（宮崎良平君）

分かりました。1 つ聞きたいのが、これはある意味、新規事業として地域を盛り上げていきたいというコミュニティが連続して申請して、連続して取ることもあったら、そういう可能性もあるということですよ。

それで、こういう事業として特異性を持った新規のものが出てきた、コミュニティとして

やる気があって頑張っていることというのは、すごくその分恩恵があることは当然のことだと思いますので、待っていたら来年交付されるから何しようかじゃなくて、頑張ってやりたいと思っているコミュニティを優先的に交付できるようにしていただきたい、そう思っております。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

次に、事項別明細書117ページから118ページ、14目、市史編纂費について順次発言を許可します。山口卓也議員。

○5番（山口卓也君）

市史編纂業務について、まず1つ目が、印刷数量と印刷費用をお伺いします。

2つ目が、現行データでの納入はあるのか。

3つ目が、市のホームページ等で公開がされるか。ホームページ等で読めるような環境に持っていけるのか、そこをお伺いいたします。

○議長（辻 浩一君）

教育総務課長。

○教育総務課長（森永智子君）

お答えをいたします。

市史編纂業務につきまして、令和7年度で予算を計上しておりますのは、中間と資料編でございます。印刷の数量といたしましては、いずれも700部ずつを予定しております。印刷の費用につきましては委託料の中に含まれておりますが、積算として、税別で2,200万円が印刷の費用でございます。

続きまして、原稿のデータでの納入はあるかという御質問でございますが、PDFデータで原稿データは納入をしていただくように計画しております。

3番目に、市ホームページで公開されるのかという御質問でございますが、いずれは市のホームページでの公開をしたいと計画はしております。ただ、市史の販売もございますので、その時期を勘案しながら、公開時期につきましては今後検討する予定としております。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

山口卓也議員。

○5番（山口卓也君）

ホームページでそういった公開、以前ちょっと私も言っていたので、そういったことを検討されているということでよかったと思います。当分は販売もあるということで、その時期については未定ということですが、販売については大体幾らぐらいを目安とされているのかというのを伺います。

あと、印刷についてですけれども、委託料に含まれているということで、以前から私、例えば、印刷だけでも地元の、近隣の事業者さんに印刷をお願いすると、それだけでも地域の活性化につながるんじゃないかということで提案もしていたんですけれども、そこに、そうじゃなくて、この委託業者に印刷をお願いされることになった考え方、そういったところもお伺いします。

○議長（辻 浩一君）

教育総務課長。

○教育総務課長（森永智子君）

お答えをいたします。

市史の販売の金額については、今のところ全くの未定でございます。まず、セットで売なのか、バラでも売なのかといったところも検討の段階にまだ入っておりません。販売金額につきましては、近隣の市町の状況などを見て今後決めていくことになります。

そして、印刷について、委託料の中で一括して契約をしておりますが、これは予算を有効的に使うための手法といたしまして、一括して専門的な業者に契約をしているものでございます。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

山口卓也議員。

○5番（山口卓也君）

金額はまだ未定ということで、私以前、塩田町史を購入させていただいたときは1冊6,600円ぐらいだったと思います。今回はカラーですので、それ以上になるのかなというふうに思うんですけれども、4冊全部買われると数万円かかるということで、そうであるならば、例えば、先ほどホームページでの公開ということを見通されておられますので、いずれそちらで見れるんやったら買わんでよかったなとか、そもそもそういった700部も本当に必要なのかなとか、そういった検討もあるのかなと思います。

先ほどホームページでの公開はいずれということでありますけれども、それも同時に公開してもいいのかなと私は思うんですけれども、その考え方はどうでしょうか。

○議長（辻 浩一君）

教育総務課長。

○教育総務課長（森永智子君）

お答えをいたします。

販売もございますので、市のホームページへの掲載については時期はずらして掲載することになるかと考えております。

そして販売の時期……（「早めに案内して、みんなで見れたらいいなと、そういうことで

す、公開の考え方です」と呼ぶ者あり)

公開の時期につきましては、少しずつさせていただきたいとは考えております。あと、部数につきましては700部印刷を予定しておりますが、このうちの一部は近隣の自治体に寄贈をしたりですとか、あとは国会図書館への寄贈なども含めての700部でございます。残りの分を販売する予定としております。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

次に、諸井義人議員。

○7番（諸井義人君）

同じところでの質問ですけれども、先に結構聞かれましたので、私は別のところで。

700部のうち、学校関係の図書館へはどのくらいを納入予定で考えておられますでしょうか。

○議長（辻 浩一君）

教育総務課長。

○教育総務課長（森永智子君）

お答えをいたします。

今、寄贈として提供するの、先ほども申しましたように国会図書館ですとか、県内の市町自治体とか、県外の近隣の自治体などへの寄贈を計画しております。

学校につきましては、今のところそこの中には入っておりませんが、なるべく寄贈する方向で検討をしたいと思います。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

諸井義人議員。

○7番（諸井義人君）

データの活用についてですけど、データだけでの購入ということも考えられるのか、お尋ねします。

○議長（辻 浩一君）

教育総務課長。

○教育総務課長（森永智子君）

お答えをいたします。

今のところ、データの購入についてはまだ検討はしていませんが、そういった要望があれば、そこも含めて今後の検討としたいと思います。

以上です。（「以上です」と呼ぶ者あり）

○議長（辻 浩一君）

次に、大串友則議員。

○2番（大串友則君）

内容はあらかじめ分かりましたけれども、私もデータの取扱いということで、これは市史編纂委員会条例を見ていたら、設置の第1条に、本市の発展と市民の愛郷心の向上を図るためにこの市史を編纂するとあります。なので、これはふるさと納税をされる方とかに、できるだけ幅広く見てもらって、嬉野市を愛してもらうために、早めに、別に公開してもいいんじゃないかなと思います。それでも本を欲しい人は、本を買ってもらえばいいだけなので、できるだけ嬉野のことを皆さんに愛してもらうために公開をするべきではないかなと思いますけれども、その辺の考えはいかがですか。

○議長（辻 浩一君）

教育総務課長。

○教育総務課長（森永智子君）

お答えをいたします。

データも、なるべく早い時期に公開をという御意見でございます。市史編纂委員会とか、そのほか、皆さんに幅広く意見をお聞きして、データ公開の時期について検討したいと思います。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

大丈夫ですか。

次に、事項別明細書119ページ、15目、広報広聴費について順次発言を許可します。諸上栄大議員。

○6番（諸上栄大君）

それでは、15目、広報広聴費の12節、委託料についてお尋ねします。

令和6年度当初予算に計上されておりました女性が輝くまちづくり推進事業、これが令和7年度当初予算には計上されていない理由についてお尋ねします。

○議長（辻 浩一君）

広報・広聴課長。

○広報・広聴課長（津山光朗君）

お答えいたします。

女性が輝くまちづくり推進事業、これにつきましては国の地方創生推進交付金を活用いたしまして、これは2分の1の補助ですけど、令和4年度から今年度までの3か年の事業ということで申請して実施をしまいったところでございます。

結論から申しますと、この女性が輝くまちづくり推進事業という事業につきましては、今年度が最終年度という形になってまいります。しかしながら、これまでワークショップは諸

上議員も参加していただきましたスポーツフューチャーセッション、そういったところでいただいた意見等につきましては、当然、今後の計画、第3次総合計画だったりとか、そういったものの参考にしていきたいと考えております。

今後のあり方としましては手法ですね。スポーツフューチャーセッション、フューチャーセッション、これについては企画政策課長からも発言がありましたけど、各種計画書を作成するに当たって、そういった手法も考えられるのかなと思います。

また、今回スポーツフューチャーセンターということで、スポーツ選手に参加いただいて実施をしてきたんですけど、やはり有名なスポーツ選手となると呼ぶのに結構お金がかかってまいります。そういった中で、今後そういったセッションを行っていく中で、例えば、連携協定を提携しております県内のSAGA久光スプリングスであったりとか、佐賀バルナーズであったりサガン鳥栖であったりとか、そういったところの所属される方の選手を交えたワークショップとそういったものを今後は開催も考えられるのかなと思いますけど、女性が輝くまちづくり推進事業としましては3か年の事業ということにしておりましたので、事業自体は今年度までの事業ということではしているところです。もちろん、そういったその手法等については今後、引き継いで活用していきたいということで考えているところです。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

諸上栄大議員。

○6番（諸上栄大君）

それでは、先ほどの広報・広聴課長の説明の中では、女性が輝くまちづくり推進事業は3か年の事業だったので予算計上しなくて、その事業としてはもう終わると私は理解したんですけども。ただし、スポーツフューチャーセンターとかフューチャーセッションに関しては、現状、SAGA久光スプリングスとか佐賀バルナーズ、あるいはサガン鳥栖の関係者、スポーツ選手を呼んで、そういう手法を取り入れた取組はしていくよというようなことで理解をしました。

逆に、この広報広聴費の中の先ほどおっしゃったような費用に関しては、どのような形で計上されているのか、説明をお願いしたいと思います。

○議長（辻 浩一君）

広報・広聴課長。

○広報・広聴課長（津山光朗君）

お答えいたします。

先ほどの、今、県の連携協定を結んでおります3者、さっき言ったSAGA久光スプリングスであったりとか佐賀バルナーズであったり、ここら辺りは、そういったものも考えられるということですね、今後。決定しているものではなくて、今後そういったフューチャーセッ

ションとかをしていく中で、そういったところからも参加いただいてセッションというのは考えられるということで、あくまでも決定しているわけではありませんが、今後そういったいろんな契約書づくりであつたりとかした場合に、予算化自体はしていないんですけど、今後、広報・広聴課に限らず、そういった事業をする中においてそういったものを考えられるということでの意味合いですので、特別、7年度に予算化をしていないのはそういった理由でございます。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

お諮りします。議案質疑の議事の途中ですが、本日の会議時間は議事進行の都合により、あらかじめ15分間延長して17時15分までとします。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、本日の会議時間を17時15分まで延長することに決定をいたしました。

それでは、議案質疑を続けます。諸上栄大議員。

○6番（諸上栄大君）

そしたら、3回目です。

私はこのフューチャーセッション、広聴というスタンスから非常にいい取組かなとは思ってかなり評価をしているわけなんですけれども、先ほど広報・広聴課長のお考え等々を伺った中で、先々やるんだったら補正予算をかけられるのかなというような方法もあるのかなとは思ったんですけれども、そういう方向で持っていかれるのかなという、そういう方向性を最後にお尋ねしたいと思います。

○議長（辻 浩一君）

広報・広聴課長。

○広報・広聴課長（津山光朗君）

お答えいたします。

その必要性に応じて、当然その補正とかも場合によってはあり得るということで理解していただければと思います。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

次に、宮崎良平議員。

○9番（宮崎良平君）

先に、女性が輝くまちづくり事業がなくなったことというのからしましょうかね。先ほどの諸上議員への説明である程度は分かりました。

ただ、これはHAPPY TOGETHER PROJECTと一緒に何となくこう連携しながらやってきたとい

う、市長の肝煎りの事業としてやられてきたのかなと思っておりました。これは、ふるさと納税とか、自主財源の確保とか、そこら辺をしながら推進してまいられるのかなと思っておりました。結局、これに対してどのような効果があつて成果というものがどのようなものが出たのか、この事業から何が生まれたのかというのを伺いしたいと思います。

○議長（辻 浩一君）

広報・広聴課長。

○広報・広聴課長（津山光朗君）

お答えいたします。

まず、第一線で活躍したプロスポーツ選手が、活躍したことによって、そういった出演いただいた方から直接SNSの発信とかもしていただきましたし、嬉野のことを広く発信してもらっておりますし、また、メディアの取材によって、広く嬉野市のことも発信できたのかなと思っております。

また、参加者同士のつながりが実際にできておりますし、その中で出た一例を申しますと、農業と観光のテーマであった中で、例えば、茶畑を活用して農業体験によるインバウンドの増加、こういったものについて今実際、取組について協議を進めているところでもあります。

また、先月開催いたしましたスポーツフューチャーセッション、2回ですね。これはまちづくりというテーマで開催をしましたけど、これについても、遊休農地の活用であったりとか、人口減少を和らげるまちづくりの提案であったりとか、空き家利用とか、いろんな御意見をいただいておりますので、こういったものを第3次総合計画の参考として反映できればということで考えているところです。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

宮崎良平議員。

○9番（宮崎良平君）

分かりました。これは女性が輝くまちづくりという3年間の事業でしたけど、やっとなんとかスタート段階に立てた状況なのかなと私は感じていたんですよ。これは、町の人たちに聞いても、何となく女性が参加できる機会が増えたとか、そういった声が多々挙がっていたので、予算的に、以前までのような予算づけしなくてよくても、多少の予算づけして、今後補正とかでもやったほうがいいんじゃないかなと私は思うんです。ちょっと一般質問みたいな形になってごめんなさい。

スポーツフューチャーセンター、先ほど、今後そこにつなげていくとかという話がありましたけど、ある程度、市長2期目になってHAPPY TOGETHER PROJECTが始まって、女子野球とかどうなっているのか分かんないけど、そこら辺から進めていく事業の一環として、ある意味、女性が輝く、幸せになれるまちということを外に、市民にも浸透させなきゃいけないわけで

しょう。ここをするに当たって、ここで何か一旦切っちゃっていいのかなという気がするんです。そこに対して最後、市長、御答弁をお願いしてよろしいでしょうか。

○議長（辻 浩一君）

市長。

○市長（村上大祐君）

お答えをしたいと思います。

この事業につきましては以前も一般質問をいただく中で、こういった国の地方創生の交付金が終わったらやめるのかというような質問もいただいておりましたが、それは違うということとは明確に申し上げてきたところでもございます。

今回、女性が輝くまちづくりというふうに銘打ってやったそもそもの背景としては、その頃は一億総活躍とか、女性活躍とか、そういったことが国の政策のかなりウエートを占めていた部分もありまして、そういったところをちょっと意識しながらの事業の組立てということになりましたけれども、当初より私どもは、女性の活躍はもちろん、多様な人材が活躍するまちづくりを志向して本事業を組立ててきた経緯がございます。

そういった中で、先ほど議員さんから御紹介いただいたHAPPY TOGETHER PROJECTを通じて、まちづくりを主体的に、なおかつ未来志向で考えるというフューチャーセッションの手法を用いて具体的な成果も得るに至りました。

今後、総合計画とか、総合戦略を一本化して、今度一つのまちづくりの大きな方向性をやっていくと、これはすごく大事なことで、コンサルに丸投げして冊子を作れば終わりというふうには考えておりませんで、やっぱり幾重にも幾重にも、市民の声であったりとか、私どもの思い、市民の思いというものを重ねてつくり上げるものだというふうに思っております。総合計画を策定するに当たりまして、今回の女性が輝くまちづくりプロジェクトで用いた手法というものを使った市民の皆さんの考えを反映させるようなワークショップ、フューチャーセッションを取り入れていきたいということは、組織として認識を共有しているところでございます。

今後、本当に市政全体の骨太の方針をつくっていくに当たりまして、今回得られた事業のノウハウというものも活用しながらやっていきたいというふうにも考えているところでございます。

先ほど女子野球はどうなったという話もちよっとありましたけれども、5月には女子野球のタウンのサミットが開かれることになりますけれども、企業版ふるさと納税の話も今日はいただきましたが、そういった活用をしたスポーツのまちづくり、女子スポーツの振興のお話を聞きながら具体的な事業者さんとのマッチングの場もそこでは予定をされているというふうに聞いておりますので、私自身が参加をして、いろいろな企業さんと出会いの中で、女子スポーツ、これは野球に限った話じゃないと思います。今、佐賀県も、女性特有のアス

リートとして継続していくには、月経の周期をにらみながらとか、出産を経てのアスリートとしてのキャリアを積み上げていくにはどうしたらいいとか、そういった観点もございすので、女性がスポーツに親しむ、アスリートだけじゃなくて、一般の方も骨粗鬆症のリスクはやっぱり女性のほうが高いという厳然たる事実もありますので、ふだんからスポーツをしていくような仕組みづくりをどうしていくとか、そういった広範なまちづくり全般にも民間の資金を活用するような、そういったつながりを保ちながらやってきているところでございます。

これから具体的に何の事業に対応するのかというところは、なるべく私たちも明示しながらやっていきたいというふうには思いますが、事業自体が終わりじゃなくて、その事業を一つの成果等は成果として持ちながら、次のいろんな展開を考えていきたいというふうにご考慮というふうに理解をいただければと思います。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

お諮りをしたいと思います。先ほど15分間の延長をいたしましたけれども、議会運営上、さらに15分延長いたしまして17時30分までしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、本日の会議時間を17時30分まで延長することに決定をいたしました。

次の質疑を、宮崎良平議員。

○9番（宮崎良平君）

シティプロモーション事業で、昨年まで計上されていた広告料というのが185万円、掲載されておられません。これは事業内容の変更とかまたは広告料が必要でないとされたのか、そこら辺、詳細を伺いたいと思います。

○議長（辻 浩一君）

広報・広聴課長。

○広報・広聴課長（津山光朗君）

お答えいたします。

これにつきましては、嬉野温泉、うれしの茶、温泉湯豆腐、この3つを融合した30秒のPR動画があったかと思いますが、これが今年度の2月で使用権限が切れております、30秒PR動画がですね。これについては、これまで長崎県向けであったり福岡県向けの地上波で配信をして一定の効果を果たしたのかなと思います。

外部向けの発信につきましては、委託料の500万円、シティプロモーション事業の500万円の中から、そういった外部の発信は行っていきたいと思っております。

今年度実施しました台湾向けのインフルエンサーマーケティング事業、これが約300万円

ぐらいでしたので、これに代わるものとして、そういったメディア発信に予算を使っていき
たいなということで考えております。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

宮崎良平議員。

○9番（宮崎良平君）

なるほど、分かりました。PR動画の使用期限が切れていると。ここに関して言うと、事
業者から権限が切れた、ただ、嬉野市のものとして、要はPRの宣材用のあらゆるもの、権
利ですね。宣材の写真、映像とか、写真とか、音源とか、そういうものの権利、これは契約
上で、その後は嬉野市として使えないという契約になっていたということですか、そこをお
伺いしたいと思います。

○議長（辻 浩一君）

広報・広聴課長。

○広報・広聴課長（津山光朗君）

お答えします。

まさしく議員おっしゃるとおり、そういった契約になっていたということになっておりま
す。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

宮崎良平議員。

○9番（宮崎良平君）

こういったものは結構大事で、我がまちのいろんなものを流せないとか、いろんな宣材写
真のほぼほぼは嬉野市のものじゃないですか、映像もそうですし音源もそうです。基本的
にそういったものは、契約をするときに、著作権等あらゆるものの権利においては、契約をす
る時点で市がグリップを握るというか、そういった契約の仕方というのがあると思うんです
けど、そこはきっちりと、今後どこの部署においてもやっていただきたいなと思うんですけ
ど、そこについて最後、御答弁をお願いします。

○議長（辻 浩一君）

広報・広聴課長。

○広報・広聴課長（津山光朗君）

このPR動画につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を使っ
て、令和2年度か3年度に制作されたものだと思いますけど、私もてっきり使えるものかと
思ったんですけど、そういった契約内容になっておりましたので、今後そういったものを、
PR動画等を作成するに当たっては、しっかりそこら辺りは確認して事業の遂行をしてまい

りたいと思います。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

質疑を終わります。

次に、2款．総務費、2項．徴税費、事項別明細書122ページから125ページについて質疑の通告があります。

事項別明細書122ページから123ページ、1目．税務総務費について順次発言を許可します。諸上栄大議員。

○6番（諸上栄大君）

それでは、税務総務費の委託料についてお尋ねします。

今回、申告相談業務ということで297万円計上されております。合同常任委員会のほうでは若干説明があったんですけれども、確定申告時の何かというようなことでちょっと記憶しておりますが、もし私の間違いがありましたら御教授願いたいということと、あと、予算の算定根拠の説明をお願いします。

○議長（辻 浩一君）

税務課長。

○税務課長（三根伸二君）

お答えします。

申告相談業務の委託料297万円の件ですが、現在、確定申告の事務補助として会計年度任用職員を1月から3月まで雇用しております。

その事務内容としましては、申告会場を開設している時期の一月につきましては、受付番号札交付や資料整理などになりますが、それ以外の日につきましては、資料の整理や封入作業等に、日によって作業量の偏りがございます。そこで、その期間、毎日ではなく、必要な時間、日数により、その分のみを派遣職員で賄うほうが効率的と考えまして、今回その遣の委託料を要求いたしました。

この297万円ですけれども、これは3か月のマックス値で積算をしております、不必要な分につきましては削減をされますので、予算全部を執行することはないものだと思っております。

この297万円の根拠ですけれども、時間単価2,000円掛ける7.5時間掛ける20日掛ける3か月掛ける3人掛ける1.1で297万円になります。

以上になります。

○議長（辻 浩一君）

諸上栄大議員。

○6番（諸上栄大君）

先ほどの確認です。人数的なものは3人ということで、今までの会計年度任用職員さんも4名。その辺で1名減になっているんですけど、その辺の業務とか、状況とかには支障がない部分でお考えになられているのか、そこをお尋ねしたいと思います。

○議長（辻 浩一君）

税務課長。

○税務課長（三根伸二君）

お答えします。

今現在は会計年度任用職員を4名雇っておりますが、その内容としては6時間の週に4名となっております。ですので、6時間ですので、早出の人と遅出の人とちょっとずれたような形になって、あるタイミングでは2名体制となっているところがあります。

今回については7.5時間の3人ということで、フルで3人雇えますので、こちらのほうが安定した運営ができるということもあります。

以上になります。（「以上です」と呼ぶ者あり）

○議長（辻 浩一君）

質疑を終わります。

次に、2款．総務費、3項．戸籍住民基本台帳費、事項別明細書126ページから128ページについて質疑の通告があります。

1目．戸籍住民基本台帳費について順次発言を許可します。水山洋輔議員。

○1番（水山洋輔君）

それでは、質疑をさせていただきます。

まず、こちらは次年度の新規事業ということで、戸籍住民基本台帳費の戸籍振り仮名通知事務ということで事業が上がっていますが、この通知書の発送方法——ごめんなさい、先に。

今回私は委託料ということで通告を出していたんですけども、出した後に気づいて、全体でということで、すみませんがよろしく願いいたします。

まず1問目ですけども、通知の発送方法をお伺いします。

それと、海外在住者の方がいた場合の通知方法をお尋ねします。

それと、郵送料が3万5,000件ということになっていますが、その3万5,000件の理由をお尋ねいたします。

○議長（辻 浩一君）

市民課長。

○市民課長（武藤清子君）

お答えいたします。

まず、通知書の発送方法ですけども、通知書は法務省が示しておりますような圧着はがきで作成を予定しています。改正法の施行日、令和7年5月26日を基準日として、基準日時

点において戸籍に記載をされている方全員に通知をいたします。本籍の筆頭者が在籍をしている場合は筆頭者宛てに送付します。筆頭者が除籍されている場合は、配偶者宛てに送ります。配偶者も除籍されている場合は、在籍者全員に宛てて送付をいたします。戸籍に記載されている在籍者のうち、住所が異なる場合は、それぞれに送付することになっております。

次に、海外の在住者への通知方法ですけれども、今のところまだ正式な通達があっておりませんけれども、住所が国外の場合は通知することが困難であるということで、通知しないという取扱いになっております。

今後、詳細な内容について通知されると思いますので、それに従って進めさせていただきたいと思います。

次が、郵送料の3万5,000件の理由でございます。

これは、嬉野市が本籍地である戸籍に記載されている人数が1月29日時点で3万5,716人です。1つの戸籍に記載されている、今生存している人の住所が全て異なる場合は、それぞれに郵送する必要があるございますので、最大の数として3万5,000通を見込んで計上しております。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

水山洋輔議員。

○1番（水山洋輔君）

承知しました。郵送料は最大なので、結果としてはそこまでいかないと思います。

例えば、先ほどのお話でいうと、本籍に行くわけです。戸籍じゃなくて本籍という理解でいいですかね——に行くわけですよね、通知が。例えば、進学等で住民票を残したまま行っている人とか、そのままそれで卒業して、住民票を残したままほかの市に転出——転出じゃないですね、住民票が残っているので——された場合は本人の家族さんに行くと思うので、戸籍で追うことで全ての人の振り仮名は確認できるというふうに理解して、この戸籍を追って今回通知をされるという理解でいいんですかね。

逆にいうと、今度は海外に行っている人は結局追えないから、どうしてもできないよねとなると、それはそれで何か、その人の所在が分からなくなっている、所在が追えないというふうに理解していいんでしょうか。ちょっとそこが分かりにくいというか。

あと、今回通知を送られるのは、この5月26日以降に通知を送られるんでしょうか。それとも、ここが法律が切り替わる日付ということで、その以前に送られるんでしょうか。

それと、この送った通知書の回答期限というのはどのぐらいを見込まれているのか、お尋ねいたします。

○議長（辻 浩一君）

市民課長。

○市民課長（武藤清子君）

お答えいたします。

まず、住所地です。住所を置いたまま県外に出られたりする場合もあると思いますが、通知は住民登録をしているところにお送りいたします。ですので、御家族のところに通知が行くという形になると思います。

また、海外の在住者につきましては通知はしないんですけれども、戸籍に記載する予定の振り仮名が判明している場合は、職権で市のほうで記載をいたします。

それから、通知の発送時期ですが、施行日、基準日が5月26日です。それ以降、国のほうは3か月程度で発送をするようにと言われておりますので、大体8月中ぐらいまでには発送できるように準備をしていきたいと思っております。

それで、もし発送通知を送られて振り仮名が間違っていたという場合は、1年以内、令和8年の5月25日までに届出をしていただく必要がございます。それを受けまして、市のほうで記載をするという形になります。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

水山洋輔議員。

○1番（水山洋輔君）

3回目なので。

そしたら、今回の事業は通知事務なので、通知をするまでという理解でいいですか。その通知後の事務処理関係は、また別で作業をしなきゃいけないと思うんですけど、そこはこの事業としてはどこまでが範囲というふうに考えていいんでしょうか。

○議長（辻 浩一君）

市民課長。

○市民課長（武藤清子君）

お答えいたします。

今回予算を計上しているうちの委託料につきましては、通知書を作成するまででございます。

もう一つ、人件費、報酬と職員手当、共済費につきましては1年間の雇用、会計年度任用職員さんの雇用ですので、戸籍の記載の事務の補助をしていただくということでございます。実際に作業を行うのは職員でございます。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

質疑を終わります。

次に、2款．総務費、4項．選挙費から2款．総務費、6項．監査委員費まで、事項別明

細書129ページから136ページについて一括して質疑を行います。

質疑の通告はありません。質疑を終わります。

これで2款、総務費の質疑を終わります。

議案質疑の途中ですが、お諮りをいたします。本日の会議はこれにて延会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

本日の会議は延会することに決定をいたしました。

本日はこれをもって延会いたします。

午後5時20分 延会